

令和 6 年度

市 税 概 要



福井市財政部税務事務所

再生紙を使用しております

福井市コミュニケーションマーク



このマークは、福井市のシンボルである不死鳥（フェニックス）が翼を広げた様子をシンボライズしたものです。

福井市の花「あじさい」をイメージした背景のなか、今飛び立とうとする不死鳥が、「やさしさと活力のまち」をめざして未来にはばたく福井市を表現しています。

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

伝えよう 私が知ってる 福いいネ！

（1964年6月28日制定）

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

目 次

概 況

1. 市の概況	1
(1) 位置と地勢	1
(2) 福井市の沿革	2
(3) 市域の変遷	3
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移	4
2. 令和6年度一般会計当初予算額	6
3. 令和6年度一般会計当初予算の構成図	7
4. 令和5年度一般会計決算額	8
5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合	9
6. 令和5年度市税の概況	10
7. 令和5年度市税決算一覧表	11
8. 令和5年度市税決算税目別構成図	12
9. 市税決算額の推移	13
10. 市税年度別決算表	14
11. 税目別月別収入額調	16
12. 市税収納率の推移	18
13. 市民一人当たり・一世帯当たり・納税者一人当たり市税負担額	19
14. 市税状況調	20
15. 市税の徴税費に関する調	21
16. 令和5年度徴税費構成図	22
17. 税収入に対する徴税費割合	22

税務機構

1. 福井市行政機構図	23
2. 税務機構および事務分掌	25
3. 税務職員に関する調	27
(1) 税務職員配置人員	27
(2) 税務職員数の割合	27
(3) 税務職員年齢調	28
(4) 税務職員経験年数調	28

賦 課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）	29
2. 税率の変遷	30
3. 税率一覧表（令和6年度）	32
4. 市 民 税	34
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）	34
(2) 市民税年度別調定額の推移	35
(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調	36
(4) 令和6年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）	36
(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調	38
(6) 個人市民税特別徴収義務者数調	38
(7) 令和6年度個人市民税納税義務者数調	38
(8) 個人県民税確定按分率調	38
(9) 年度別納税義務者数調	39
(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）	39
(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）	40
(12) 法人税割月別申告率	40
(13) 令和6年度法人数調	41
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金	42
(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）	42
(2) 固定資産税年度別調定額の推移	43
(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）	44
(4) 令和6年度償却資産の概要	44
(5) 償却資産の累年比較	45
(6) 土地・家屋評価額等調	46
(7) 令和6年度宅地に関する調（免税点以上）	48
(8) 令和6年度家屋の種類別状況調	48
(9) 家屋の新・増築状況調	50
(10) 新築住宅に対する軽減税額調	51
(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調	52
(12) 固定資産評価審査委員会	52
(13) 令和5年度土地・家屋異動件数調	52
(14) 国有資産等所在市交付金調	52
6. 軽自動車税	53
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）	53

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移	53
7. 市たばこ税	54
(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）	54
(2) 市たばこ税年度別調定額の推移	54
8. 入 湯 税	55
(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）	55
(2) 入湯税年度別調定額の推移	55
9. 特別土地保有税	56
(1) 特別土地保有税年度別調定額（現年課税分）	56
10. 市税外歳入に関する調	57
11. 証明・閲覧状況	57

納 税

1. 納税組合	59
(1) 種別別納税組合数調	59
(2) 組合員数別納税組合数調	59
(3) 税目別組合員数調	59
(4) 納税組合数および組合員数調	60
(5) 納税奨励金交付状況調	60
(6) 納税組合年度別・税目別取扱額調	60
2. 令和5年度口座振替取扱および加入状況調	61
3. 滞納処分状況等調	61
4. 市税督促状況調	62
5. 欠損処分額調	62
6. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表	63

そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧	65
(付録第2) 個人市民税の所得控除等	76
(付録第3) 令和6年度住民税・所得税要覧	81

概況

1. 市の概況

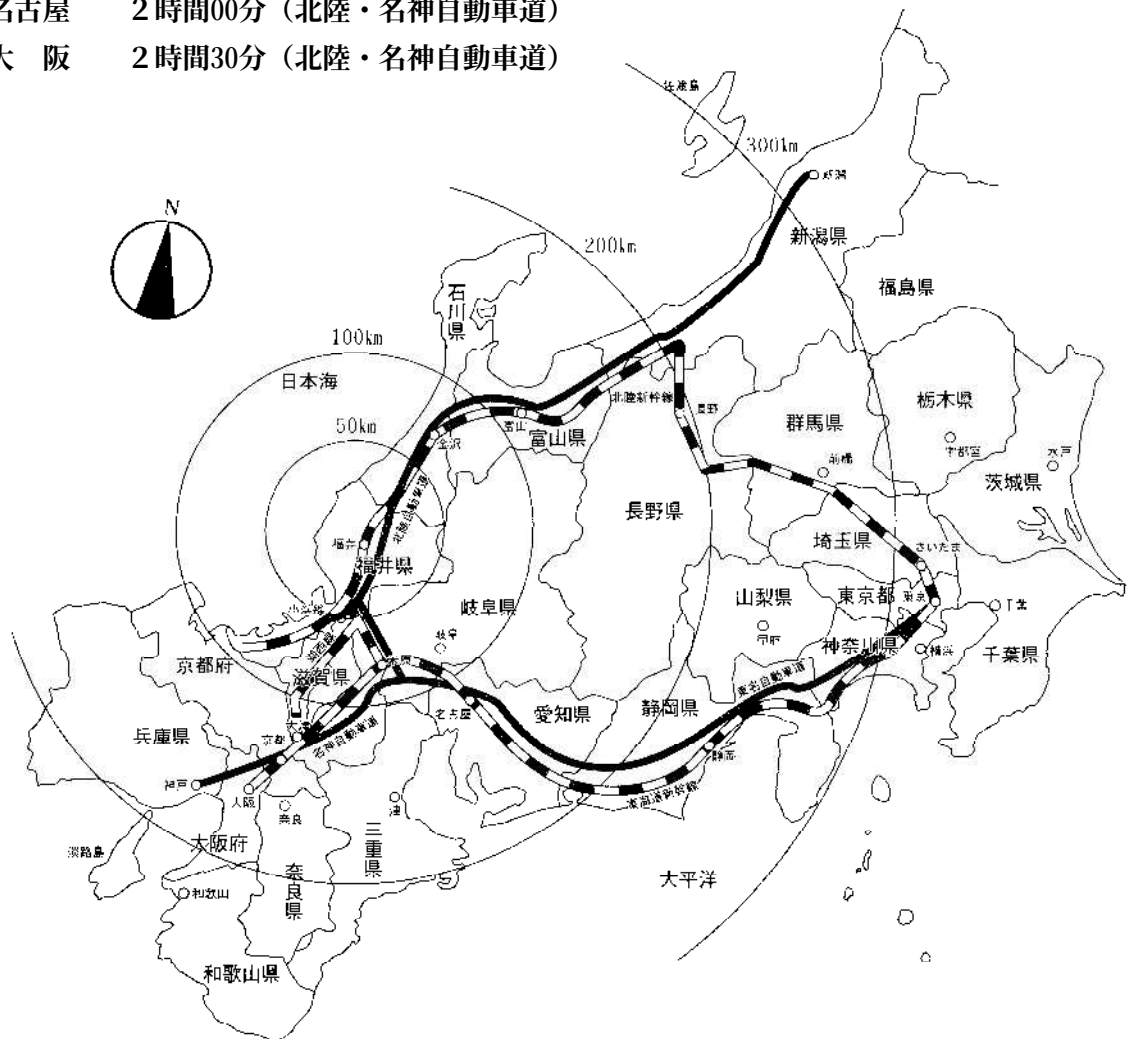
(1) 位置と地勢

福井市は、日本の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、福井県の北部、福井平野の真ん中に位置し（東経136度13.10分、北緯36度3.51分）、東西28.7km、南北16.2kmである。

西方は山岳地帯（国見岳）を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸公園に臨んでいるが、その他はおおむね平坦地で、この間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し北方三国港に注いでいる。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市方面と相対し、東方は吉野嶽を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に隣接している。

市街地の中央部をJR北陸新幹線、ハピラインふくいが縦貫し、また福井駅を起点としてJR越美北線が東方に走り、えちぜん鉄道、福井鉄道が市内を走っている。また、国道8号（新潟市～京都市）、158号（福井市～松本市）、305号（金沢市～南越前町）、365号（加賀市～四日市市）、416号（福井市～小松市）を始め、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっている。

福 井――東 京	3時間00分（JR新幹線かがやき）
福 井――名古屋	2時間10分（JR新幹線つるぎ・JR特急しらさぎ）
福 井――大 阪	1時間50分（JR新幹線つるぎ・JR特急サンダーバード）
福 井――名古屋	2時間00分（北陸・名神自動車道）
福 井――大 阪	2時間30分（北陸・名神自動車道）



(2) 福井市の沿革

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地として福井平野に発達してきた。

福井平野は、今から3000年ほど前の縄文時代後期から晩期にかけて、河川活動によって形成されたといわれる沖積平野で、弥生時代には、既に、農耕可能な平野になっていたといわれる。

また、約1500年程前、この地に生を受けた継体天皇の治山治水事業によって、一面の沼地が豊かな沃野に生まれ変わったともいわれている。その後、文化の発達に伴って地勢的關係から、北陸道の要衝として栄えるようになった。

中世には、市街地の南にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が5代にわたり、越前の国守として広大な地域を支配した。当時の一乗谷は小京都とうたわれ栄華をきわめたといわれるが、その居城は、天正元年(1573年)に焼失したままの姿を今日までも残し、日本中世史上極めて貴重な遺跡として、昭和46年7月、国の特別史跡に指定され、目下保存整備の事業が進められている。

市の中心部は、室町時代のころには北の庄と呼ばれ、街づくりの始まりは柴田勝家の城づくりが始まりといわれている。その後は、丹羽長秀、堀秀政らがこの地に城主として任ぜられた。

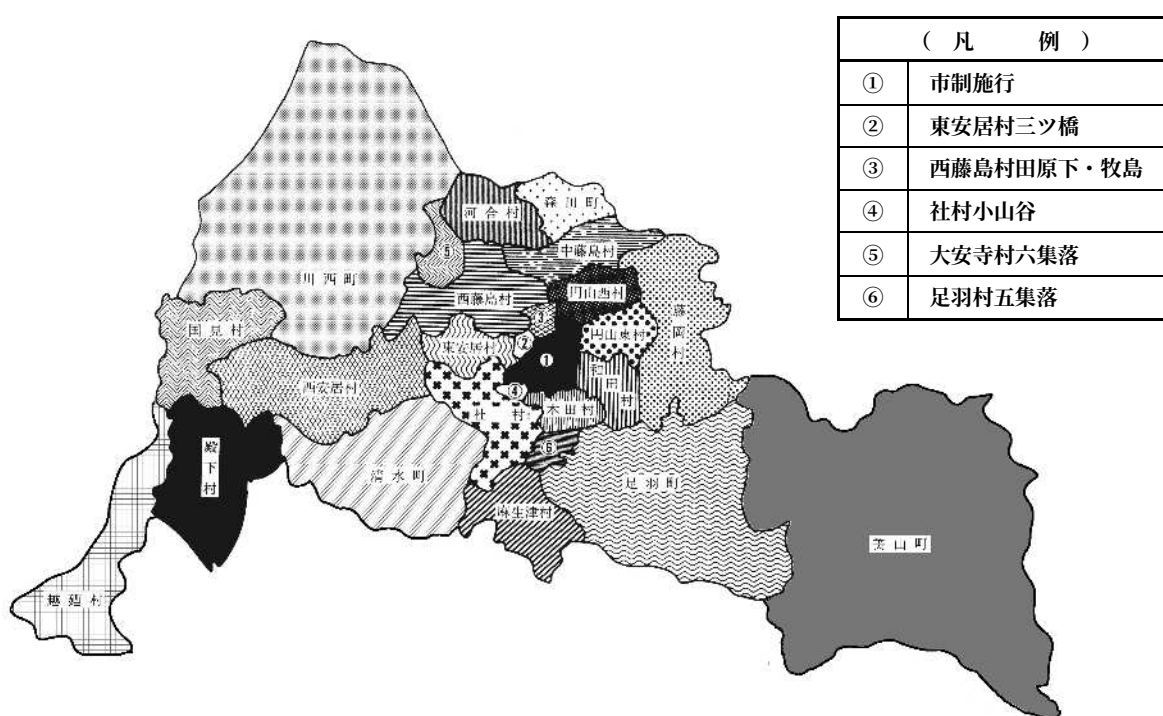
徳川家康の天下平定後は、その二男、結城秀康を68万石の藩主とした。福井の地名については、北庄から福居となり、3代藩主忠昌のとき、福井と改められた。幕末当時の藩主は名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、その治下から、橋本左内、由利公正、橘曙覧、笠原白翁など幾多の人材を輩出した。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

明治22年に市制が敷かれ福井市となったが、当時の人口は39,863人、面積は4.43平方キロメートルであった。

以来、福井県において政治、経済、文化の中心都市として発展を続けてきている。その間、昭和20年7月の空襲、昭和23年6月の福井大震災と再度にわたって全市が壊滅し致命的な打撃を受け、さらに水害、風害と幾多の災難に見舞われたが、市民の不屈の復興への意欲により、これを乗り越え、今日の『不死鳥のまち福井』を築き上げた。

平成12年11月には特例市に移行し、同18年2月1日には、日常生活圏を同じくする美山町、越廼村、清水町の3町村と合併して人口271,616人（平成18年2月1日現在）、面積536.17平方キロメートルの新「福井市」が誕生した。

平成31年4月には中核市に移行し、現在、地域の特色を生かしながら日本海側の主要都市としてまちづくりを進めている。



(3) 市域の変遷

合併年月日	合併町村名	合併後の人口	面積	累計面積
明治22. 4. 1	市制施行	38,863 人	4.43 km ²	4.43 km ²
昭和 6. 4. 1	足羽郡東安居村三ツ橋	66,162	0.44	4.87
11. 5. 1	〃 和田村	75,273	5.71	10.58
11.10. 1	〃 木田村	81,022	6.31	16.89
14. 8. 1	〃 東安居村	97,772	5.45	22.34
16. 4. 1	吉田郡円山東村	99,124	4.13	26.47
17. 5. 5	〃 円山西村	99,860	6.40	32.87
23. 6. 1	〃 西藤島村田原下・牧島	89,141	1.16	34.03
24. 4. 1	足羽郡社村小山谷	96,407	0.58	34.61
26. 3.30	吉田郡西藤島村	104,881	11.10	45.71
29. 4. 1	足羽郡社村	103,244	14.46	60.17
29. 8. 1	丹生郡西安居村	116,712	28.95	89.12
30. 3.19	吉田郡中藤島村	121,834	7.61	96.73
31. 4.10	足羽郡足羽村5集落	125,165	2.43	99.16
32. 4. 1	坂井郡大安寺村6集落	127,630	4.60	103.76
32. 5. 1	吉田郡河合村	131,393	8.62	112.38
32.10. 1	足羽郡麻生津村	136,814	15.61	127.99
34. 2. 1	丹生郡国見村	141,160	19.60	147.59
36.10. 1	吉田郡藤岡村	156,493	19.35	166.94
38. 4. 1	丹生郡殿下村	158,018	25.40	192.34
42. 5.17	坂井郡川西町	181,111	80.72	273.06
42. 7.30	吉田郡森田町	192,543	6.13	279.19
43. 5. 1	鯖江市と境界変更		—	279.19
46. 9. 1	足羽郡足羽町	217,708	60.05	339.24
48.11. 1	鯖江市と境界変更		△ 0.02	339.22
53. 4.20	春江町と境界変更		—	339.22
53. 4.20	三国町と境界変更		—	339.22
54. 3. 1	松岡町と境界変更		—	339.22
57. 7. 6	福井港内公有水面埋立		0.36	339.58
58. 6.25	〃		0.70	340.28
59. 1.18	〃		0.03	340.31
61. 3. 1	三国町と境界変更		—	340.31
61. 3. 1	春江町と境界変更		—	340.31
63. 3. 1	鯖江市と境界変更		—	340.31
63. 6. 1	〃		—	340.31
平成元.12.25	〃		—	340.31
3.10. 1	朝日町と境界変更		0.29	340.60
6. 3. 3	三国町と境界変更		—	340.60
8. 2. 9	福井港内公有水面埋立		—	340.60
14. 5.15	清水町と境界変更		—	340.60
18. 2. 1	美山町、越廼村、清水町	271,616	195.57	536.17
22. 2. 1	茱崎漁港内公有水面埋立		0.02	536.19
22. 7.16	小丹生町公有水面埋立		0.00	536.19
26.10. 1	国土地理院の面積計測方法変更		0.22	536.41
令和 5. 7. 1	電子国土基本図の更新に伴う海岸線の形状変化		△ 0.04	536.37

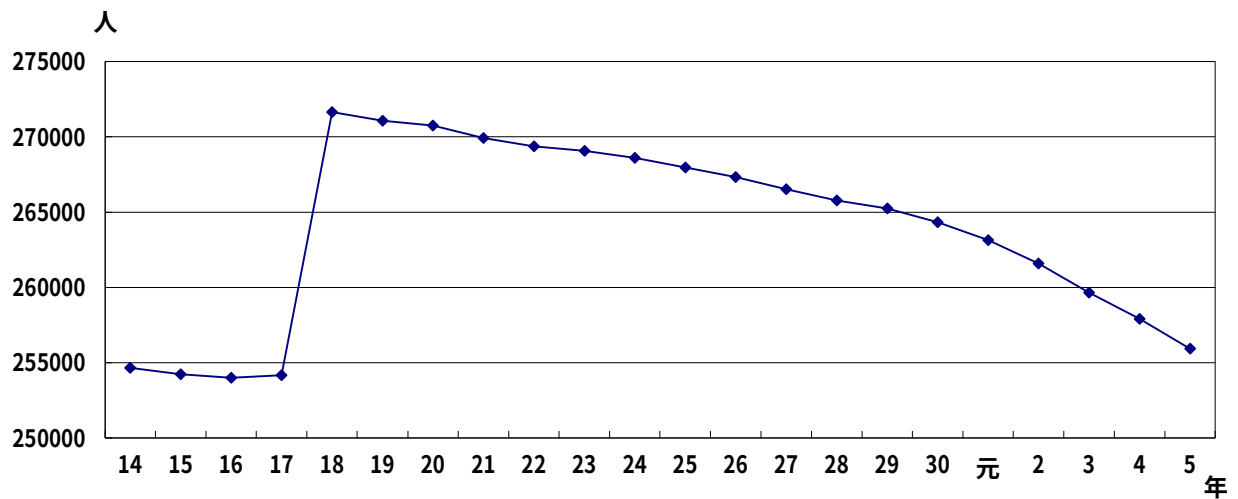
(4) 人口、世帯、面積、税務職員数等の推移

(基準日：12月31日)

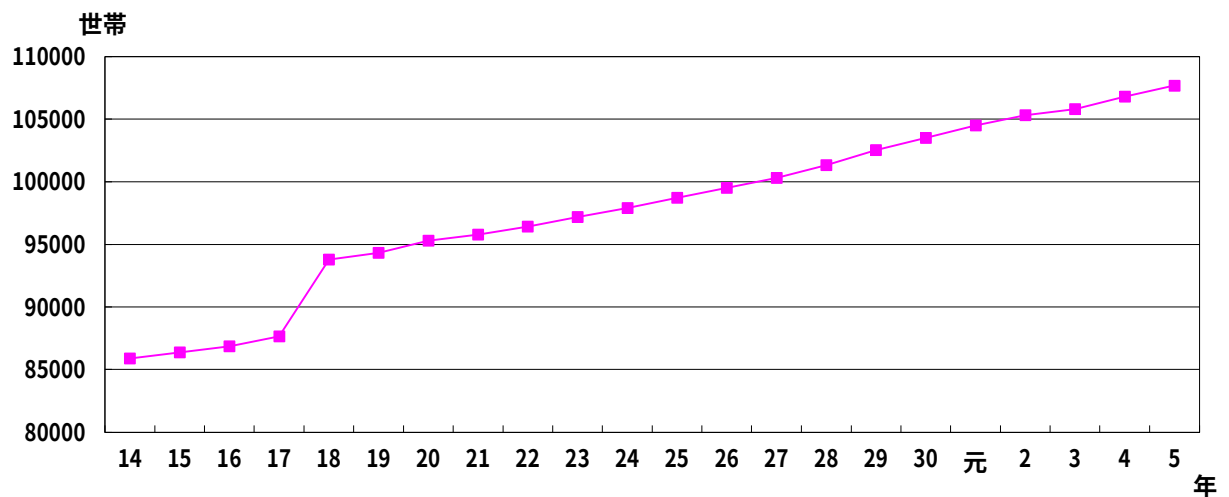
年度	人 口	伸び率	世帯数	伸び率	面 積	人 口 密 度	税 務 職員数	税務職員 一人当り人口
	(人)	(%)	(世帯)	(%)	(km ²)	(人/km ²)	(人)	(人)
14	254,665	100.2	85,886	101.1	340.60	747	95	2,680
15	254,244	99.8	86,373	100.6	340.60	746	94	2,704
16	253,997	99.9	86,853	100.6	340.60	745	93	2,731
17	254,178	100.1	87,666	100.9	340.60	746	93	2,733
18	271,640	106.9	93,785	107.0	536.17	506	101	2,689
19	271,062	99.8	94,333	100.6	536.17	505	100	2,710
20	270,756	99.9	95,289	101.0	536.17	504	105	2,578
21	269,920	99.7	95,779	100.5	536.17	503	106	2,546
22	269,362	99.8	96,423	100.7	536.19	502	106	2,541
23	269,069	99.9	97,180	100.8	536.19	501	106	2,538
24	268,604	99.8	97,893	100.7	536.19	500	103	2,607
25	267,960	99.8	98,726	100.9	536.19	499	105	2,552
26	267,331	99.8	99,520	100.8	536.41	498	102	2,620
27	266,514	99.7	100,312	100.8	536.41	496	98	2,719
28	265,771	99.7	101,329	101.0	536.41	495	89	2,986
29	265,246	99.5	102,520	102.2	536.41	494	85	3,120
30	264,326	99.7	103,494	101.0	536.41	492	89	2,969
元	263,129	99.5	104,495	101.0	536.41	490	88	2,990
2	261,601	99.4	105,313	100.8	536.41	487	89	2,939
3	259,644	99.3	105,796	100.5	536.41	484	87	2,984
4	257,911	99.3	106,800	100.9	536.41	480	86	2,998
5	255,936	99.2	107,669	100.8	536.37	477	88	2,908

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

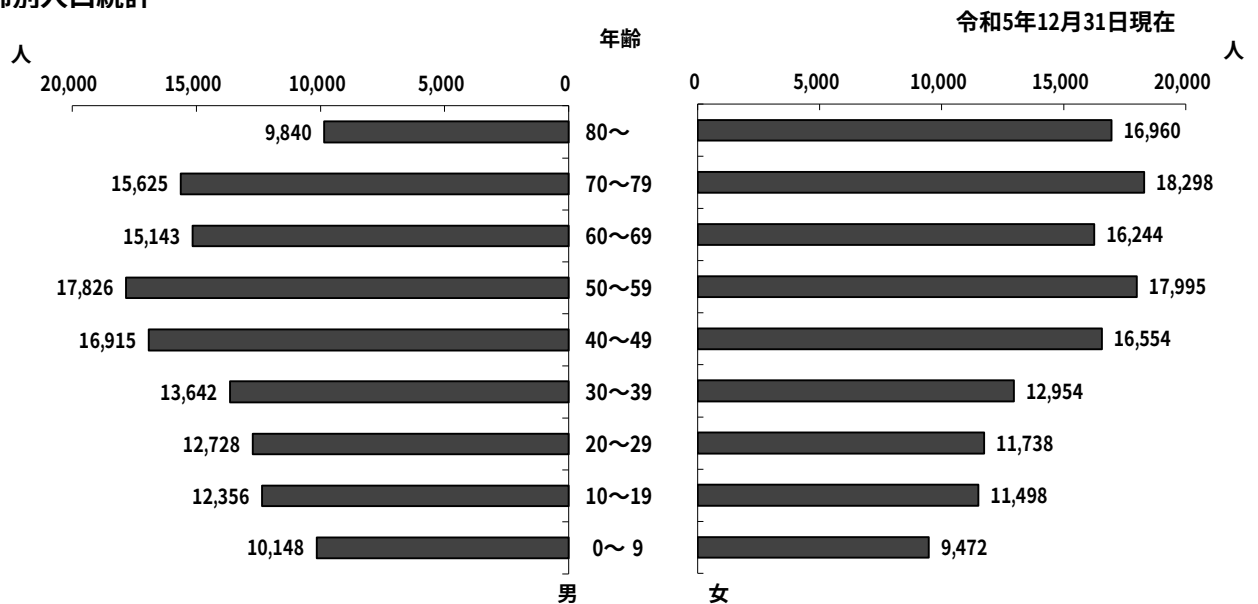
人口の推移



世帯数の推移



年齢別人口統計

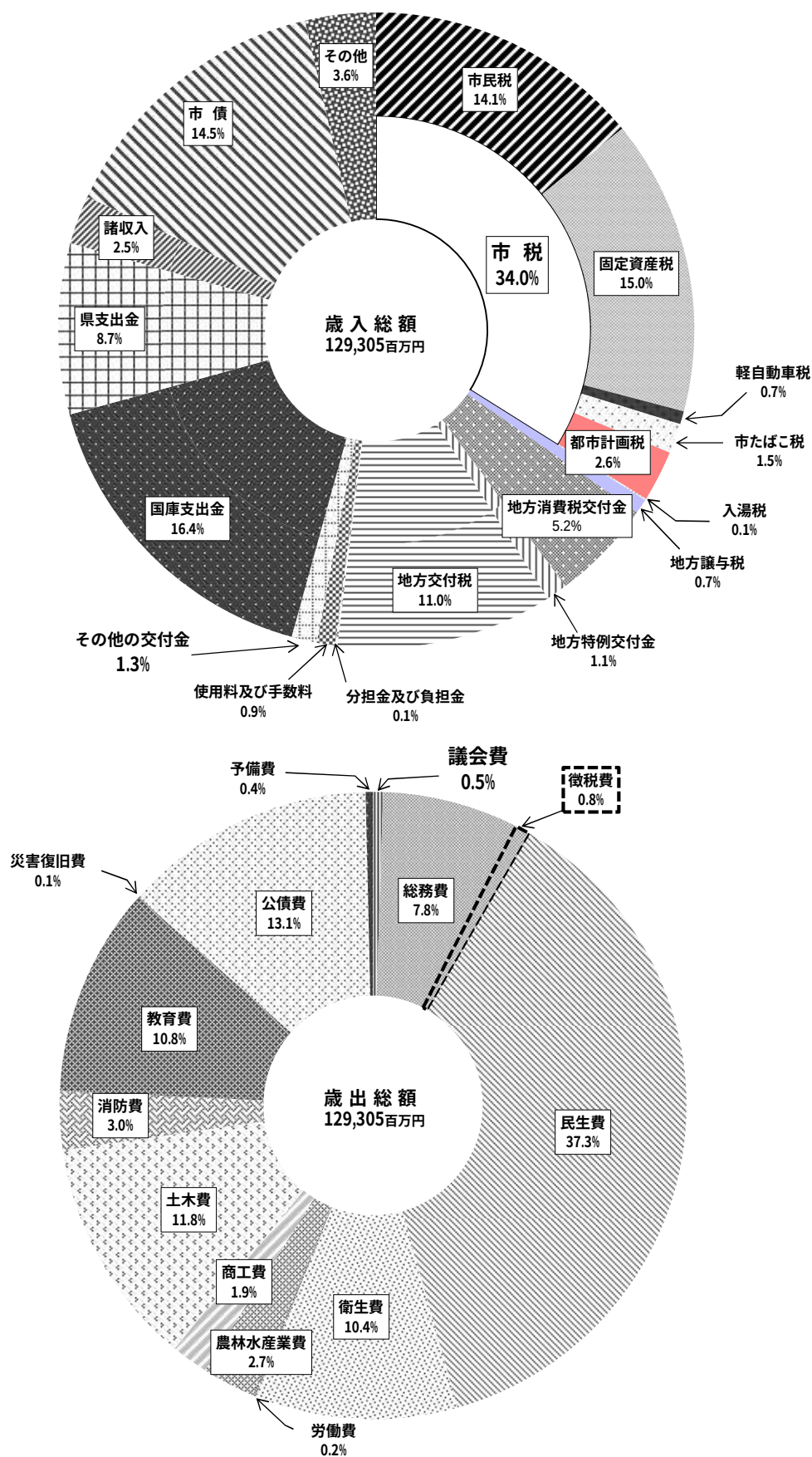


2. 令和6年度一般会計当初予算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款 (項)	予 算 額	構成比	款 (項)	予 算 額	構成比
1 市 税	43,911,000	34.0	1 議 会 費	684,997	0.5
(市 民 税) (	18,182,000) (	14.1)	2 総 務 費	10,107,664	7.8
(固 定 資 産 税) (	19,445,000) (	15.0)	(徴 税 費) (	1,036,315) (	0.8)
(軽 自 動 車 税) (	859,000) (	0.7)	3 民 生 費	48,255,150	37.3
(市 た ば こ 税) (	1,959,000) (	1.5)	4 衛 生 費	13,486,742	10.4
(都 市 計 画 税) (	3,370,000) (	2.6)	5 労 働 費	225,747	0.2
(入 湯 税) (	96,000) (	0.1)	6 農 林 水 産 業 費	3,538,738	2.7
2 地 方 譲 与 税	942,000	0.7	7 商 工 費	2,438,221	1.9
3 利 子 割 交 付 金	30,000	0.0	8 土 木 費	15,291,617	11.8
4 配 当 割 交 付 金	235,000	0.2	9 消 防 費	3,887,071	3.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	246,000	0.2	10 教 育 費	13,990,536	10.8
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,000,000	0.8	11 災 害 復 旧 費	26,000	0.1
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,700,000	5.2	12 公 債 費	16,872,517	13.1
8 ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.0	14 予 備 費	500,000	0.4
9 環 境 性 能 割 交 付 金	87,000	0.1			
10 地 方 特 例 交 付 金	1,378,000	1.1			
11 地 方 交 付 税	14,240,000	11.0			
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	36,000	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	158,158	0.1			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,200,663	0.9			
15 国 庫 支 出 金	21,259,719	16.4			
16 県 支 出 金	11,247,587	8.7			
17 財 産 収 入	115,150	0.1			
18 寄 附 金	1,040,688	0.8			
19 繰 入 金	3,000,474	2.3			
20 繰 越 金	500,000	0.4			
21 諸 収 入	3,184,761	2.5			
22 市 債	18,761,800	14.5			
歳 入 合 計	129,305,000	100.0	歳 出 合 計	129,305,000	100.0

3. 令和6年度一般会計当初予算の構成図



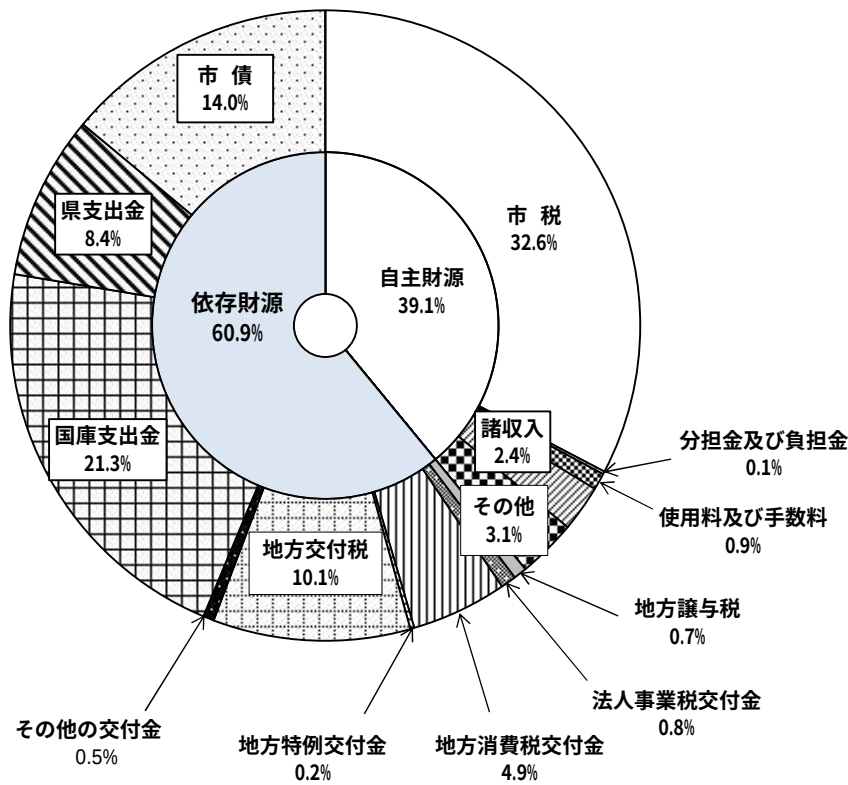
4. 令和5年度一般会計決算額

(単位：千円、%)

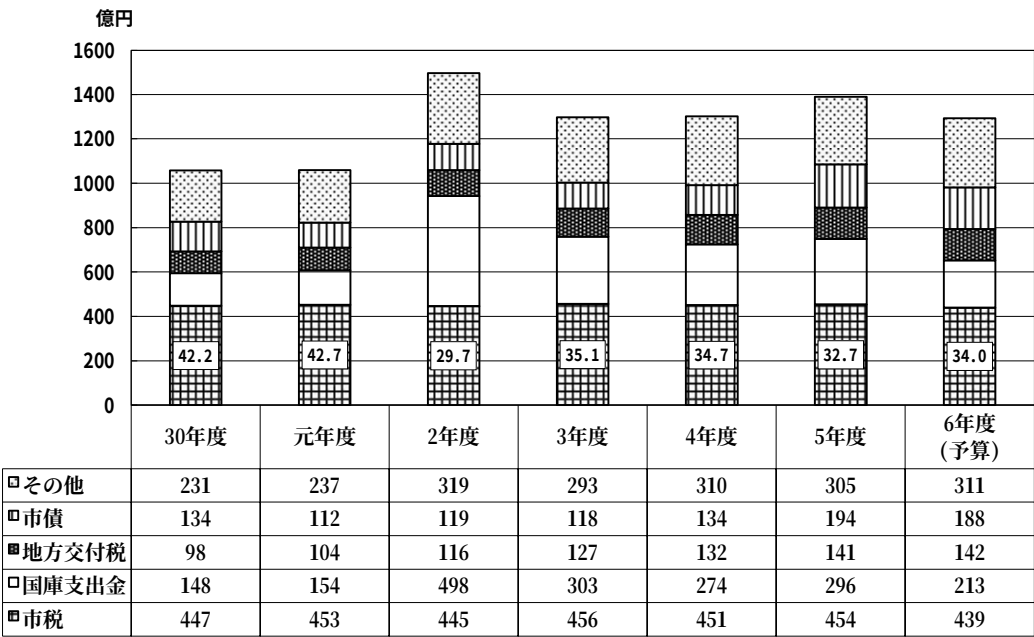
歳 入			歳 出		
款 (項)	決 算 額	構成比	款 (項)	決 算 額	構成比
1 市 税	45,424,092	32.6	1 議 会 費	657,660	0.5
(市 民 税) (	19,951,356) (	14.3)	2 総 務 費	10,073,965	7.4
(固 定 資 産 税) (	19,280,192) (	13.8)	(徴 税 費) (	1,045,669) (	0.8)
(軽 自 動 車 税) (	837,894) (	0.6)	3 民 生 費	49,881,113	36.6
(市 た ば こ 税) (	1,946,515) (	1.4)	4 衛 生 費	8,812,369	6.5
(都 市 計 画 税) (	3,321,164) (	2.4)	5 労 働 費	236,235	0.2
(入 湯 税) (	86,971) (	0.1)	6 農 林 水 産 業 費	3,973,406	2.9
2 地 方 譲 与 税	945,353	0.7	7 商 工 費	2,410,358	1.8
3 利 子 割 交 付 金	14,461	0.0	8 土 木 費	20,941,572	15.4
4 配 当 割 交 付 金	291,957	0.2	9 消 防 費	3,439,230	2.5
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	307,368	0.2	10 教 育 費	18,079,494	13.3
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,101,189	0.8	11 災 害 復 旧 費	468,576	0.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	6,823,417	4.9	12 公 債 費	17,108,119	12.6
8 ゴルフ場利用税交付金	25,572	0.0	14 予 備 費	0	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	116,934	0.1			
10 地 方 特 例 交 付 金	281,290	0.2			
11 地 方 交 付 税	14,082,847	10.1			
12 交通安全対策特別交付金	28,284	0.0			
13 分 担 金 及 び 負 担 金	199,409	0.1			
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1,188,672	0.9			
15 国 庫 支 出 金	29,580,180	21.3			
16 県 支 出 金	11,704,834	8.4			
17 財 産 収 入	260,244	0.2			
18 寄 附 金	489,910	0.4			
19 繰 入 金	1,096,133	0.8			
20 繰 越 金	2,339,952	1.7			
21 諸 収 入	3,300,127	2.4			
22 市 債	19,424,684	14.0			
歳 入 合 計	139,026,909	100.0	歳 出 合 計	136,082,097	100.0

5. 一般会計歳入（決算額）に占める市税の割合

歳入の性質別構成（令和5年度）



歳入決算額の推移



6. 令和5年度市税の概況

(1) 市税決算

調 定 額 (千円)	収入済額 (千円)	収納率 (%)
46,090,273	45,424,092	98.6

(2) 市税収入の増減

収入済額 (千円)	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
45,424,092	365,670	0.8

(3) 主な税目の増減

税 目	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)
個人市民税	297,449	1.9
法人市民税	△ 210,221	△ 5.3
固定資産税	228,294	1.2
たばこ税	△ 8,850	△ 0.5

(4) 法人市民税の業種別増減（現年調定）

	業 種 分 類	増 加 額 (千円)	増加率 (%)		業 種 分 類	減 少 額 (千円)	減少率 (%)
①	証券商品取引業	11,482	128.7	①	保 険 業	△ 248,114	△ 66.9
②	農林水産業等	6,298	46.9	②	銀行その他金融業	△ 43,243	△ 30.3
③	繊維その他軽工業	73,520	22.5	③	建 設 業	△ 108,514	△ 17.8
④	小 売 業	96,497	18.2	④	サービス業その他	△ 77,594	△ 8.1
⑤	卸 売 業	34,734	8.9	⑤	重 工 業	△ 5,395	△ 1.6

(5) 固定資産税の状況（現年調定）

	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要 因
土 地	△ 20,869	-0.3	価格を据え置きつつ、下落地域の修正を行ったため
家 屋	218,426	2.3	取り壊し等の減少を、新增築家屋の増加が上回った
償 却 資 産	87,217	3.5	アフターコロナ社会を見据えた新規事業参画のための設備投資増加
国有資産等交付金	△ 9,668	△ 4.9	国有資産の価格の減少

(6) その他の税の状況（現年調定）

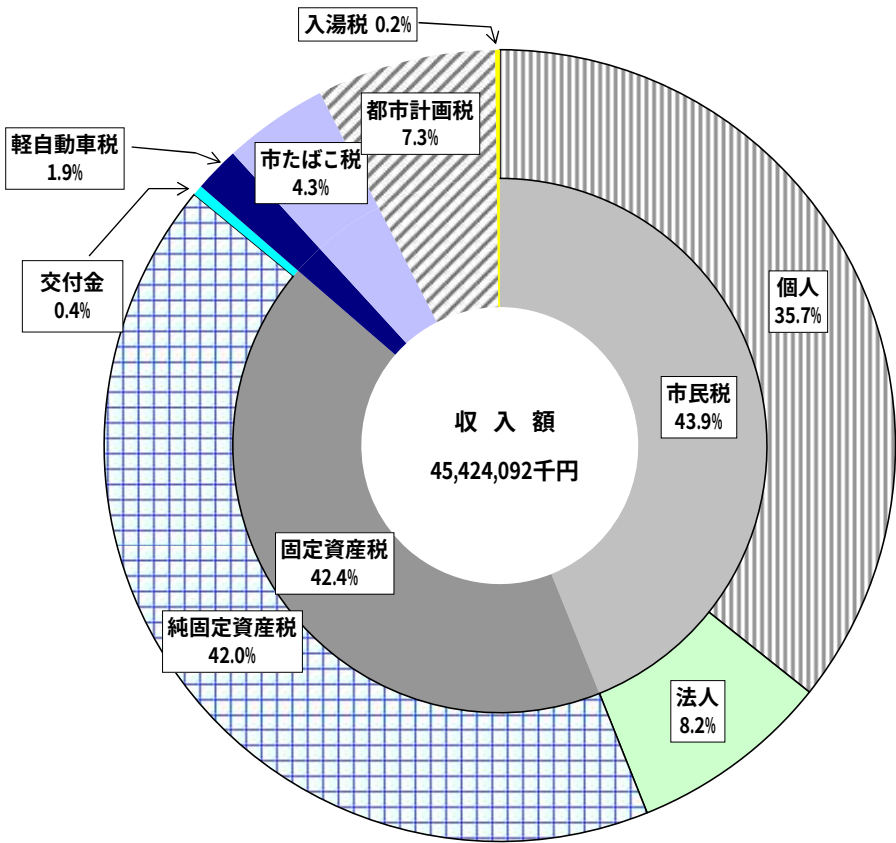
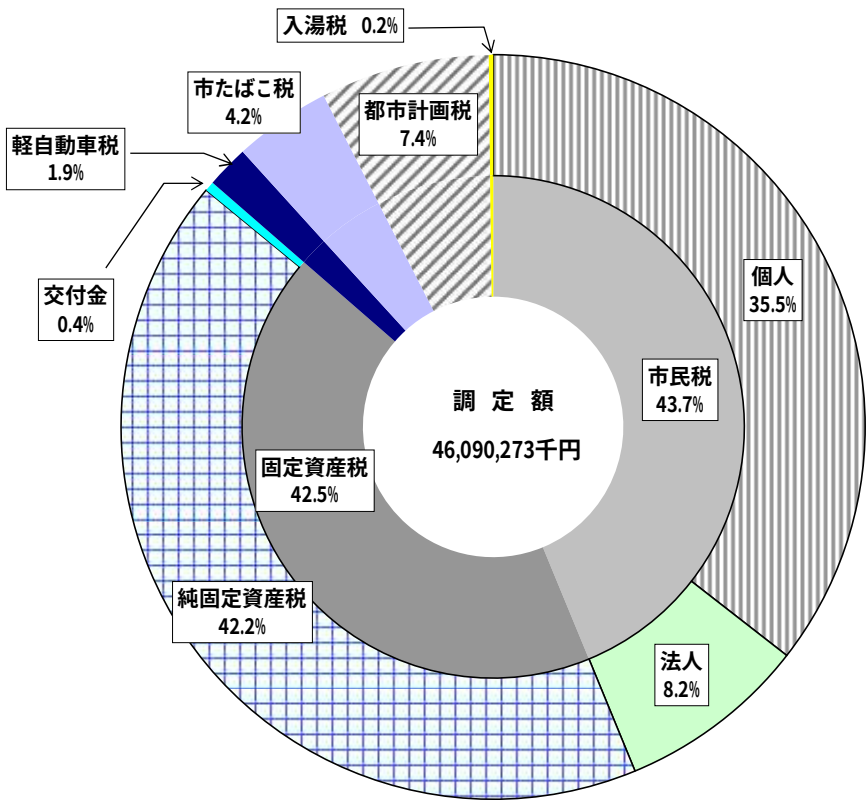
	対前年増減額 (千円)	増減率 (%)	要 因
都市計画税	32,885	1.0	中心市街地の地価上昇 新・増築家屋の増加分
軽自動車税	18,150	2.2	軽自動車登録台数の増
市たばこ税	△ 8,850	△ 0.5	売渡本数の減
入 湯 税	12,734	17.2	新型コロナウイルス感染症の影響で減少した 入湯客数の回復

7. 令和5年度市税決算一覧表

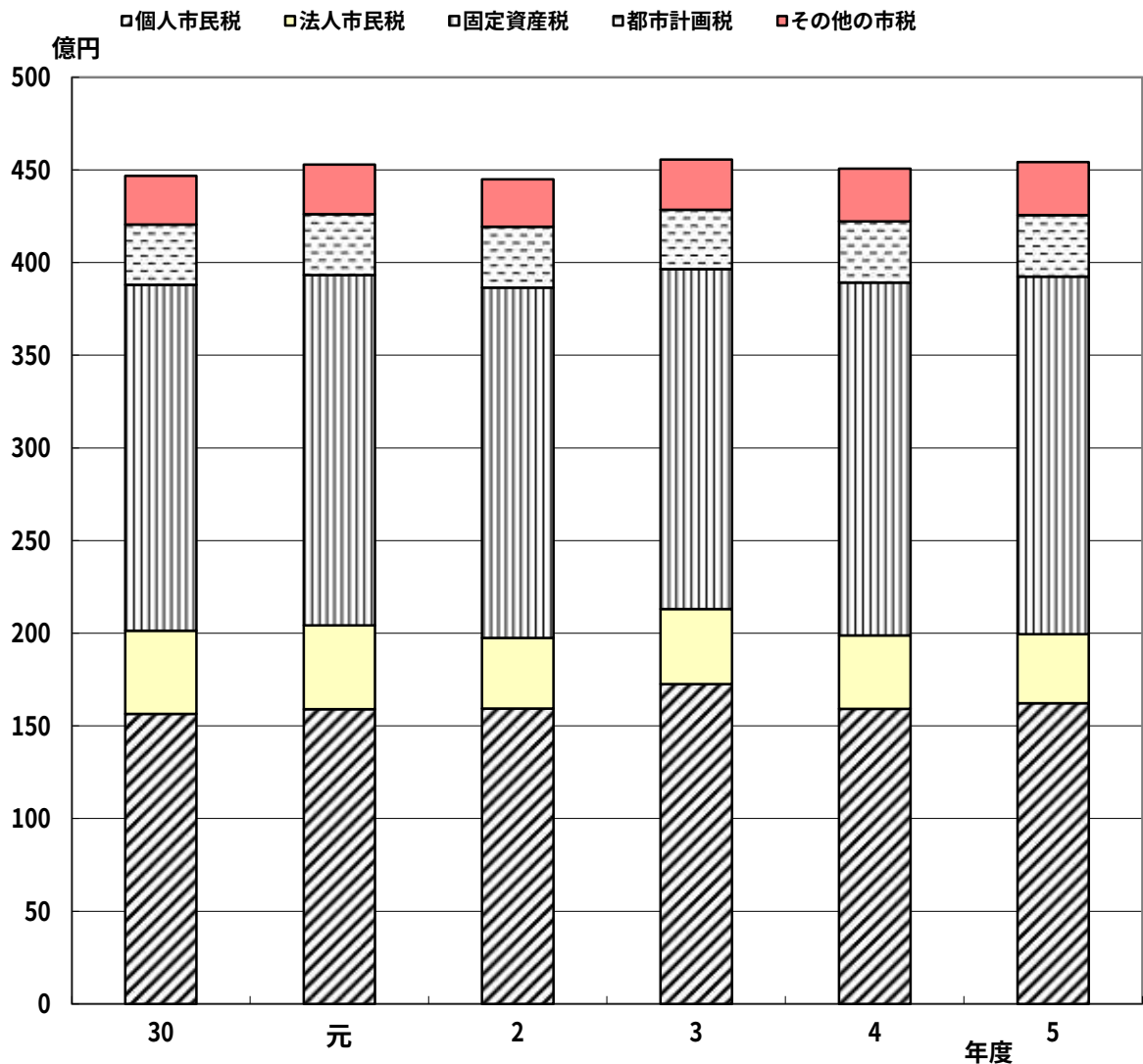
(単位：千円、%)

区 分 税 目	予 算 額 (A)	調 定 額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額	対予算収入差額 (C-A)	対調定収入比 (C/B×100)
市 民 税	19,702,000	20,175,634	19,951,356	45,388	178,890	249,356	98.9
個 人	15,679,000	16,376,424	16,215,393	39,927	121,104	536,393	99.0
現年課税分	15,591,000	16,215,407	16,130,537	593	84,277	539,537	99.5
滞納繰越分	88,000	161,017	84,856	39,334	36,827	△ 3,144	52.7
法 人	4,023,000	3,799,210	3,735,963	5,461	57,786	△ 287,037	98.3
現年課税分	4,014,000	3,754,236	3,729,830	0	24,406	△ 284,170	99.3
滞納繰越分	9,000	44,974	6,133	5,461	33,380	△ 2,867	13.6
固 定 資 産 税	19,370,000	19,643,056	19,280,192	117,199	245,665	△ 89,808	98.2
純固定資産税	19,182,000	19,454,845	19,091,981	117,199	245,665	△ 90,019	98.1
現年課税分	19,066,000	19,120,944	19,016,730	26	104,188	△ 49,270	99.5
土 地	6,944,000	6,982,540	6,944,483	26	38,031	483	99.5
家 屋	9,525,000	9,568,421	9,516,271	0	52,150	△ 8,729	99.5
償却資産	2,597,000	2,569,983	2,555,976	0	14,007	△ 41,024	99.5
滞納繰越分	116,000	333,901	75,251	117,173	141,477	△ 40,749	22.5
国有資産等交付金	188,000	188,211	188,211	0	0	211	100.0
軽 自 動 車 税	850,000	852,991	837,894	3,884	11,213	△ 12,106	98.2
現年課税分	784,000	784,987	777,301	27	7,659	△ 6,699	99.0
滞納繰越分	7,000	15,377	7,966	3,857	3,554	966	51.8
環境性能割	59,000	52,627	52,627	0	0	△ 6,373	100.0
市 た ば こ 税	1,809,000	1,946,515	1,946,515	0	0	137,515	100.0
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0.0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0.0
都 市 計 画 税	3,331,000	3,385,106	3,321,164	20,383	43,559	△ 9,836	98.1
現年課税分	3,311,000	3,325,961	3,307,834	5	18,122	△ 3,166	99.5
土 地	1,597,000	1,604,838	1,596,091	5	8,742	△ 909	99.5
家 屋	1,714,000	1,721,123	1,711,743	0	9,380	△ 2,257	99.5
滞納繰越分	20,000	59,145	13,330	20,378	25,437	△ 6,670	22.5
入 湯 税	75,000	86,971	86,971	0	0	11,971	100.0
現年課税分	44,897,000	45,475,859	45,236,556	651	238,652	339,556	99.5
滞納繰越分	240,000	614,414	187,536	186,203	240,675	△ 52,464	30.5
市 税 合 計	45,137,000	46,090,273	45,424,092	186,854	479,327	287,092	98.6

8. 令和5年度市税決算 税目別構成図



9. 市税決算額の推移



(単位：千円)

年 度	30	元	2	3	4	5
個人市民税	15,649,378	15,901,783	15,934,354	17,258,244	15,917,944	16,215,393
法人市民税	4,477,046	4,509,132	3,809,638	4,044,029	3,946,184	3,735,963
固定資産税	18,676,340	18,908,708	18,897,554	18,339,411	19,051,897	19,280,192
都市計画税	3,250,382	3,286,929	3,286,673	3,204,824	3,296,444	3,321,164
その他の市税	2,617,365	2,677,909	2,552,021	2,712,915	2,845,953	2,871,380
合 計	44,670,511	45,284,461	44,480,240	45,559,423	45,058,422	45,424,092

10. 市税年度別決算表

区 分 税 目		令 和 2 年 度					令 和 3 年 度			
		予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率
市 民 税	1	19,437,000	20,159,602	19,743,992	△ 3.3	97.9	18,326,000	21,586,050	21,302,273	7.9
個 人	2	15,834,000	16,253,882	15,934,354	0.2	98.0	15,346,000	17,490,316	17,258,244	8.3
現年課税分	3	15,673,000	15,895,092	15,764,764	0.6	99.2	15,196,000	17,221,081	17,128,992	8.7
滞納繰越分	4	161,000	358,790	169,590	△ 26.6	47.3	150,000	269,235	129,252	△ 23.8
法 人	5	3,603,000	3,905,720	3,809,638	△ 15.5	97.5	2,980,000	4,095,734	4,044,029	6.2
現年課税分	6	3,596,000	3,848,621	3,799,217	△ 15.5	98.7	2,907,000	4,014,043	4,011,703	5.6
滞納繰越分	7	7,000	57,099	10,421	△ 11.9	18.3	73,000	81,691	32,326	210.2
固 定 資 産 税	8	19,060,000	19,619,062	18,897,554	△ 0.1	96.3	17,858,000	18,797,300	18,339,411	△ 3.0
純固定資産税	9	18,851,000	19,409,794	18,688,286	0.0	96.3	17,655,000	18,594,198	18,136,309	△ 3.0
現年課税分	10	18,662,000	18,737,217	18,468,977	0.2	98.6	17,296,000	17,932,244	17,849,245	△ 3.4
滞納繰越分	11	189,000	672,577	219,309	△ 15.0	32.6	359,000	661,954	287,064	30.9
国有資産等交付金	12	209,000	209,268	209,268	△ 4.9	100.0	203,000	203,102	203,102	△ 2.9
軽自動車税	12	745,000	769,488	745,718	6.4	96.9	757,000	791,805	771,360	3.4
現年課税分	14	698,000	713,284	705,621	4.0	98.9	722,000	735,692	728,031	3.2
滞納繰越分	15	11,000	27,144	11,037	△ 16.1	40.7	6,000	19,842	7,058	△ 36.1
環境性能割	16	36,000	29,060	29,060	210.0	100.0	29,000	36,271	36,271	24.8
市たばこ税	17	1,884,000	1,771,155	1,771,155	△ 7.0	100.0	1,782,000	1,879,378	1,879,378	6.1
特別土地保有税	18	0	342	0	—	—	0	342	0	—
現年課税分	19	0	0	0	—	—	0	0	0	—
滞納繰越分	20	0	342	0	—	—	0	342	0	—
都 市 計 画 税	21	3,321,000	3,414,516	3,286,673	0.0	96.3	3,167,000	3,285,948	3,204,824	△ 2.5
現年課税分	22	3,287,000	3,294,807	3,247,639	0.2	98.6	3,104,000	3,168,600	3,153,935	△ 2.9
滞納繰越分	23	34,000	119,709	39,034	△ 15.3	32.6	63,000	117,348	50,889	30.4
入 湯 税	24	81,000	35,148	35,148	△ 50.7	100.0	49,000	62,177	62,177	76.9
現年課税分	25	81,000	35,148	35,148	△ 50.7	100.0	49,000	62,177	62,177	76.9
滞納繰越分	26	0	0	0	—	—	0	0	0	—
現年課税分	27	44,126,000	44,533,652	44,030,849	△ 1.5	98.9	41,288,000	45,252,588	45,052,834	2.3
滞納繰越分	28	402,000	1,235,661	449,391	△ 20.0	36.4	651,000	1,150,412	506,589	12.7
市 税 合 計	29	44,528,000	45,769,313	44,480,240	△ 1.8	97.2	41,939,000	46,403,000	45,559,423	2.4

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

令和4年度						令和5年度				
収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率	予算額	調定額	収入済額	収入済額 増減率	収納率
98.7	19,918,000	20,114,362	19,864,128	△ 6.8	98.8	19,702,000	20,175,634	19,951,356	0.4	98.9
98.7	15,877,000	16,116,364	15,917,944	△ 7.8	98.8	15,679,000	16,376,424	16,215,393	1.9	99.0
99.5	15,778,000	15,921,809	15,823,436	△ 7.6	99.4	15,591,000	16,215,407	16,130,537	1.9	99.5
48.0	99,000	194,555	94,508	△ 26.9	48.6	88,000	161,017	84,856	△ 10.2	52.7
98.7	4,041,000	3,997,998	3,946,184	△ 2.4	98.7	4,023,000	3,799,210	3,735,963	△ 5.3	98.3
99.9	4,034,000	3,949,386	3,938,751	△ 1.8	99.7	4,014,000	3,754,236	3,729,830	△ 5.3	99.3
39.6	7,000	48,612	7,433	△ 77.0	15.3	9,000	44,974	6,133	△ 17.5	13.6
97.6	18,985,000	19,441,396	19,051,898	3.9	98.0	19,370,000	19,643,056	19,280,192	1.2	98.2
97.5	18,788,000	19,243,517	18,854,019	4.0	98.0	19,182,000	19,454,845	19,091,981	1.3	98.1
99.5	18,655,000	18,836,170	18,755,161	5.1	99.6	19,066,000	19,120,944	19,016,730	1.4	99.5
43.4	133,000	407,347	98,858	△ 65.6	24.3	116,000	333,901	75,251	△ 23.9	22.5
100.0	197,000	197,879	197,879	△ 2.6	100.0	188,000	188,211	188,211	△ 4.9	100.0
97.4	810,000	835,844	816,350	5.8	97.7	850,000	852,991	837,894	2.6	98.2
99.0	751,000	762,777	753,768	3.5	98.8	784,000	784,987	777,301	3.1	99.0
35.6	6,000	16,380	5,895	△ 16.5	36.0	7,000	15,377	7,966	35.1	51.8
100.0	53,000	56,687	56,687	56.3	100.0	59,000	52,627	52,627	△ 7.2	100.0
100.0	1,828,000	1,955,365	1,955,365	4.0	100.0	1,809,000	1,946,515	1,946,515	△ 0.5	100.0
—	0	342	0	—	—	0	0	0	—	—
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
0.0	0	342	0	—	0.0	0	0	0	—	—
97.5	3,291,000	3,365,312	3,296,444	2.9	98.0	3,331,000	3,385,106	3,321,164	0.7	98.1
99.5	3,268,000	3,293,076	3,278,913	4.0	99.6	3,311,000	3,325,961	3,307,834	0.9	99.5
43.4	23,000	72,236	17,531	△ 65.6	24.3	20,000	59,145	13,330	△ 24.0	22.5
100.0	63,000	74,237	74,237	19.4	100.0	75,000	86,971	86,971	17.2	100.0
100.0	63,000	74,237	74,237	19.4	100.0	75,000	86,971	86,971	17.2	100.0
—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—
99.6	44,627,000	45,047,386	44,834,198	△ 0.5	99.5	44,897,000	45,475,859	45,236,556	0.9	99.5
44.0	268,000	739,472	224,225	△ 55.7	30.3	240,000	614,414	187,536	△ 16.4	30.5
98.2	44,895,000	45,786,858	45,058,423	△ 1.1	98.4	45,137,000	46,090,273	45,424,092	0.8	98.6

11. 税目別月別収入額調

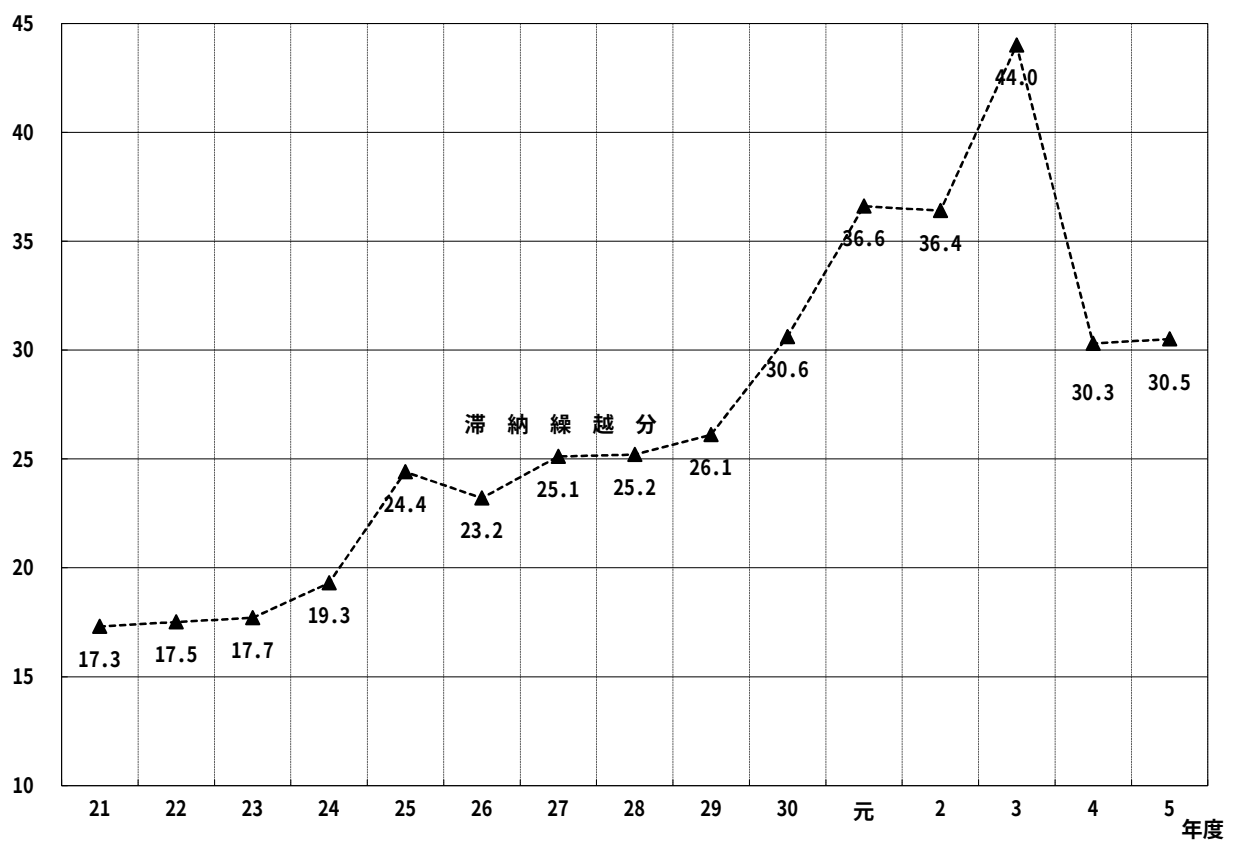
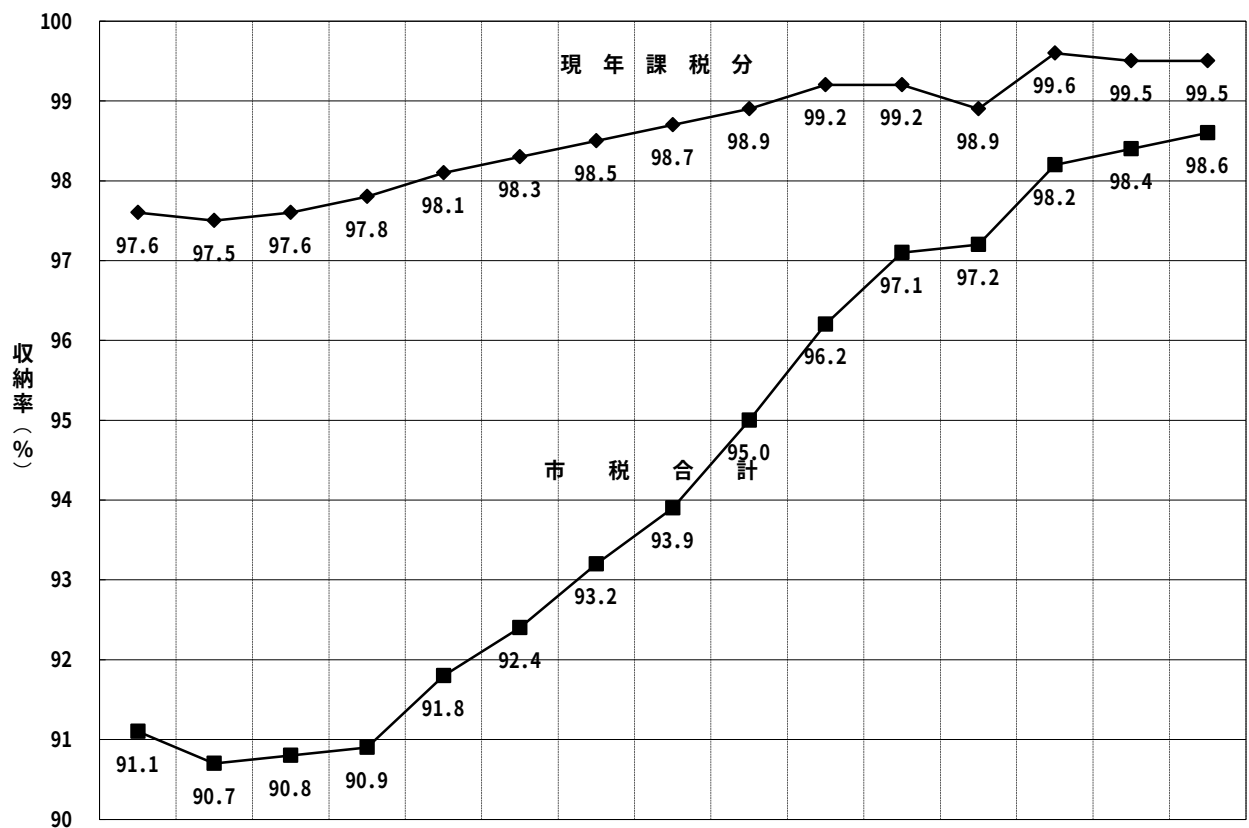
税 目		月 別						
		4	5	6	7	8	9	10
令和4年度	市 税 合 計	3,947,146	9,605,248	3,980,747	2,781,826	4,582,999	1,944,150	1,481,508
	(構 成 比)	8.8	21.3	8.8	6.2	10.2	4.3	3.3
	現年課税分	3,937,932	9,590,318	3,925,638	2,754,954	4,559,190	1,924,857	1,468,797
	(構 成 比)	8.8	21.4	8.8	6.1	10.2	4.3	3.3
	滞納繰越分	9,214	14,930	55,109	26,873	23,809	19,293	12,712
	(構 成 比)	4.1	6.7	24.6	12.0	10.6	8.6	5.7
令和5年度	市 税 合 計	2,889,659	10,998,805	3,645,087	2,918,161	4,593,130	1,853,919	1,699,796
	(構 成 比)	6.4	24.2	8	6.4	10.1	4.1	3.7
	現年課税分	2,883,213	10,992,141	3,613,660	2,892,560	4,567,674	1,837,050	1,684,194
	(構 成 比)	6.4	24.3	8	6.4	10.1	4.1	3.7
	滞納繰越分	6,446	6,664	31,427	25,601	25,456	16,869	15,602
	(構 成 比)	3.4	3.6	16.8	13.7	13.6	9.0	8.3
	個人市民税	122,935	1,131,668	1,718,665	2,099,030	1,152,814	1,495,835	1,143,187
	(構 成 比)	0.8	7	10.6	12.9	7.1	9.2	7.1
	法人市民税	126,800	557,787	894,395	124,517	203,740	205,568	136,929
	(構 成 比)	3.4	14.9	23.9	3.3	5.5	5.5	3.7
	固定資産税	2,233,933	7,383,351	401,592	417,337	2,599,756	117,470	58,436
	(構 成 比)	11.6	38.3	2.1	2.2	13.5	0.6	0.3
	軽自動車税	3,676	320,859	415,038	32,206	13,542	7,310	7,121
	(構 成 比)	0.4	38.3	49.5	3.8	1.6	0.9	0.8
	市たばこ税	84	326,990	165,142	166,995	163,890	184	336,310
	(構 成 比)	0.0	16.8	8.5	8.6	8.4	0.0	17.3
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0
	(構 成 比)	—	—	—	—	—	—	—
	都市計画税	396,314	1,270,909	43,056	72,526	452,271	20,401	10,064
	(構 成 比)	11.9	38.3	1.3	2.2	13.6	0.6	0.3
	入 湯 税	5,918	7,241	7,199	5,550	7,117	7,151	7,749
	(構 成 比)	6.8	8.3	8.3	6.4	8.2	8.2	8.9

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：千円、%)

月				別			
11	12	1	2	3	4	5	合 計
2,177,372	4,966,893	1,898,503	2,282,212	4,413,655	943,969	52,193	45,058,422
4.8	11	4.2	5.1	9.8	2.1	0.1	100.0
2,163,109	4,949,610	1,886,917	2,274,420	4,402,293	943,969	52,193	44,834,197
4.8	11.0	4.2	5.1	9.8	2.1	0.1	100.0
14,263	17,283	11,586	7,791	11,362	0	0	224,225
6.4	7.7	5.2	3.5	5.1	0.0	0.0	100.0
2,193,565	4,481,761	2,364,575	2,087,095	4,480,526	1,169,416	48,595	45,424,092
4.8	9.9	5.2	4.6	9.9	2.6	0.1	100.0
2,182,366	4,466,187	2,355,432	2,073,774	4,470,293	1,169,416	48,595	45,236,556
4.8	9.9	5.2	4.6	9.9	2.6	0.1	100.0
11,199	15,574	9,142	13,321	10,233	0	0	187,536
6.0	8.3	4.9	7.1	5.5	0.0	0.0	100.0
1,504,525	1,109,322	1,243,406	1,381,308	1,169,721	924,034	18,942	16,215,392
9.3	6.8	7.7	8.5	7.2	5.7	0.1	100.0
455,342	570,374	86,260	167,376	227,946	-15,213	-5,858	3,735,964
12.2	15.3	2.3	4.5	6.1	-0.4	-0.2	100.0
48,719	2,371,879	590,191	320,096	2,615,461	92,038	29,934	19,280,193
0.3	12.3	3.1	1.7	13.6	0.5	0.2	100.0
8,297	9,943	7,821	5,691	5,452	568	371	837,894
1	1.2	0.9	0.7	0.7	0.1	0	100.0
161,140	154	326,424	150,366	106	148,730	0	1,946,515
8.3	0.0	16.8	7.7	0.0	7.6	0.0	100.0
0	0	0	0	0	0	0	0
—	—	—	—	—	—	—	—
8,405	412,563	102,650	55,832	453,300	17,666	5,207	3,321,164
0.3	12.4	3.1	1.7	13.6	0.5	0.2	100.0
7,138	7,526	7,824	6,426	8,540	1,594	0	86,971
8.2	8.7	9.0	7.4	9.8	1.8	0.0	100.0

12. 市税収納率の推移



13. 市民一人当り・一世帯当り・納税者一人当り市税負担額

(単位：円)

区 分	3			4			5			6 (予算)		
	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額	市 民 一人当り 負担額	一世帯 当り 負担額	納税者 一人当り 負担額
普 通 税	163,798	400,352	—	161,456	394,628	—	163,846	393,695	—	163,971	387,896	—
市 民 税	82,504	201,654	—	76,934	188,040	—	77,803	186,947	—	77,414	183,133	—
個 人	66,841	163,372	121,564	61,650	150,684	112,123	63,234	151,940	114,843	61,607	145,739	111,150
法 人	15,663	38,282	283,652	15,284	37,356	276,789	14,569	35,006	257,991	15,807	37,394	274,945
固 定 資 産 税	71,028	173,606	176,051	73,788	180,351	182,891	75,185	180,658	184,864	76,109	180,047	185,302
軽 自 動 車 税	2,987	7,302	8,163	3,162	7,728	8,639	3,267	7,851	8,759	3,340	7,901	8,790
市 た ば こ 税	7,279	17,791	—	7,573	18,510	—	7,591	18,239	—	7,108	16,815	—
特別土地保有税	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
目 的 税	12,653	30,926	—	13,055	31,908	—	13,290	31,935	—	13,383	31,659	—
都 市 計 画 税	12,412	30,338	40,119	12,767	31,205	41,266	12,951	31,120	41,641	13,088	30,962	41,709
入 湯 税	241	589	—	288	703	—	339	815	—	295	697	—
市 税 合 計	176,451	431,279	—	174,511	426,536	—	177,137	425,630	—	177,354	419,555	—

14. 市税状況調

年 度 区 分		元		2		3		4		5	
		金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比	金 額 (千円)	対前 年比
予 算 額		45,228,000	101.2	44,528,000	98.5	41,939,000	94.2	44,895,000	107.0	45,137,000	100.5
調 定 額		46,618,718	100.4	45,769,313	98.2	46,403,000	101.4	45,786,858	98.7	46,090,273	100.7
収 入 額		45,284,461	101.4	44,480,240	98.2	45,559,423	102.4	45,058,422	98.9	45,424,092	100.8
不納欠損額		92,287	45.1	123,770	134.1	101,470	82.0	110,940	109.3	186,854	168.4
収納率	対予算	100.1		99.9		108.6		100.4		100.6	
	対調定	97.1		97.2		98.2		98.4		98.6	
指 数 H12年度 =100	予算額	103.0		101.4		95.5		102.3		102.8	
	調定額	98.7		96.9		98.3		97.0		97.6	
	収入額	103.1		101.2		103.7		102.6		103.4	
人 口		261,986		260,322		258,198		256,435		254,502	
世 帯 数		104,511		105,347		105,638		106,722		107,583	
1世帯人口		2.5		2.5		2.4		2.4		2.4	
税務職員	職員数	88		89		87		86		88	
	1人当り人口	2,977		2,924		2,967		2,981		2,892	
	1人当り世帯数	1,188		1,184		1,214		1,241		1,223	
	1人当り人件費	6,452		6,743		6,874		7,030		6,739	
税務職員 1人当り 賦課額	予算額	513,955		500,315		482,057		522,035		512,920	
	調定額	529,758		514,262		533,368		532,405		523,753	

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

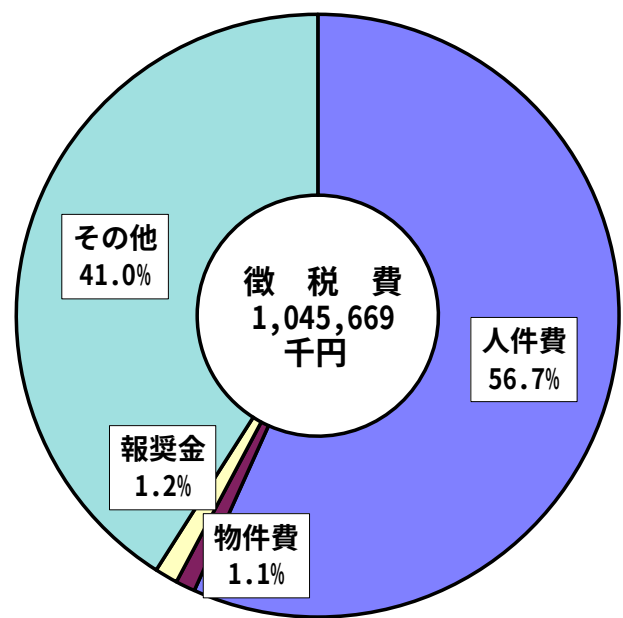
15. 市税の徴税費に関する調

(単位：千円)

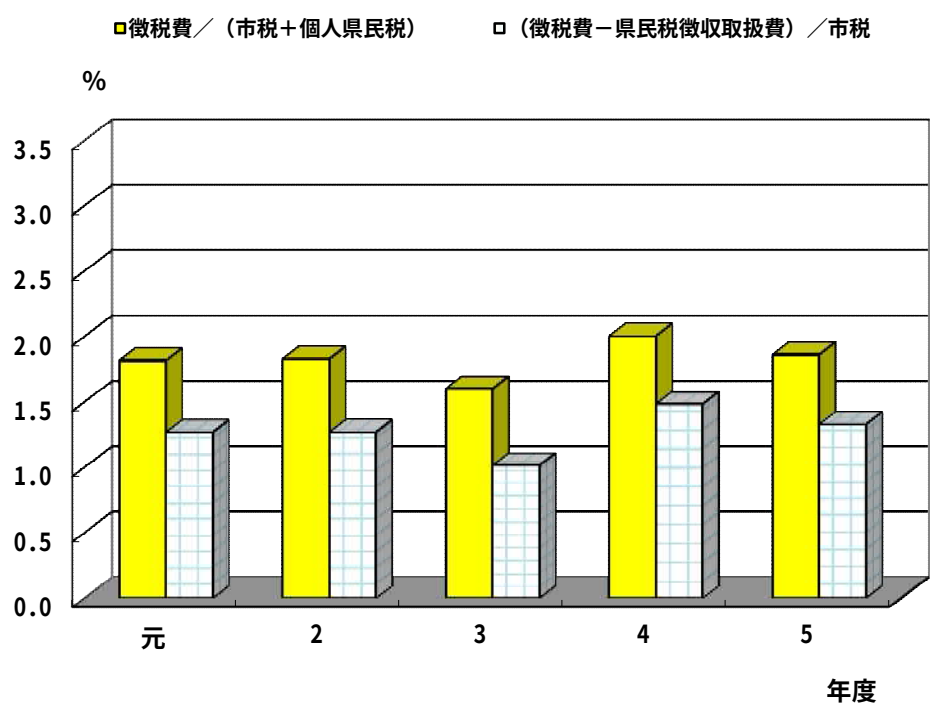
区 分		年 度	元	2	3	4	5	
税収入額		1. 市 税	45,284,461	44,480,240	45,559,423	45,058,422	45,424,092	
		2. 個 人 県 民 税	10,481,158	10,501,976	11,384,857	10,491,503	10,689,969	
		3. 合 計	55,765,619	54,982,216	56,944,280	55,549,925	56,114,061	
徴 税 費	人 件 費	4. 基 本 給	294,027	303,710	307,058	304,935	301,803	
		5. 諸 手 当	177,724	182,085	176,315	185,343	178,637	
		6. そ の 他	96,059	114,322	114,640	114,338	112,551	
		7. 小 計	567,810	600,117	598,013	604,616	592,991	
	物 件 費	8. 旅 費	39	536	605	707	847	
		9. 賃 金	11,401	0	0	0	0	
		10. そ の 他	9,353	9,193	9,342	9,946	10,257	
		11. 小 計	20,793	9,729	9,947	10,653	11,104	
	報 奨 金 等	12. 納期前納付の奨励金	—	—	—	—	—	
		13. 納 税 奨 励 金	11,950	11,877	11,038	10,424	9,562	
		14. そ の 他	3,825	3,679	3,529	3,386	3,242	
		15. 小 計	15,775	15,556	14,567	13,810	12,804	
	16. そ の 他		410,426	381,700	290,147	485,213	428,770	
	17. 合 計		1,014,804	1,007,102	912,674	1,114,292	1,045,669	
	県 民 税 徴収取扱費		18. 納税義務者数を基準にした金額	417,612	419,289	421,398	420,102	420,315
			19. 通知書を基準にした金額	—	—	—	—	—
			20. 徴収額を基準にした金額	61	73	21	0	0
21. 報奨金額に相当する金額			—	—	—	—	—	
22. 還付金等に相当する金額			22,624	22,672	28,259	25,089	21,787	
23. 合 計			440,297	442,034	449,678	445,191	442,102	
24. (17 - 23)		574,507	565,068	462,996	669,101	603,567		
税収入に対 する徴税費 の 割 合	25. (17 / 3)	1.8	1.8	1.6	2.0	1.9		
	26. (24 / 1)	1.3	1.3	1.0	1.5	1.3		
徴税職員数		吏 員	85	87	85	84	86	
		そ の 他	3	2	2	2	2	
		27. 合 計	88	89	87	86	88	
		臨 時 職 員	0	0	0	0	0	
職員1人当りの人件費 (7 / 27)		6,452	6,743	6,874	7,030	6,739		

※税務職員数は統計方法が異なるため、税務職員に関する調と数値が異なります。

16. 令和5年度徴税費構成図

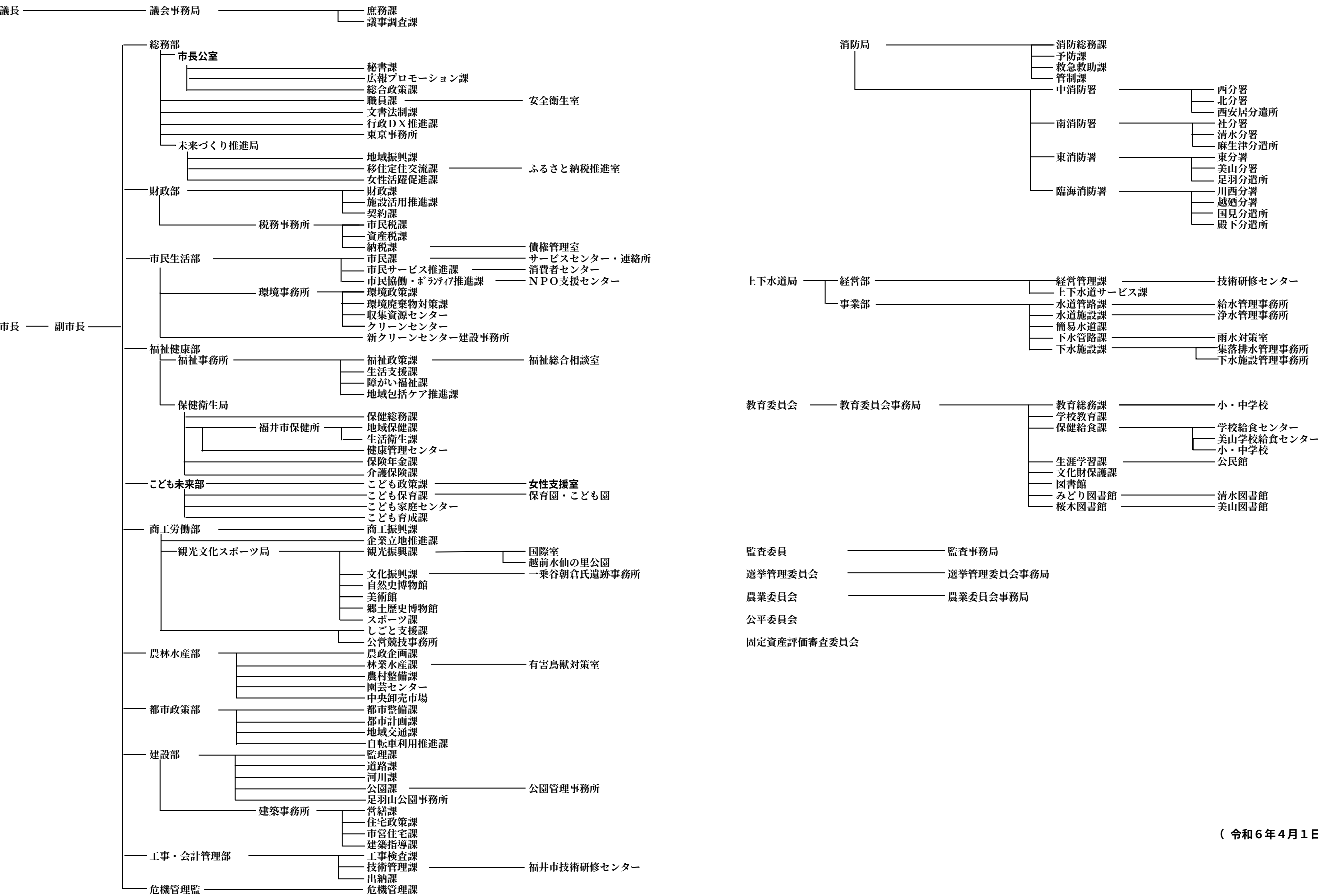


17. 税収入に対する徴税費割合



稅務機構

1. 福井市行政機構図



(令和 6 年 4 月 1 日現在)

2. 税務機構および事務分掌

(令和6年4月1日現在)

部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 事 務 所	市 民 税 課	税制・管理係	1 市税に係る税制に関すること。 2 市税の予算、決算及び調定並びに税務諸統計に関すること。 3 市たばこ税・入湯税の申告及び調定に関すること。 4 税証明、公印、文書取扱その他課内の庶務に関すること。 5 不服申立及び固定資産評価審査委員会に関すること。
			個人市民税1・2係	1 個人市・県民税の賦課、減免、申告受付、指導に関すること。 2 個人市・県民税の特別徴収事務に関すること。 3 無申告その他の所得調査に関すること。
			法人・軽自係	1 法人市民税の申告、減免及び調定に関すること。 2 軽自動車税の賦課、減免及び調定に関すること。
			共 通 業 務	1 税の相談窓口・還付申告の受付に関すること。 2 新総合行政システムに関すること。 3 市税等の収納支援に関すること。 4 租税教育の推進並びに納税思想の普及及び啓発に関すること。
		資 産 税 課	償却・管理係	1 現所有者及び納税管理人に関すること。 2 資産証明に関すること。 3 固定資産課税台帳、地籍図等の閲覧に関すること。 4 固定資産概要調書の作成に関すること。 5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 6 電算システムに関すること。 7 償却資産申告に関すること。 8 償却資産の評価及び賦課に関すること。
			土 地 係	1 土地の評価及び価格の通知に関すること。 2 土地に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。 3 地籍図の管理に関すること。 4 土地評価システムに関すること。
			家 屋 係	1 家屋の評価及び価格の通知に関すること。 2 家屋に係る固定資産税、都市計画税賦課に関すること。 3 家屋評価システムに関すること。
			共 通 業 務	1 市税等の収納支援に関すること。

部	所	課	係 等	事 務 分 掌
財 政 部	税 務 事 務 所	納 税 課	管 理 係	1 市税等の収納消込に関すること。 2 市税等の充当及び還付に関すること。 3 市税等の口座振替に関すること。 4 納税証明に関すること。
			企 画 係	1 夜間・休日納税窓口に関すること。 2 各種照会文書に関すること。 3 時効の管理に関すること。
			徴収１・２・３係	1 滞納処分に関すること。 2 滞納管理システムの管理及び更新に関すること。 3 捜索に関すること。 4 財産調査の実施に関すること。 5 処分財産の管理に関すること。
		債権管理室	債 権 管 理 係	1 移管債権の滞納処分等に関すること。 2 公売に関すること。 3 債権管理に係る相談及び助言に関すること。 4 債権放棄に関すること。

3. 税務職員に関する調

(1) 税務職員配置人員

(令和6年4月1日現在)

（令和5年1月1日現在）										
	課	係等	職員数						計	
			課長	副課長	課長補佐	主幹	副主幹	主査		主事
税務事務所 										

注：合計は所長を含む

(2) 税務職員数の割合

(令和6年4月1日現在)

年 度	元	2	3	4	5	6
市長部局 (A)	1,741人	1,653人	1,634人	1,629人	1,584人	1,586人
税務職員 (B)	104人	106人	104人	104人	102人	102人
B / A	5.97%	6.41%	6.36%	6.38%	6.44%	6.43%

(3) 税務職員年齢調

(令和6年4月1日現在)

区 分		20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
税 務 所	市民税課	0	6	9	6	5	26	41.4
	資産税課	0	11	11	5	6	33	37.0
	納 税 課	0	7	18	12	6	43	38.3
	計	0	24	38	23	17	102	38.7

(注) 市民税課は所長を含む。

(4) 税務職員経験年数調

(令和6年4月1日現在)

区 分		1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	計	平均年数
税 務 所	市民税課	3	8	4	6	4	1	26	2.9
	資産税課	11	4	6	3	8	1	33	2.6
	納 税 課	9	10	5	7	10	2	43	3.0
	計	23	22	15	16	22	4	102	2.9

(注) 市民税課は所長を含む。

賦

課

1. 市税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 税 目	元		2		3		4		5	
	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比
市 民 税	20,321,476	101.5	19,743,713	97.2	21,235,124	107.6	19,871,195	93.6	20,175,634	101.5
個人	15,812,224	101.7	15,895,092	100.5	17,221,081	108.3	15,921,809	92.5	16,376,424	102.9
法人	4,509,252	100.7	3,848,621	85.3	4,014,043	104.3	3,949,386	98.4	3,799,210	96.2
固 定 資 産 税	18,815,732	101.4	18,946,485	100.7	18,135,346	95.7	19,034,049	105.0	19,643,056	103.2
軽 自 動 車 税	699,194	105.2	742,344	106.2	771,963	104.0	819,464	106.2	852,991	104.1
市 た ば こ 税	1,903,906	100.8	1,771,155	93.0	1,879,378	106.1	1,955,365	104.0	1,946,515	99.5
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税	3,269,865	101.3	3,294,807	100.8	3,168,600	96.2	3,293,076	103.9	3,385,106	102.8
入 湯 税	71,273	108.6	35,148	49.3	62,177	176.9	74,237	119.4	86,971	117.2
合 計	45,081,446	101.5	44,533,652	98.8	45,252,588	101.6	45,047,386	99.5	46,090,273	102.3

2. 税率の変遷

年 度 区 分	30	元	2	3	4	5	6
個人市民税 均等割	3,500 円						3,000円
個人市民税 所得割	6 %						
法人市民税 均等割	《H20年度から》						
	1号法人	次に掲げる法人					60,000 円
	ア	法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないものの以外のもの					
	イ	人格のない社団等					
	ウ	一般社団（財団）法人（非営利型法人に該当するものを除く。）					
	エ	保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの。					
	オ	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人以下であるもの					
	2号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					144,000 円
	3号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人以下であるもの					156,000 円
	4号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					180,000 円
法人市民税 税割	5号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人以下であるもの					192,000 円
	6号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					480,000 円
	7号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業員の数の合計数が50人以下であるもの					492,000 円
	8号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					2,100,000 円
	9号法人	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業員の数の合計数が50人を超えるもの					3,600,000 円
法人市民税 税割	12.1 % (注1)		8.4 % (注2)				
固定資産税	1.4 %						

(注1) 平成26年10月1日以後に開始される事業年度から

(注2) 令和元年10月1日以後に開始される事業年度から

年 度 区 分	30	元	2	3	4	5	6
軽自動車税 ※令和元年10月 1日以後は、 種別割	原動機付自転車 50cc 以下 2,000 円 90cc 以下 2,000 円 125cc 以下 2,400 円 ミニカー 3,700 円 軽自動車 二輪 3,600 円 二輪の小型自動車 6,000 円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,000 円 特殊作業用 5,900 円						
	軽自動車 三輪 (注3) 3,900 円 四輪乗用 営業用 6,900 円 自家用 10,800 円 四輪貨物 営業用 3,800 円 自家用 5,000 円 雪上用 —						
軽自動車税 環境性能割	(注4)						
市たばこ税	《H30年10月分から》 《R1年10月分から》 《R2年10月分から》 《R3年10月分から》						
		(旧3級品以外) 5,692円／千本 (注5)	(旧3級品以外) (旧3級品) 5,692円／千本				
		(旧3級品) 4,000円／千本		6,122円／千本			6,552円／千本
都市計画税	0.3 %						
入 湯 税	100 円			150 円			

(注3) 平成27年4月1日以後に取得される新車から

(注4) 令和元年10月1日以後に取得される新車から (令和元年9月30日までは自動車取得税(県税)として県が賦課徴収)

税率は、自動車の取得価格×税率(以下の表のとおり)。

自動車を無償で取得した場合や、著しく低い価格で取引された場合は、通常の取引価格による。なお、免税点は50万円。

●乗用車

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
令和12年度燃費基準80%達成 かつR2年度燃費基準達成※	0%	0%
令和12年度燃費基準70%達成 かつR2年度燃費基準達成※	1%	0.5%
令和12年度燃費基準60%達成 かつR2年度燃費基準達成※	2%	1%
以外の車	2%	2%

●軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック等)

車両区分	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	0%	0%
令和4年度燃費基準105%達成※	0%	0%
令和4年度燃費基準達成※	1%	0.5%
令和4年度燃費基準95%達成※	2%	1%
以外の車	2%	2%

※平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減を達成したガソリン車・ハイブリット車(★★★★)に限る。

(注5) 平成30年9月30日までは5,262円／千本

3. 税率一覧表 (令和 6 年度)

区 分 税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 及 び 税 率	
市 民 税	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3. 市内に事務所又は事業所等を有する法人 4. 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 5. 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	個 人 (所 得 割) 6 % (均 等 割) 3,000 円	法 人 (税 割) 8.4 % (均 等 割) 第 1 号 法 人 60,000 円 第 2 号 法 人 144,000 円 第 3 号 法 人 156,000 円 第 4 号 法 人 180,000 円 第 5 号 法 人 192,000 円 第 6 号 法 人 480,000 円 第 7 号 法 人 492,000 円 第 8 号 法 人 2,100,000 円 第 9 号 法 人 3,600,000 円
	土 地 家 屋 の所有者 償 却 資 産	土 地・家 屋 基準年度の価格又は、基準年度の価格に比準	

申告期日	賦課期日	徴収方法	納期
(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 (法人) 法人税申告期限	1月1日	(個人) 普通徴収 給与特別徴収 年金特別徴収 (法人) 申告納付	(個人) 普通徴収 第1期 6月15日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 徴収の翌月の10日 12回徴収 年金特別徴収 各年金支給月 4・6・8月 仮徴収 10・12・2月 本徴収 (法人) 申告期限と同じ
償却資産 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 4月15日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月28日
取得申告 納税義務が発生した日から 15日以内 廃車申告 納税義務が消滅した日から 30日以内 変更申告 変更の事由が生じた日から 15日以内	4月1日	普通徴収	5月15日～5月31日
取得の日から15日以内		申告納付	取得の日から15日以内
翌月末日		申告納付	翌月末日
		固定資産税と同じ	
翌月15日		特別徴収申告納入	翌月15日

4. 市 民 税

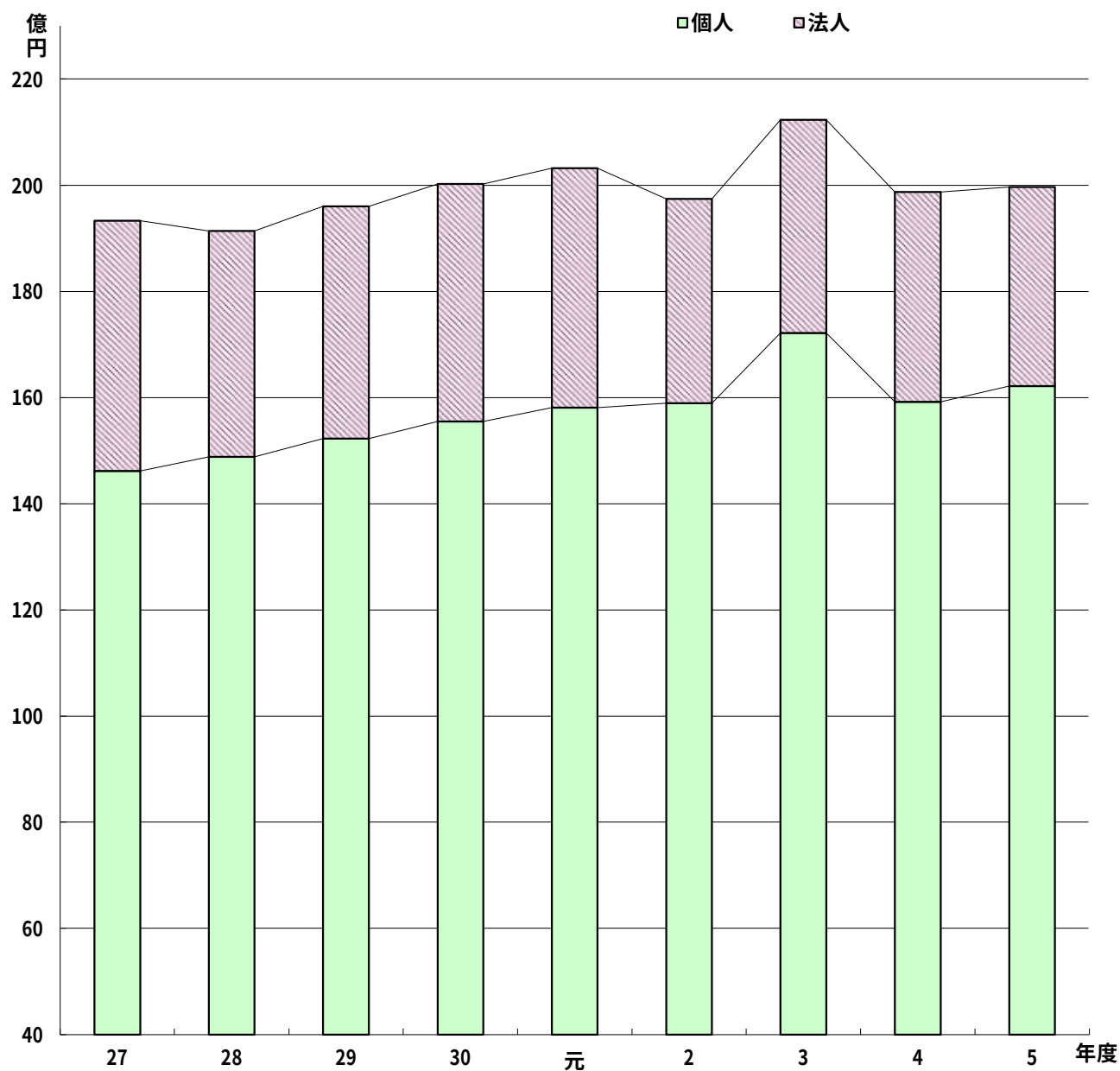
(1) 市民税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 税 目			2		3		4		5	
			調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比	調 定 額	対前年比
個 人	普通徴収	所 得 割	3,083,081	99.7	4,547,589	147.5	3,160,299	69.5	3,320,909	105.1
		均 等 割	110,678	96.8	110,751	100.1	108,689	98.1	108,181	99.5
			3,193,759	99.6	4,658,340	145.9	3,268,988	70.2	3,429,090	104.9
	特別徴収	所 得 割	11,635,138	101.1	11,442,576	98.3	11,570,805	101.1	11,705,554	101.2
		均 等 割	323,772	102.0	326,623	100.9	325,011	99.5	326,048	100.3
			11,958,910	101.1	11,769,199	98.4	11,895,816	101.1	12,031,602	101.1
	年金特徴	所 得 割	562,744	101.2	564,540	100.3	556,956	98.7	551,494	99.0
		均 等 割	55,918	100.6	56,356	100.8	56,683	100.6	56,339	99.4
			618,662	101.1	620,896	100.4	613,639	98.8	607,833	99.1
	計	所 得 割	15,280,963	100.8	16,554,704	108.3	15,288,061	92.3	15,577,957	101.9
		均 等 割	490,368	100.6	493,731	100.7	490,382	99.3	490,568	100.0
			15,771,331	100.8	17,048,435	108.1	15,778,443	92.6	16,068,525	101.8
	分 離 課 税 所 得)		123,761	73.0	172,646	139.5	143,366	83.0	146,883	102.5
		15,895,092	100.5	17,221,081	108.3	15,921,809	92.5	16,215,408	101.8	
法 人	法 人 税 割	2,641,922	80.3	2,792,516	105.7	2,711,341	97.1	2,549,346	94.0	
	均 等 割	1,206,699	99.1	1,221,527	101.2	1,238,045	101.4	1,204,890	97.3	
		3,848,621	85.3	4,014,043	104.3	3,949,386	98.4	3,754,236	95.1	
合 計			19,619,952	97.4	21,062,478	107.4	19,727,829	93.7	19,822,761	100.5

※ 合計には、個人市民税のうち分離課税（退職所得）分は含めない。

(2) 市民税年度別調定額の推移



(単位：百万円)

	27	28	29	30	元	2	3	4	5
法人市民税	4,708	4,252	4,373	4,477	4,509	3,849	4,014	3,949	3,754
個人市民税	14,622	14,884	15,229	15,552	15,812	15,895	17,221	15,922	16,215
合 計	19,158	18,998	19,461	19,879	20,152	19,620	21,062	19,728	19,823

(3) 個人市民税所得者区分別課税状況調

区 分 年 度	給 与 所 得 者			営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者		
	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
27	11,780,631	84.3	103.2	736,325	5.3	106.4	7,519	0.1	59.9
28	12,005,497	83.8	101.9	765,045	5.3	103.9	13,138	0.1	174.7
29	12,238,485	83.8	101.9	756,681	5.2	98.9	22,531	0.2	171.5
30	12,445,824	83.7	101.7	734,094	4.9	97.0	18,003	0.1	79.9
元	12,705,814	84.2	102.1	764,035	5.1	104.1	19,128	0.1	106.2
2	12,775,357	84.0	100.5	815,604	5.4	106.7	13,413	0.1	70.1
3	12,447,926	74.7	97.4	821,841	4.9	100.8	15,989	0.1	119.2
4	12,668,159	83.2	101.8	797,799	5.2	97.1	13,283	0.1	83.1
5	12,815,504	82.8	101.2	797,370	5.2	99.9	12,040	0.1	90.6
6	12,158,369	82.9	94.9	740,851	5.1	92.9	9,637	0.1	80.0

(4) 令和6年度個人市民税所得段階別調（所得割課税分）

区 分 課税所得金額の段階	給 与 所 得 者		営 業 等 所 得 者		農 業 所 得 者	
	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
10万円以下の金額	0	0	0	0	0	0
10万円を超え 100万円以下	26,795	39,831,133	1,447	2,288,369	41	66,054
100万円を超え 200万円以下	33,140	87,128,625	1,166	3,201,792	29	82,570
200万円を超え 300万円以下	20,343	78,819,138	764	2,930,838	15	58,339
300万円を超え 400万円以下	10,038	52,309,222	413	2,063,069	6	29,636
400万円を超え 550万円以下	5,197	34,009,485	294	1,844,137	4	23,628
550万円を超え 700万円以下	1,581	13,097,537	172	1,355,695	4	28,725
700万円を超え 1,000万円以下	1,339	14,071,625	152	1,585,912	2	20,873
1,000万円を超え 2,000万円以下	1,510	24,557,956	136	2,176,480	0	0
2,000万円を超え 5,000万円以下	365	11,172,625	55	1,841,176	0	0
5,000万円を超え 1億円以下	59	3,921,204	5	367,407	0	0
1億円を超える金額	10	1,490,655	2	247,235	0	0
合 計	100,377	360,409,205	4,606	19,902,110	101	309,825

各年7月1日現在（単位：千円、％）

その他の所得者			合 計		
所得割額	構成比	対前年比	所得割額	構成比	対前年比
1,456,580	10.4	82	13,981,055	100.0	100.6
1,548,731	10.8	106.3	14,332,411	100.0	102.5
1,580,604	10.8	102.1	14,598,301	100.0	101.9
1,672,030	11.2	105.8	14,869,951	100.0	101.9
1,601,702	10.6	95.8	15,090,679	100.0	101.5
1,606,274	10.6	100.3	15,210,648	100.0	100.8
3,373,913	20.3	210.0	16,659,669	100.0	109.5
1,755,546	11.5	52.0	15,234,787	100.0	91.4
1,857,879	12.0	105.8	15,482,793	100.1	101.6
1,756,914	12.0	94.6	14,665,771	100.1	94.7

令和6年7月1日現在（単位：人、千円）

分離課税をした者		その他の所得者		合 計	
納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等	納税義務者数	総所得金額等
238	127,516	0	0	238	127,516
315	480,276	10,110	13,710,749	38,708	56,376,581
372	1,016,598	3,208	7,547,850	37,915	98,977,435
282	1,121,369	889	3,233,253	22,293	86,162,937
206	1,052,447	425	2,067,789	11,088	57,522,163
169	1,086,031	315	1,942,635	5,979	38,905,916
95	763,728	218	1,673,068	2,070	16,918,753
80	821,158	189	1,868,265	1,762	18,367,833
135	2,213,800	152	2,214,495	1,933	31,162,731
58	1,898,681	39	1,145,153	517	16,057,635
15	1,061,125	0	0	79	5,349,736
2	426,344	1	188,086	15	2,352,320
1,967	12,069,073	15,546	35,591,343	122,597	428,281,556

(5) 個人市民税所得者区分別納税義務者数調

各年7月1日現在 (単位：人) (単位：人)

年 度 所得者区分	元	2	3	4	5	6
給与所得者	108,263	109,146	108,750	109,165	109,371	109,943
営業所得者	6,376	6,547	6,655	6,102	6,014	5,912
農業所得者	245	207	208	168	145	142
その他所得者	24,073	23,808	24,169	24,256	24,099	24,809
合 計	138,957	139,708	139,782	139,691	139,629	140,806

(6) 個人市民税特別徴収義務者数調

各年7月1日現在

年 度	元	2	3	4	5	6
事 業 所 数	10,695	10,831	10,927	11,061	11,142	11,189

(7) 令和6年度個人市民税納税義務者数調

令和6年7月1日現在 (単位：人、千円)

区 分 所得者区分	均等割を納める者		所得割を納める者		均等割のみを納める者		納税義務者
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	
給与所得者	109,943	329,829	101,192	12,158,369	8,751	26,253	109,943
営業所得者	5,912	17,736	4,663	740,851	1,249	3,747	5,912
農業所得者	142	426	102	9,637	40	120	142
その他所得者	24,809	74,427	16,640	1,756,914	8,169	24,507	24,809
合 計	140,806	422,418	122,597	14,665,771	18,209	54,627	140,806

(8) 個人県民税確定按分率調

(単位：円、%)

区 分 年 度	市 民 税 額	県 民 税 額	合 計	按 分 率
30	15,543,880,209	10,243,818,938	25,787,699,147	39.723663905
元	15,805,266,375	10,417,541,013	26,222,807,388	39.727024109
2	15,889,811,000	10,472,619,360	26,362,430,360	39.725545851
3	17,215,384,779	11,356,577,603	28,571,962,382	39.747278997
4	15,916,801,893	10,490,755,862	26,407,557,755	39.726338798
5	16,207,658,693	10,684,870,262	26,892,528,955	39.731742150

(9) 年度別納税義務者数調

(単位：人)

年 度	元	2	3	4	5	6
個人市民税	138,957	139,708	139,782	139,691	139,629	140,806
普通徴収	23,348	22,327	21,742	21,897	20,982	19,962
特別徴収	93,824	95,114	95,705	95,696	95,928	96,599
年金特徴	21,785	22,267	22,335	22,098	22,719	24,245
法人市民税	10,169	10,291	10,330	10,452	10,548	10,565

(10) 法人市民税月別調定額（現年課税分）

(単位：千円、%)

月	3 年 度			4 年 度			5 年 度		
	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比	調 定 額	増減率	構成比
4 月	155,913	△ 3.6	3.9	155,303	△ 0.4	3.9	163,879	5.5	4.4
5 月	323,154	△ 17.7	8.1	366,454	13.4	9.3	363,650	△ 0.8	9.7
6 月	821,230	△ 13.6	20.5	928,294	13.0	23.5	767,607	△ 17.3	20.4
7 月	531,790	22.1	13.2	508,059	△ 4.5	12.9	441,582	△ 13.1	11.8
8 月	186,986	△ 12.4	4.7	171,930	△ 8.1	4.4	179,453	4.4	4.8
9 月	215,850	△ 5.1	5.4	203,178	△ 5.9	5.1	237,116	16.7	6.3
10 月	134,822	△ 3.5	3.4	142,609	5.8	3.6	144,140	1.1	3.8
11 月	734,115	16.4	18.3	622,694	△ 15.2	15.8	576,069	△ 7.5	15.3
12 月	435,358	47.8	10.8	421,143	△ 3.3	10.7	430,400	2.2	11.5
1 月	81,552	9.5	2.0	72,374	△ 11.3	1.8	80,026	10.6	2.1
2 月	165,075	10.8	4.1	169,173	2.5	4.3	174,190	3.0	4.6
3 月	228,198	27.4	5.7	188,175	△ 17.5	4.8	196,124	4.2	5.2
合 計	4,014,043	4.3	100.0	3,949,386	△ 1.6	100.0	3,754,236	△ 4.9	100.0

(11) 法人市民税業種別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

業 種 区 分	3 年 度		4 年 度		5 年 度	
	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率	調 定 額	増 減 率
農林・漁業・鉱業	14,283	1.5	14,420	1.0	19,739	36.9
建設業	629,696	4.0	624,055	△ 0.9	518,480	△ 16.9
製造業	665,732	3.5	670,682	0.7	741,210	10.5
卸売、小売業	1,017,613	8.6	940,083	△ 7.6	1,069,738	13.8
金融・保険	598,572	10.2	544,700	△ 9.0	321,334	△ 41.0
不動産業	148,394	△ 20.3	172,889	16.5	176,858	2.3
運輸・通信業	171,587	1.6	159,352	△ 7.1	160,896	1.0
電気・ガス・水道	71,319	241.2	22,456	△ 68.5	20,919	△ 6.8
サービス業	695,396	△ 4.6	798,072	14.8	723,341	△ 9.4
その他	1,451	35.0	2,677	84.5	1,721	△ 35.7
合 計	4,014,043	4.3	3,949,386	△ 1.6	3,754,236	△ 4.9

歳 出 還 付	73,843	△ 40.7	101,535	37.5	161,665	59.2
---------	--------	--------	---------	------	---------	------

(12) 法人税割月別申告率

（単位：％）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
元年度	32.8	40.0	66.0	52.6	48.0	52.4	50.9	73.1	74.1	68.6	57.6	72.0	55.7
2年度	31.0	37.3	58.3	47.3	46.5	53.6	51.0	69.4	73.1	64.9	58.0	71.8	53.1
3年度	31.1	38.6	61.1	53.2	50.0	50.9	52.0	71.2	72.0	68.9	58.1	68.8	54.4
4年度	29.9	39.5	61.0	50.4	49.2	54.0	53.7	71.4	72.1	63.9	60.5	68.9	54.7
5年度	32.8	40.4	61.2	48.5	50.6	56.7	51.3	70.9	73.7	66.1	60.1	70.1	55.1

(13) 令和6年度法人数調

令和6年4月1日現在

法人区分		1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	合 計
法人 市 民 税 納 期 月	1月	239	1	34	2	7	2	7			292
	2月	849	7	134	7	8	1	1			1,007
	3月	283	3	94	14	34	6	39	1	1	475
	4月	953	4	68	5	15	3	24	1	1	1,074
	5月	1,353	12	305	38	36	4	28		2	1,778
	6月	661	8	270	42	126	26	184	12	19	1,348
	7月	540	1	134	14	59	12	148	2	21	931
	8月	719	5	114	5	13	1	11			868
	9月	550	7	94	10	11	2	14	1	2	691
	10月	626	2	84	10	3	1	3			729
	11月	689	11	142	17	20		8			887
	12月	355	5	83	9	15	3	12	1	2	485
合 計		7,817	66	1,556	173	347	61	479	18	48	10,565
5年度同日現在		7,735	67	1,546	174	348	65	481	19	49	10,484

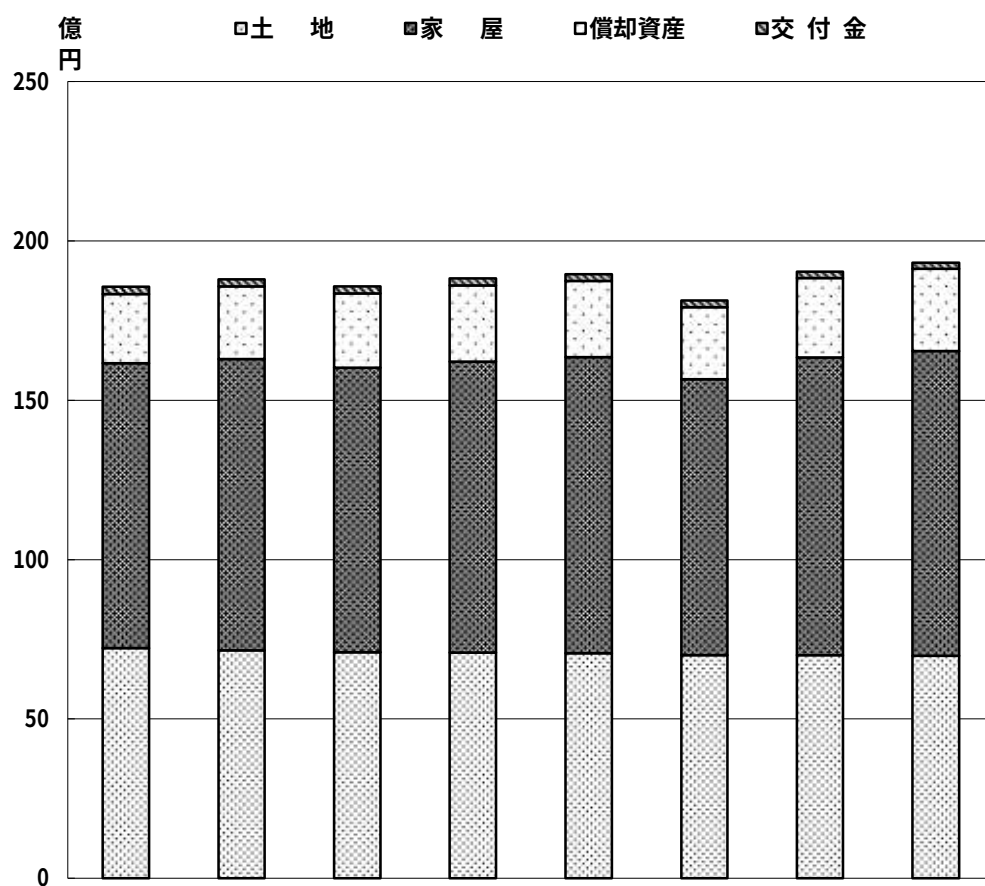
5. 固定資産税・都市計画税及び交付金

(1) 固定資産税年度別調定額（現年課税分）

（単位：千円、％）

年 度 区 分	3			4			5			6（6月末）		
	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比
土 地	80,038	7,003,508	99.3	80,490	7,003,410	100.0	80,820	6,982,539	99.7	80,985	6,994,236	100.2
家 屋	81,034	8,670,731	93.2	82,023	9,349,995	107.8	82,530	9,568,421	102.3	82,889	9,501,935	99.3
償却資産	3,163	2,258,005	94.9	3,666	2,482,765	110.0	3,744	2,569,983	103.5	3,773	2,277,309	88.6
小 計	104,416	17,932,244	95.7	105,187	18,836,170	105.0	105,553	19,120,943	101.5	105,583	18,773,480	98.2
交 付 金	9	203,102	97.1	9	197,879	97.4	9	188,211	95.1	8	181,197	96.3
合 計	104,425	18,135,346	95.7	105,196	19,034,049	105.0	105,562	19,309,154	101.4	105,591	18,954,677	98.2

(2) 固定資産税年度別調定額の推移



(単位：億円)

年 度	28	29	30	元	2	3	4	5	6 (6月末)
土 地	72.2	71.5	70.9	70.8	70.6	70.0	70.0	69.8	69.9
家 屋	89.5	91.5	89.4	91.4	93.0	86.7	93.5	95.7	95.0
償却資産	21.6	22.7	23.2	23.8	23.8	22.6	24.8	25.7	22.8
交 付 金	2.3	2.2	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8
合 計	185.5	188.0	185.6	188.2	189.5	181.4	190.3	193.1	189.5

(3) 都市計画税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

年 度 区 分	3			4			5			6(6月末)		
	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比	納税義務者	調 定 額	対前年比
土 地	63,307	1,600,868	99.2	63,791	1,606,151	100.3	64,075	1,604,838	99.9	64,319	1,609,649	100.3
家 屋	61,983	1,567,732	93.3	62,877	1,686,925	107.6	63,343	1,721,123	102.0	63,743	1,712,760	99.5
合 計	80,125	3,168,600	96.2	80,653	3,293,076	103.9	80,893	3,325,961	101.0	80,975	3,322,409	99.9

(4) 令和 6 年度償却資産の概要

（単位：千円）

種 別		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの
市 長 決 定	構 築 物	37,349,401	36,830,709	326,115	36,504,594
	機械及び装置	83,684,394	77,013,715	3,287,222	73,726,493
	船舶、車両及び運搬具	1,229,981	1,229,981		1,229,981
	航 空 機	577	577		577
	工具、器具及び備品	30,902,426	30,812,446	33,386	30,779,060
	小 計	153,166,779	145,887,428	3,646,723	142,240,705
配 分	総 務 大 臣	41,045,441	40,821,894		
	県 知 事	3,857,611	3,215,824		
合 計		198,069,831	189,925,146		

(5) 償却資産の累年比較

(単位：千円)

年 度	区 分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は 法附則第15条	左記以外のもの
令和2年度	市長決定分	130,351,631	126,093,553	2,441,810	123,651,743
	総務大臣配分	40,681,233	40,411,963		
	知事配分	3,800,802	2,725,054		
	計	174,833,666	169,230,570		
令和3年度	市長決定分	125,689,801	116,983,508	6,922,221	110,061,287
	総務大臣配分	41,744,304	41,375,399		
	知事配分	1,402,469	1,172,188		
	計	168,836,574	159,531,095		
令和4年度	市長決定分	136,737,498	132,217,092	2,328,303	129,888,789
	総務大臣配分	42,177,509	41,869,963		
	知事配分	3,468,125	2,833,030		
	計	182,383,132	176,920,085		
令和5年度	市長決定分	143,176,774	138,990,358	1,912,878	137,077,480
	総務大臣配分	41,651,050	41,365,494		
	知事配分	3,743,339	3,056,503		
	計	188,571,163	183,412,355		
令和6年度	市長決定分	153,166,779	145,887,428	3,646,723	142,240,705
	総務大臣配分	41,045,441	40,821,894		
	知事配分	3,857,611	3,215,824		
	計	198,069,831	189,925,146		

(6) 土地・家屋評価額等調

ア 土 地

年 度 区 分	2			3			筆 数
	筆 数	地 積	評 価 額	筆 数	地 積	評 価 額	
田	80,876	76,202,499	38,686,046	79,559	75,827,303	37,464,448	78,159
畑	41,344	8,119,806	16,697,704	40,296	7,919,784	16,167,714	37,845
宅 地	274,524	44,509,180	1,103,187,911	275,604	44,706,062	1,111,168,449	276,570
池 沼	102	26,446	665	100	25,958	653	99
山 林	145,852	140,005,022	1,901,574	147,417	140,318,070	1,906,512	150,666
牧 場	0	0	0	0	0	0	0
原 野	2,806	839,171	19,237	2,888	855,786	19,553	2,912
雑 種 地	17,336	5,580,013	23,802,142	17,689	5,663,129	23,896,728	17,810
計	562,840	275,282,137	1,184,295,279	563,553	275,316,092	1,190,624,057	564,061

イ 家 屋

年 度 区 分		2			3			
		棟 数	床面積	評 価 額	棟 数	床面積	評 価 額	棟 数
木 造	専用住宅	79,160	9,248,866	209,352,874	79,463	9,304,647	202,646,927	79,749
	併用住宅	4,207	536,869	7,802,878	4,163	533,963	7,566,452	4,114
	その他	25,621	1,949,268	18,903,196	25,475	1,950,293	18,814,900	25,361
	小 計	108,988	11,735,003	236,058,948	109,101	11,788,903	229,028,279	109,224
非 木 造	住 宅 アパート	21,139	4,255,952	193,865,839	21,136	4,247,482	190,387,340	21,145
	その他	22,120	6,551,251	252,688,779	22,050	6,521,600	244,482,904	22,015
	小 計	43,259	10,807,203	446,554,618	43,186	10,769,082	434,870,244	43,160
計		152,247	22,542,206	682,613,566	152,287	22,557,985	663,898,523	152,384

(単位：筆、㎡、千円)

4		5			6		
地 積	評 価 額	筆 数	地 積	評 価 額	筆 数	地 積	評 価 額
75,330,061	35,652,011	77,426	75,108,490	33,730,726	76,630	74,792,756	31,370,643
7,431,885	15,417,834	37,567	7,385,946	14,925,549	37,206	7,335,782	14,349,200
4,485,390	1,111,019,051	277,147	44,945,629	1,110,652,148	277,753	45,119,691	1,124,469,552
25,932	652	99	25,932	652	97	25,887	652
141,128,839	1,912,525	150,526	141,165,504	1,912,818	150,290	140,747,864	1,909,021
0	0	0	0	0	0	0	0
853,040	19,547	2,898	848,186	19,506	2,904	852,082	19,601
5,690,341	23,767,938	18,142	5,748,875	23,940,678	18,419	5,852,669	24,497,134
234,945,488	1,187,789,558	563,805	275,228,562	1,185,182,077	563,299	274,726,731	1,196,615,803

(単位：棟、㎡、千円)

4		5			6		
床面積	評 価 額	棟 数	床面積	評 価 額	棟 数	床面積	評 価 額
9,356,221	209,975,503	80,090	9,414,837	217,654,635	80,346	9,458,496	219,385,724
530,175	7,787,624	4,048	524,939	7,964,237	3,994	520,018	7,979,914
1,952,323	19,825,031	25,179	1,950,998	21,028,499	25,033	1,950,472	22,015,637
11,838,719	237,588,158	109,317	11,890,774	246,647,371	109,373	11,928,986	249,381,275
4,267,155	193,566,142	21,270	4,273,247	195,216,950	21,387	4,285,043	193,342,958
6,549,820	255,322,086	22,043	6,564,161	260,309,014	22,029	6,569,111	254,829,547
10,816,975	448,888,228	43,313	10,837,408	455,525,964	43,416	10,854,154	448,172,505
22,655,694	686,476,386	152,630	22,728,182	702,173,335	152,789	22,783,140	697,553,780

(7) 令和6年度 宅地に関する調（免税点以上）

区 分	納税義務者数	地 積	対前年比	構 成 比
商 業 地 区	7,148	4,924,591	98.4	11.0
住 宅 地 区	58,398	20,824,723	100.9	46.5
工 業 地 区	3,220	5,303,419	101.5	11.8
村 落 地 区	15,963	13,584,554	99.8	30.3
農業用施設に供する宅地	274	155,234	102.5	0.3
合 計	85,003	44,792,521	100.4	100.0

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(8) 令和6年度 家屋の種類別状況調

区 分		棟 数	床 面 積	対前年比	構 成 比
木 造	専 用 住 宅	80,346	9,458,496	100.5	79.3
	共 同 住 宅	1,422	336,288	103.5	2.8
	併 用 住 宅	3,994	520,018	99.1	4.4
	工 場 ・ 倉 庫	6,551	603,843	165.6	5.1
	土 蔵	0	0	0.0	0.0
	附 属 家	15,018	799,750	99.1	6.7
	そ の 他	2,042	210,591	102.4	1.7
	小 計	109,373	11,928,986	100.3	100.0
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	4,166	2,278,082	99.5	21.0
	住宅・アパート	21,387	4,285,043	100.3	39.5
	ホテル・病院・劇場等	366	446,269	99.1	4.1
	工場・倉庫・市場	6,474	2,922,141	100.5	26.9
	そ の 他	11,023	922,619	100.7	8.5
	小 計	43,416	10,854,154	100.2	100.0
計		152,789	22,783,140	100.2	

※ 表示単位未満四捨五入により算定のため、合計で記入してある値と各項目の計は必ずしも一致しない。

(単位：人、㎡、千円、%)

評 価 額	対前年比	構 成 比	課税標準額	対前年比	構 成 比
228,958,467	99.5	20.4	130,033,368	98.5	28.3
694,061,001	102.1	61.9	229,209,461	101.6	49.8
86,895,947	101.8	7.7	52,452,550	101.3	11.4
111,542,656	98.9	9.9	47,865,017	98.9	10.4
703,191	118.0	0.1	402,208	112.0	0.1
1,122,161,262	101.2	100.0	459,962,604	100.4	100.0

(単位：棟、㎡、千円、%、円)

評 価 額	対前年比	構 成 比	平均価格	摘 要
219,385,724	100.8	88.0	23,195	
11,420,581	107.6	4.6	33,961	
7,979,914	100.2	3.2	15,345	
2,004,522	116.2	0.8	3,320	
0	0.0	0.0	0	
3,303,393	99.0	1.3	4,131	
5,287,141	104.3	2.1	25,106	
249,381,275	101.1	100.0	20,905	
125,989,747	97.7	28.1	55,305	
193,342,958	99.0	43.1	45,120	
31,917,121	97.6	7.1	71,520	
71,888,218	98.4	16.0	24,601	
25,034,461	97.9	5.6	27,134	
448,172,505	98.4	100.0	41,290	
697,553,780	99.3		30,617	

(9) 家屋の新・増築状況調

ア 木 造 家 屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対前年比	平均価格
元	専 用 住 宅	878	109,285	6,901,050	88.3	63,147
	併 用 住 宅	18	2,779	166,348	219.6	59,859
	そ の 他	121	16,877	957,391	134.2	56,728
	計	1,017	128,941	8,024,789	93.2	62,236
2	専 用 住 宅	1,074	132,132	8,331,529	120.7	63,055
	併 用 住 宅	15	2,396	147,168	88.5	61,422
	そ の 他	139	19,026	1,037,395	108.4	54,525
	計	1,228	153,554	9,516,092	118.6	61,972
3	専 用 住 宅	992	119,395	7,986,354	95.9	66,890
	併 用 住 宅	18	3,035	190,768	129.6	62,856
	そ の 他	124	21,138	1,247,552	120.3	59,019
	計	1,134	143,568	9,424,674	99.0	65,646
4	専 用 住 宅	974	119,087	7,967,491	99.8	66,905
	併 用 住 宅	19	3,206	202,321	106.1	63,107
	そ の 他	126	20,246	1,145,440	91.8	56,576
	計	1,119	142,539	9,315,252	98.8	65,352
5	専 用 住 宅	1,001	121,665	8,178,562	102.6	67,222
	併 用 住 宅	16	2,631	163,958	81.0	62,318
	そ の 他	123	22,898	1,356,367	118.4	59,235
	計	1,140	147,194	9,698,887	104.1	65,892
6	戸建形式住宅	910	106,082	7,984,645	97.6	75,269
	集合形式住宅*	48	14,570	1,139,848	-	78,233
	併 用 住 宅	17	2,747	198,209	120.9	72,155
	そ の 他	69	8,939	484,953	35.8	54,251
	計	1,044	132,338	9,807,655	101.1	74,111

*令和5年度まで「集合形式住宅（旧：共同住宅・寄宿舍）」は本表「その他」に合算計上

イ 非 木 造 家 屋

(単位：㎡、千円、%、円)

年度	種 類	棟 数	床 面 積	評 価 額	対前年比	平均価格
元	住宅・アパート	105	24,226	2,044,580	72.6	84,396
	そ の 他	137	71,557	6,982,448	148.1	97,579
	計	242	95,783	9,027,028	119.9	94,245
2	住宅・アパート	100	21,390	1,759,443	86.1	82,255
	そ の 他	112	38,233	3,374,590	48.3	88,264
	計	212	59,623	5,134,033	56.9	86,108
3	住宅・アパート	116	18,249	1,741,578	99.0	95,434
	そ の 他	83	24,665	2,353,114	69.7	95,403
	計	199	42,914	4,094,692	79.8	95,416
4	住宅・アパート	197	33,332	3,536,241	203.0	106,091
	そ の 他	174	62,832	6,862,678	291.6	109,223
	計	371	96,164	10,398,919	254.0	108,137
5	住宅・アパート	91	22,782	2,071,050	58.6	90,907
	そ の 他	112	55,831	5,755,029	83.9	103,079
	計	203	78,613	7,826,079	75.3	99,552
6	住宅・アパート	81	26,987	2,894,268	139.7	107,247
	そ の 他	103	65,139	6,156,057	107.0	94,506
	計	184	92,126	9,050,325	115.6	98,239

(10) 新築住宅に対する軽減税額調

(単位：千円)

(単位：千円)

区分 年度	地方税法附則第15条の6				地方税法附則第15条の7				計	
	新築住宅		新築住宅 (中高層耐火建築物)		認定長期優良住宅		認定長期優良住宅 (中高層耐火建築物)			
	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額	件 数	軽減税額
元	3,214	135,666	645	26,901	942	47,051	6	348	4,807	209,966
2	3,298	142,348	710	28,993	910	46,798	5	312	4,923	218,451
3	3,191	135,765	682	27,915	869	43,771	4	235	4,746	207,686
4	3,227	144,653	754	31,209	878	46,369	5	418	4,864	222,649
5	3,124	142,261	802	31,787	942	51,604	6	488	4,874	226,140
6	2,985	139,257	873	38,762	968	54,649	6	478	4,832	233,146

(11) 固定資産課税台帳縦覧・閲覧状況調

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	6
縦 覧 件 数	29	20	52	65	30	30
閲 覧 件 数	646	406	567	549	628	647
計	675	426	619	614	658	677

(12) 固定資産評価審査委員会

ア 委 員

職 名	氏 名	就任年月日	任期満了年月日	職 業
委 員	増 田 健 治	H18.10.1	R9.9.30	土地家屋調査士
委 員	勝 田 輝	H22.12.22	R7.12.21	弁 護 士
委 員	宮田 貴代美	R6.4.1	R9.3.31	税 理 士

イ 書 記 4 名（市民税課職員兼任）

ウ 審査状況

年 度	30	元	2	3	4	5
申 出 件 数	2	0	0	0	0	0

(13) 令和5年度土地・家屋異動件数調

ア 土 地

異動事由	所有権移転	表示変更	分筆登記	地目変更	合筆登記	その他	計
件 数	6,103	1,501	413	547	76	88	8,728
筆 数	18,849	2,771	952	1,123	77	112	23,884

イ 家 屋

異動事由	所有権移転	表示変更	新築表示	滅 失	その他	計
件 数	4,534	167	1,355	775	0	6,831

(14) 国有資産等所在市交付金調

（単位：人、千円、％）

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	6
交付金	納付者数	9	9	9	9	8
	金 額	220,066	209,268	203,102	197,879	188,211
	対前年比	101.9	95.1	97. 1	97. 4	95.1
						96. 3

6. 軽自動車税

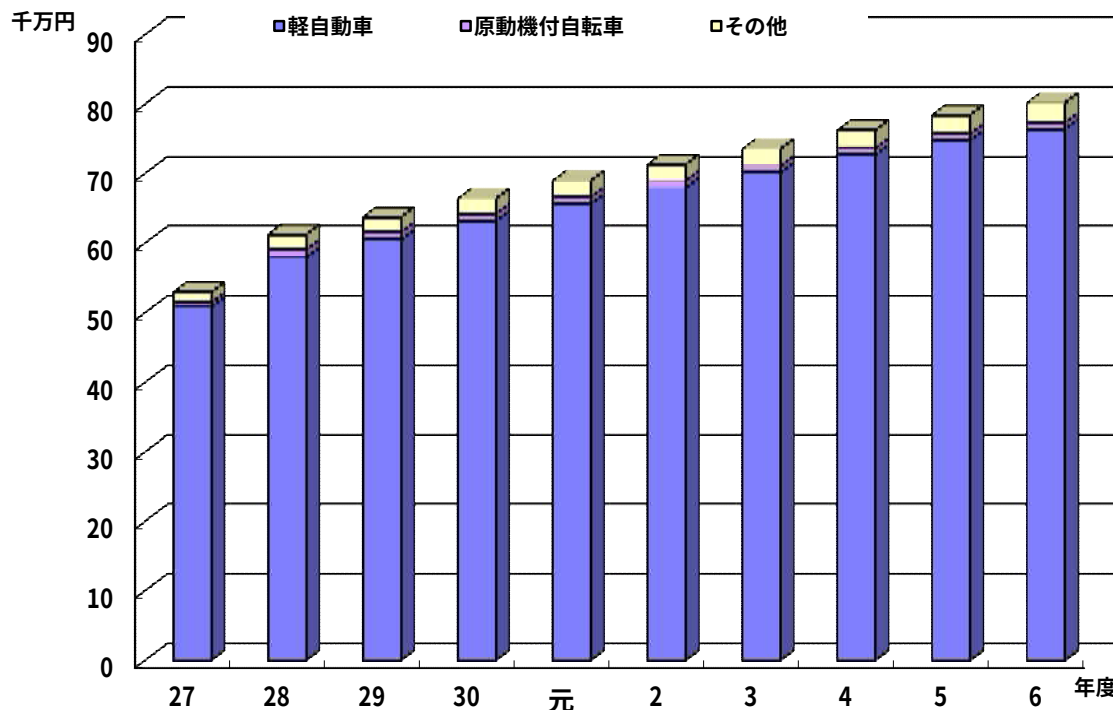
(1) 軽自動車税年度別調定額（現年課税分）

（単位：台、千円、％）

年 度 区 分		3			4			5			6（7/1 現在）		
		台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比	台 数	調定額	対前年比
原動機付自転車	50cc以下	3,212	6,424	94.0	3,058	6,116	95.2	2,948	5,896	96.4	2,845	5,690	96.5
	90cc以下	277	554	99.6	278	556	100.4	288	576	103.6	288	576	100.0
	125cc以下	879	2,110	108.4	959	2,302	109.1	1022	2,453	106.6	1096	2,630	107.2
	ミニカー	107	396	100.0	103	381	96.2	105	389	102.1	100	370	95.1
軽自動車	二輪	1,885	6,786	104.7	1,969	7,088	104.5	2,087	7,512	106.0	2,123	7,643	101.7
	三輪	2	9	100.0	2	9	100.0	2	9	100.0	1	5	55.6
	四輪乗用	63,037	600,844	103.5	63,117	624,704	104.0	63,633	642,899	102.9	63,876	658,099	102.4
	四輪貨物	18,782	93,856	100.9	18,900	95,490	101.7	19,146	97,712	102.3	19,153	98,620	100.9
小型特殊自動車	農耕農作業	901	1,802	112.8	950	1,900	105.4	963	1,926	101.4	964	1,928	100.1
	フォークリフト	1,517	8,950	104.5	1,631	9,623	107.5	1,743	10,284	106.9	1,813	10,697	104.0
	二輪小型自動車	2,320	13,920	104.2	2,427	14,562	104.6	2,543	15,258	104.8	2,590	15,540	101.8
合 計		92,919	735,651	103.2	93,394	762,731	103.7	94,480	784,914	102.9	94,849	801,798	102.2

※ 現年課税分のうち過年度分を除く。

(2) 軽自動車税年度別調定額の推移



7. 市たばこ税

(1) 市たばこ税年度別調定額（現年課税分）

（単位：本、千円、％）

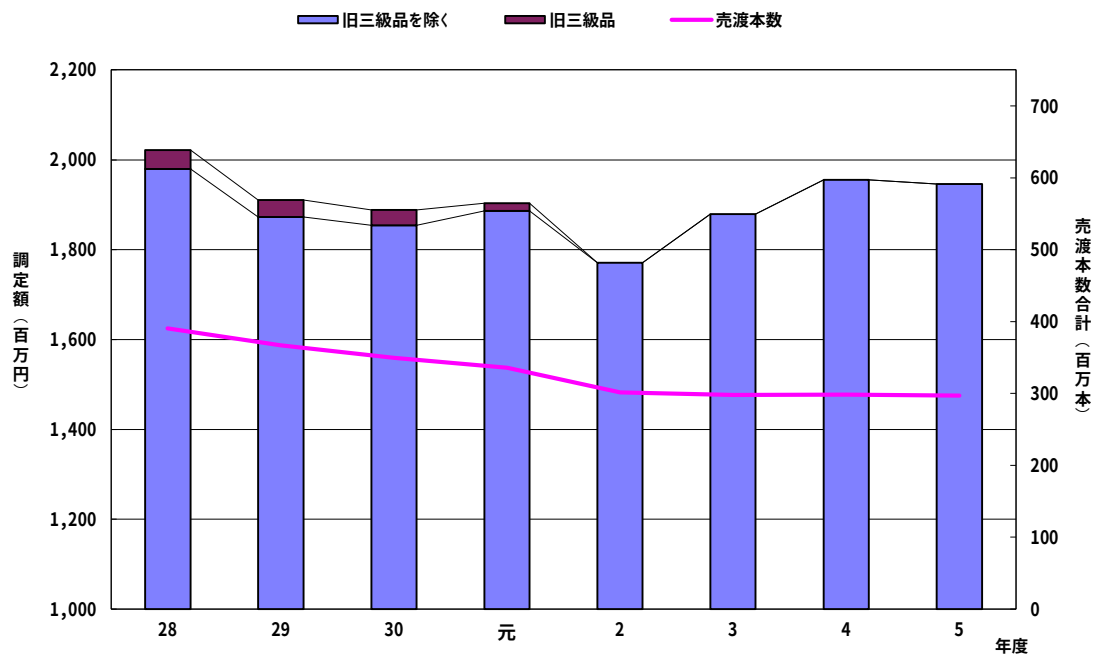
年度	旧3級品を除くたばこ		旧3級品のたばこ		合 計		対 前 年 比	
	売 渡 本 数	調 定 額	売 渡 本 数	調 定 額	売 渡 本 数	調 定 額	売渡本数	調定額
28	376,269,895	1,979,932	14,494,260 (手持品課税分) ※1 241	41,589	390,764,155 0	2,021,521 241	97.0	97.4
29	355,948,788	1,873,003	11,380,220 (手持品課税分) ※1 165	37,599	367,329,008	1,910,602 165	94.0	94.5
30	340,550,731 (手持品課税分) ※2 7,978	1,846,154	8,805,280 (手持品課税分) ※1 227	34,543	349,356,011	1,880,697 8,205	95.1	98.9
元	331,396,640	1,886,310	4,352,640 (手持品課税分) ※1 238	17,358	335,749,280	1,903,668 238	96.1	100.8
2	301,448,817 (手持品課税分) ※2 6,521	1,764,634			301,448,817	1,764,634 6,521	89.8	93.0
3	297,875,201 (手持品課税分) ※2 7,023	1,872,355			297,875,201	1,872,355 7,023	98.8	106.1
4	298,437,934	1,955,365			298,437,934	1,955,365	100.2	104.0
5	297,087,088	1,946,514			297,087,088	1,946,514	99.5	99.5

（注）令和元年10月1日から旧3級品たばこの税額が旧3級品以外のたばこの税額に統一されたため、以降は全て旧3級品を除くたばこで集計しています

※1 平成27年度税率改正に伴い、小売業者が各年の4月1日及び令和元年10月1日時点で販売用に5,000本以上の旧3級品たばこを所有している場合に課税引上げ額 … 平成28・29年の旧3級品：本数×0.43円 平成30年の旧3級品：本数×0.645円 令和元年の旧3級品：本数×1.692円

※2 平成30年度税率改正に伴い、小売業者が平成30年10月1日時点で販売用に20,000本以上の旧3級品以外のたばこを所有している場合及び令和2年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合及び令和3年10月1日時点で販売用に20,000本以上のたばこを所有している場合に課税引上げ額 … 平成30年の旧3級品以外：本数×0.43円 令和2年：本数×0.43円 令和3年：本数×0.43円

(2) 市たばこ税年度別調定額の推移



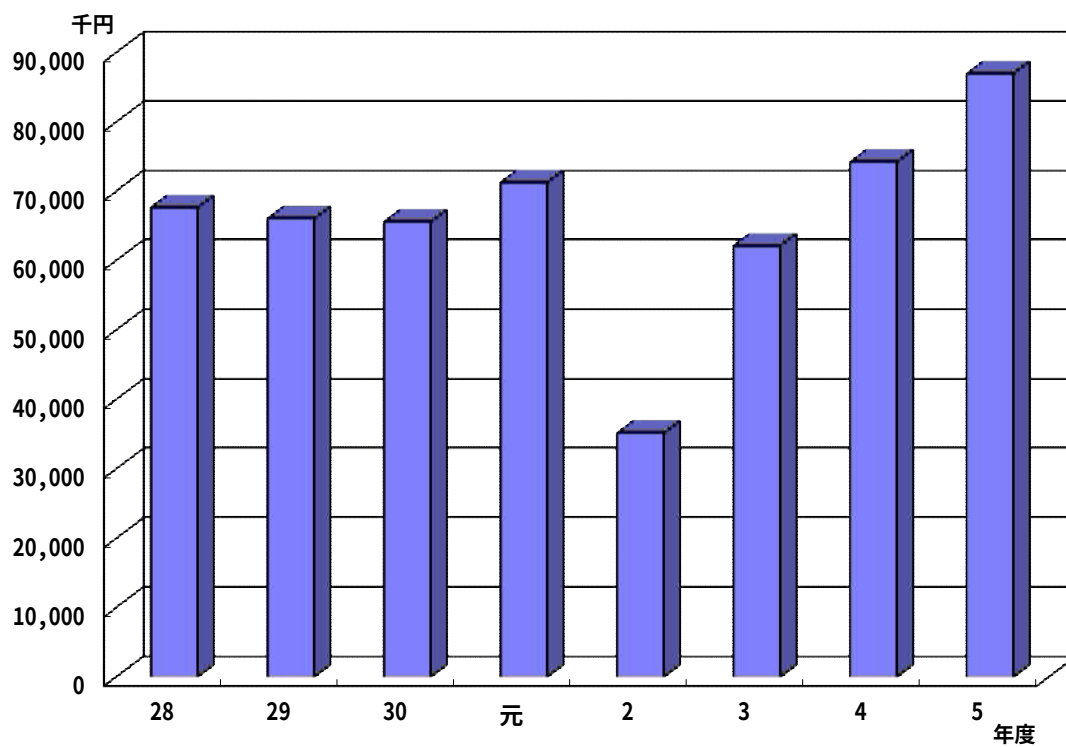
8. 入 湯 税

(1) 入湯税年度別調定額（現年課税分）

(単位：人、千円、%)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2	3	4	5
特別徴収義務者数	16	17	17	18	18	16	17	18
入 湯 者 数	677,146	660,931	656,356	712,726	351,481	424,710	494,972	579,809
調 定 額	67,715	66,093	65,636	71,273	35,148	62,177	74,237	86,971
対 前 年 比	102.4	97.6	99.3	108.6	49.3	176.9	119.4	117.2

(2) 入湯税年度別調定額の推移



9. 特別土地保有税

(1) 特別土地保有税年度別調定額（現年課税分）

（単位：人、千円、％）

年 度 区 分		8	9	10	11	12	13	14	15 ～
納税義務者	取得分	11	6	5	1	3	8	7	新 規 課 税 停 止
	保有分	66	53	47	47	44	39	32	
調 定 額	取得分	9,946	42,795	113	53	1,033	1,230	915	
	保有分	45,804	113,373	39,285	39,242	40,230	34,016	26,652	
	計	55,750	156,168	39,398	39,295	41,263	35,246	27,567	
対前年比	取得分	6,177.6	430.3	0.3	46.9	1,949.1	119.1	74.4	
	保有分	111.1	247.5	34.7	99.9	102.5	84.6	78.4	
	計	134.7	280.1	25.2	99.7	105.0	85.4	78.2	

10. 市税外歳入に関する調

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
県税徴収交付金	440,297	442,034	449,678	445,191	442,102
督促手数料	4,982	4,283	3,701	3,266	779
延 滞 金	452,122	401,480	360,486	296,840	158,730
税証明手数料	17,855	16,631	15,092	15,226	13,735

※ 督促手数料、延滞金については、国民健康保険税分も含む。

11. 証明・閲覧状況

ア. 件数（令和5年度）

(単位：件)

所得証明	納税証明	継続検査用 納税証明	資産証明	車庫証明用 土地証明
26,401	7,477	1,255	5,346	828
価格通知	住宅用家屋証明	その他の証明	閲覧	
5,299	1,130	3,028	2,547	

イ. 手数料（令和5年度）

(単位：円)

所得証明	納税証明	資産証明	車庫証明用 土 地 証 明	住 宅 用 家屋証明	閲 覧
1枚につき 300 ※	1枚につき 300	1枚につき 300	1枚につき 300	1件につき 1,300	公簿は1冊、 公文書及び公図 は1件につき 200

※コンビニ交付の場合は200円

納 税

1. 納 税 組 合

(1) 種類別納税組合数調

年 度	元	2	3	4	5
地 域 組 合	375	366	361	351	348
職 域 組 合	4	4	4	4	4
計	379	370	365	355	352

(2) 組合員数別納税組合数調

年 度	元	2	3	4	5
10人未満	11	10	15	15	17
10人以上～ 20人未満	68	77	83	91	92
20人以上～ 40人未満	153	146	140	132	135
40人以上～ 60人未満	64	57	55	52	47
60人以上～ 80人未満	37	41	42	36	33
80人以上～100人未満	22	16	14	13	13
100人以上	24	23	16	16	15
計	379	370	365	355	352

(3) 税目別組合員数調

(単位：人、%)

年 度 \ 税 目		市・県民税	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	納税組合加入率
29	納税義務者	42,601	103,675	68,382	31,044	9.5
	組合加入者	3,938	10,159	6,064	3,151	
30	納税義務者	41,381	103,762	68,274	30,340	9.2
	組合加入者	3,747	9,787	5,920	2,941	
元	納税義務者	39,546	103,990	68,538	29,447	8.8
	組合加入者	3,410	9,348	5,683	2,796	
2	納税義務者	38,744	104,131	68,522	28,197	8.5
	組合加入者	3,206	8,921	5,487	2,635	
3	納税義務者	38,423	104,416	68,542	28,070	8.0
	組合加入者	3,022	8,341	5,302	2,484	
4	納税義務者	38,168	105,187	68,631	28,621	7.5
	組合加入者	2,777	7,868	5,033	2,336	
5	納税義務者	38,586	105,549	68,762	27,815	7.2
	組合加入者	2,748	7,593	4,835	2,143	

(4) 納税組合数および組合員数調

年度 区 分	元	2	3	4	5
組 合 数	379	370	365	355	352
組合員数	15,974	15,121	14,032	13,156	12,555

(5) 納税奨励金交付状況調

(単位：千円)

年 度		元	2	3	4	5
納税奨励金の交付額		15,276	15,090	14,073	12,820	11,724
交付内訳	市・県民税	2,181	2,124	2,012	1,871	1,622
	固定資産税・都市計画税	9,323	9,305	8,588	7,927	7,449
	軽自動車税	444	445	434	430	405
	国民健康保険税	3,326	3,214	3,036	2,590	2,244
1 組合当り交付額		40	41	39	35	33

(6) 納税組合年度別・税目別取扱額調

(単位：千円)

年度	税 目	調 定 額 A	納税組合 調定額 B	総収入額 C	納税組合納期 限内納付額 D	納税組合 調定比 B/A	納付額 調定比 D/A	納付率 D/B	納付額 収入比 D/C
2	市・県民税（普通徴収）	5,204,009	559,472	5,100,008	548,679	10.8	10.5	98.1	10.8
	固定資産税・都市計画税	22,032,024	2,186,060	21,716,616	2,139,377	9.9	9.7	97.9	9.9
	軽 自 動 車 税	713,284	51,012	705,621	49,296	7.2	6.9	96.6	7.0
	国 民 健 康 保 険 税	4,765,696	508,032	4,524,816	495,256	10.7	10.4	97.5	10.9
	計	32,715,013	3,304,576	32,047,061	3,232,608	10.1	9.9	97.8	10.1
3	市・県民税（普通徴収）	7,616,673	522,508	7,584,321	512,076	6.9	6.7	98.0	6.8
	固定資産税・都市計画税	21,100,844	1,968,746	21,003,180	1,933,433	9.3	9.2	98.2	9.2
	軽 自 動 車 税	735,692	50,693	728,031	49,219	6.9	6.7	97.1	6.8
	国 民 健 康 保 険 税	4,729,296	488,934	4,553,799	476,087	10.3	10.1	97.4	10.5
	計	34,182,505	3,030,881	33,869,331	2,970,815	8.9	8.7	98.0	8.8
4	市・県民税（普通徴収）	5,308,061	522,106	5,233,583	506,541	9.8	9.5	97.0	9.7
	固定資産税・都市計画税	22,129,245	1,833,796	22,034,073	1,804,245	8.3	8.2	98.4	8.2
	軽 自 動 車 税	762,777	50,380	753,768	49,065	6.6	6.4	97.4	6.5
	国 民 健 康 保 険 税	4,235,209	404,595	4,080,429	392,503	9.6	9.3	97.0	9.6
	計	32,435,292	2,810,877	32,101,853	2,752,354	8.7	8.5	97.9	8.6
5	市・県民税（普通徴収）	5,589,886	423,163	5,514,168	413,417	7.6	7.4	97.7	7.5
	固定資産税・都市計画税	22,446,904	1,767,402	22,324,564	1,732,486	7.9	7.7	98.0	7.8
	軽 自 動 車 税	784,987	48,385	777,301	47,063	6.2	6.0	97.3	6.1
	国 民 健 康 保 険 税	4,092,111	357,807	3,926,294	345,883	8.7	8.5	96.7	8.8
	計	32,913,888	2,596,757	32,542,327	2,538,849	7.9	7.7	97.8	7.8

2. 令和5年度口座振替取扱および加入状況調

(単位：人、千円、%)

区 分 税 目	納税義務者 A	口座振替 加入者数 B	加入率 B/A	調 定 額 C	口座振替 調定額 D	口座振替 納期内納付額 E	口座振替 取扱比 D/C	振替率 E/D
市・県民税 (普通徴収)	38,586	12,107	31.4	5,589,886	2,362,120	2,336,816	42.3	98.9
固定資産税・ 都市計画税	105,549	55,601	52.7	22,446,904	11,856,867	11,818,984	52.8	99.7
軽自動車税	68,762	11,431	16.6	784,987	120,724	120,456	15.4	99.8
国民健康保険税	27,815	12,210	43.9	4,092,111	1,890,825	1,867,954	46.2	98.8
計	240,712	91,349	37.9	32,913,888	16,230,536	16,144,210	49.3	99.5

3. 滞納処分状況等調

(単位：件、千円)

令和5年度 差押および解除状況								
区 分 種 別	前年度繰越分		本年度差押分		本 年 度 差 押 終 了 分			
					公 売		徴収・その他	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
不 動 産	400	738,845	79	34,039	9	3,371	98	99,302
動 産	900	936,782	3	870	0	0	1	870
債 権	1,300	1,675,627	2,471	550,749	0	0	2,356	185,365
計	2,600	3,351,254	2,553	585,658	9	3,371	2,455	285,537

4. 市税督促状況調

(単位：千円)

年 度 \ 税 目		市・県民税 (普通徴収)	固定資産税・ 都市計画税	軽自動車税	合 計
元	調 定	5,154,766	21,865,530	689,821	27,710,117
	督 促	672,104	1,058,778	72,445	1,803,327
	割 合	13.0	4.8	10.5	6.5
2	調 定	5,204,009	22,032,024	713,284	27,949,317
	督 促	558,007	1,014,181	59,107	1,631,295
	割 合	10.7	4.6	8.3	5.8
3	調 定	7,616,673	21,100,844	735,692	29,453,209
	督 促	593,153	886,231	65,416	1,544,800
	割 合	7.8	4.2	8.9	5.2
4	調 定	5,421,767	22,129,245	762,777	28,313,789
	督 促	588,615	932,120	66,993	1,587,728
	割 合	10.9	4.2	8.8	5.6
5	調 定	5,589,886	22,446,904	784,987	28,821,777
	督 促	498,831	703,770	51,629	1,254,230
	割 合	8.9	3.1	6.6	4.4

5. 欠損処分額調

(単位：件、円)

年 度 \ 税 目	元		2		3		4		5	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
市 民 税	1,000	45,981,630	1,007	51,612,843	821	39,478,290	969	42,284,691	964	45,387,923
個 人	928	40,692,611	947	47,988,958	790	36,454,805	931	35,686,699	901	39,927,118
法 人	72	5,289,019	60	3,623,885	31	3,023,485	38	6,597,992	63	5,460,805
固定資産税	496	36,956,302	663	58,219,082	571	49,360,652	727	54,893,550	568	117,199,066
軽自動車税	492	2,846,629	524	3,696,071	493	3,908,023	456	3,819,616	404	3,884,326
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	1	342,300	0	0
都市計画税	496	6,502,662	663	10,241,754	571	8,722,983	727	9,599,824	568	20,382,322
合 計	2,484	92,287,223	2,857	123,769,750	2,456	101,469,948	2,880	110,939,981	2,504	186,853,637

6. 指定金融機関および収納代理金融機関一覧表

令和6年4月1日現在

区 分	機 関 名	店 数		本店又は代表機関の所在地・電話番号
		市内	市外	
指 定	福井銀行	28	68	福井市順化1丁目1-1 24-2030
収納代理	みずほ銀行	1	453	福井市大手2丁目7-15 22-3500
〃	三井住友銀行	1	454	福井市大手3丁目4-7 23-3102
〃	北陸銀行	8	148	福井市中央1丁目7-15 24-5555
〃	北國銀行	1	103	福井市順化1丁目2-1 22-8461
〃	福邦銀行	13	25	福井市順化1丁目6-9 21-2500
〃	福井信用金庫	16	19	福井市田原2丁目3-1 22-5400
〃	越前信用金庫	3	9	大野市日吉町2-19 0779-66-1313
〃	横浜幸銀信用組合	1		福井市御幸4丁目10-25 24-1200
〃	イオ信用組合	1		福井市日之出2丁目10-15 22-8284
〃	北陸労働金庫	2	5	福井市宝永2丁目1-24 22-5678
〃	福井県農業協同組合	12	39	福井市大手3丁目2-18 50-7600
〃	東日本信用漁業協同組合連合会	1		福井市大手2丁目8-10 21-6080
〃	ゆうちょ銀行	1		福井市大手3丁目1-28 24-0120

そ の 他

(付録第1) 最近の主な税制改正一覧

【平成 28 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																							
個人市民税	医療費控除の特例の創設	検診等を受けている個人が、スイッチOTC薬の購入費用を年間 1.2 万円を超えて支払った場合、その超える部分の金額（年間 8.8 万円が限度）を所得控除する。	平成 30 年度分 ～ 令和 4 年度分	28																																							
	住宅借入金等特別税額控除制度の延長	住宅ローン控除の適用期限を令和 3 年 12 月 31 日入居分までに延長する。	令和 2 年度分から	29																																							
法人市民税	法人税割の税率の改正	地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を引き下げる。 現行 12.1% → 8.4%	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から	29																																							
固定資産税	家屋及び償却資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（特例期間：最初の 3 年度分）について、適用期限を 2 年延長する。 ① 太陽光発電設備及び風力発電設備 課税標準の特例措置の割合：3 分の 2 ② 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 課税標準の特例措置の割合：2 分の 1 ----- 「都市再生特別措置法」に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）について、適用期限を 2 年延長する。 課税標準の特例措置の割合：5 分の 4	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの取得分	28																																							
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の 1 年延長	「新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて翌年度の税率を軽減する」という特例措置の適用期限を 1 年延長する。	平成 29 年度分	28																																							
	環境性能割の創設	自動車取得税（県税）が廃止されることに伴い、軽自動車の取得価額の 0.0%～2.0%を環境性能割（市税）として課税する。 ①軽乗用車 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（※※新長期規制から NOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（※※新長期規制適合）</td><td>0%</td><td>0%</td></tr><tr><td>2020 年度燃費基準＋10%達成車※</td><td>0%</td><td>0%</td></tr><tr><td>2020 年度燃費基準達成車※</td><td>1%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>平成 27 年度燃費基準＋10%達成車※</td><td>2%</td><td>1%</td></tr><tr><td>以外の車</td><td>2%</td><td>2%</td></tr></table> ②軽貨物車 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（※※新長期規制から NOx10%低減）</td><td>0%</td><td>0%</td></tr><tr><td>平成 27 年度燃費基準＋20%達成車※</td><td>0%</td><td>0%</td></tr><tr><td>平成 27 年度燃費基準＋15%達成車※</td><td>1%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>平成 27 年度燃費基準＋10%達成車※</td><td>2%</td><td>1%</td></tr><tr><td>以外の車</td><td>2%</td><td>2%</td></tr></table> ※平成 17 年排出基準 75%低減を達成したガソリン車、ガソリンハイブリット車（★★★★）に限る	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（※※新長期規制から NOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（※※新長期規制適合）	0%	0%	2020 年度燃費基準＋10%達成車※	0%	0%	2020 年度燃費基準達成車※	1%	0.5%	平成 27 年度燃費基準＋10%達成車※	2%	1%	以外の車	2%	2%	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（※※新長期規制から NOx10%低減）	0%	0%	平成 27 年度燃費基準＋20%達成車※	0%	0%	平成 27 年度燃費基準＋15%達成車※	1%	0.5%	平成 27 年度燃費基準＋10%達成車※	2%	1%	以外の車	2%	2%	令和元年 10 月 1 日以降に取得される車
区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（※※新長期規制から NOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（※※新長期規制適合）	0%	0%																																									
2020 年度燃費基準＋10%達成車※	0%	0%																																									
2020 年度燃費基準達成車※	1%	0.5%																																									
平成 27 年度燃費基準＋10%達成車※	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									
区分	税率																																										
	自家用	営業用																																									
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリット車、天然ガス車（※※新長期規制から NOx10%低減）	0%	0%																																									
平成 27 年度燃費基準＋20%達成車※	0%	0%																																									
平成 27 年度燃費基準＋15%達成車※	1%	0.5%																																									
平成 27 年度燃費基準＋10%達成車※	2%	1%																																									
以外の車	2%	2%																																									

【平成 29 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年														
個人市民税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	① 配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額を引き上げるとともに、世帯の収入が逆転しないような仕組みを設ける。 <table><tr><td rowspan="2">配偶者特別控除の控除額</td><td colspan="2">配偶者の所得制限</td></tr><tr><td>現行</td><td>改正後</td></tr><tr><td>33 万円</td><td>合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)</td><td>合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)</td></tr><tr><td colspan="3"> ・ ・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額 ・ </td></tr><tr><td>適用なし</td><td>合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)</td><td>合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)</td></tr></table> ② 合計所得金額 900 万円（給与収入 1,120 万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。 ・ 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下 控除額の 2/3 (給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下) ・ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下 控除額の 1/3 (給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下) ・ 合計所得金額 1,000 万円超 適用なし (給与収入 1,220 万円超)	配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限		現行	改正後	33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)	・ ・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額 ・			適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)	平成 31 年度分から	29
	配偶者特別控除の控除額	配偶者の所得制限																
現行		改正後																
33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)																
・ ・ 配偶者の所得に応じて控除額が減額 ・																		
適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)																
	上場株式等の配当所得等の課税方式の選択に係る所要の措置	特定上場株式等の配当等について、納税義務者が課税方式を、①総合課税、②源泉徴収課税（申告不要）、③申告分離課税のいずれかを選択し、所得税と住民税の課税方式は原則同じ方式を採用していたものを、確定申告書と住民税申告書の両方の提出があり、住民税申告で所得税と異なる課税方式を選択していた場合には、住民税は所得税と異なる方式で課税できることを明確化する。	平成 29 年 4 月 1 日から	29														
固定資産税	固定資産の一部について地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）が導入されたことに伴う特例措置の割合の規定	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員 5 人以下）の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準に特例措置を適用する。 課税標準の特例措置の割合：2 分の 1	平成 30 年度分から	29														
		子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けて実施する認可外の事業所内保育事業（企業主導型保育事業）の用に供する固定資産に係る課税標準に特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：2 分の 1	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までの 取得分	29														
		緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する固定資産に係る課税標準に特例措置（特例期間：最初の 5 年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：3 分の 2	平成 29 年 6 月 15 日から 平成 31 年 3 月 31 日までの 設置分	29														
	耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅の減額措置	耐震改修又は省エネ改修が行われた既存住宅が認定長期優良住宅に該当することになったとき、固定資産税の 3 分の 2 を減額する。	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までに 改修された住宅	29														
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の重点化・2 年延長	「新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて翌年度の税率を軽減する」という特例措置の適用基準を以下のとおり厳格化し、適用期限を 2 年延長する。 ・天然ガス自動車の要件に、H30 年度排出ガス規制適合を追加。 ・ガソリン車・ハイブリット車は、H30 年度排出ガス基準 50%低減達成車又は H17 年度排出基準 75%低減達成車に限る。 ・軽乗用車の軽減に係る適用基準を表のとおりとする。 <table><tr><td>税率</td><td>現行区分（28・29 年度） H27.4.1～29.3.31 取得</td><td>改正区分（30・31 年度） H29.4.1～31.3.31 取得</td></tr><tr><td>75%軽減</td><td>電気自動車、 天然ガス自動車</td><td>電気自動車、 天然ガス自動車</td></tr><tr><td>50%軽減</td><td>2020 年度燃費基準 ＋20%達成車</td><td>2020 年度燃費基準 ＋30%達成車</td></tr><tr><td>25%軽減</td><td>2020 年度燃費基準 達成車</td><td>2020 年度燃費基準 ＋10%達成車</td></tr></table>	税率	現行区分（28・29 年度） H27.4.1～29.3.31 取得	改正区分（30・31 年度） H29.4.1～31.3.31 取得	75%軽減	電気自動車、 天然ガス自動車	電気自動車、 天然ガス自動車	50%軽減	2020 年度燃費基準 ＋20%達成車	2020 年度燃費基準 ＋30%達成車	25%軽減	2020 年度燃費基準 達成車	2020 年度燃費基準 ＋10%達成車	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日までに 新規取得される新車	29		
税率	現行区分（28・29 年度） H27.4.1～29.3.31 取得	改正区分（30・31 年度） H29.4.1～31.3.31 取得																
75%軽減	電気自動車、 天然ガス自動車	電気自動車、 天然ガス自動車																
50%軽減	2020 年度燃費基準 ＋20%達成車	2020 年度燃費基準 ＋30%達成車																
25%軽減	2020 年度燃費基準 達成車	2020 年度燃費基準 ＋10%達成車																

【平成 30 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改定								
個人 市 民 税	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引下げるとともに、基礎控除を同額引上げる。これにより基礎控除額が 43 万円（現行：33 万円）となる。	令和 3 年度分から	30								
	給与所得控除・公的年金等控除の見直し	① 給与所得控除が適用される給与等の収入金額を 1,000 万円以下から 850 万円以下に引下げ、控除の上限額を 220 万円から 195 万円に引下げる。 ② 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、控除額の上限を 195 万 5 千円とする。 ③ 公的年金所得者の年金以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合には、公的年金等控除額を 10 万円引下げ、2,000 万円を超える場合は 20 万円引下げる。	令和 3 年度分から	30								
	基礎控除の見直し	前年の合計所得金額が 2,400 万円（給与収入 2,595 万円）を超える所得割の納税義務者について、所得金額に応じて基礎控除額が逡減し、2,500 万円を超える場合には、基礎控除の適用をしない仕組みを設ける。 <table border="1"><thead><tr><th>合計所得金額（給与収入）</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,400 万円超 2,450 万円以下 (2,595 万円超 2,645 万円以下)</td><td>29 万円</td></tr><tr><td>2,450 万円超 2,500 万円以下 (2,645 万円超 2,695 万円以下)</td><td>15 万円</td></tr><tr><td>2,500 万円超 (2,695 万円超)</td><td>適用なし</td></tr></tbody></table>	合計所得金額（給与収入）	控除額	2,400 万円超 2,450 万円以下 (2,595 万円超 2,645 万円以下)	29 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下 (2,645 万円超 2,695 万円以下)	15 万円	2,500 万円超 (2,695 万円超)	適用なし	令和 3 年度分から	30
	合計所得金額（給与収入）	控除額										
2,400 万円超 2,450 万円以下 (2,595 万円超 2,645 万円以下)	29 万円											
2,450 万円超 2,500 万円以下 (2,645 万円超 2,695 万円以下)	15 万円											
2,500 万円超 (2,695 万円超)	適用なし											
非課税限度額の見直し	① 均等割非課税限度額の基準を、31 万 5 千円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に 10 万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に 18 万 9 千円を加えた金額）とする。 ② 所得割非課税限度額の基準を、35 万円に本人と扶養者（同一生計配偶者、扶養親族）の合計数を乗じた金額に 10 万円を加えた金額（扶養者を有する場合には、その金額に 32 万円を加えた金額）とする。 ③ 障害者、未成年者、寡婦（夫）に対する非課税措置の対象となる合計所得要件を 135 万円以下（現行：125 万円以下）に引上げる。	令和 3 年度分から	30									

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																								
法人市民税	大法人の電子申告の義務化	資本金1億円超の普通法人等に係る確定申告書、中間申告書、修正申告書の提出について、国税と同様に、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法により提出することを義務付ける。	令和2年4月1日以後に開始する事業年度から	30																								
固定資産税	償却資産に係る固定遺産税の課税標準の特例措置の創設	生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき、中小企業が労働生産性・企業収益を向上させるために行った設備投資に係る固定資産の課税標準に特例措置（特例期間：最初の3年度分）を適用する。 課税標準の特例措置の割合：ゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村が条例で定めた割合	平成30年6月6日から令和3年3月31日まで に取得された償却資産	30																								
	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る減額措置の創設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術の公演等を行う劇場等について、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合したバリアフリー改修を行った場合、工事が完了した翌年度から2年度分の固定資産税額及び都市計画税額を1／3減額する。	平成31年度分から	30																								
市たばこ税	市たばこ税の税率引上げ	① 製造たばこに係る税率を、平成30年10月1日から令和3年10月1日にかけて1,000本当たり430円ずつ3回引上げる。 ＜税率の推移＞ <table><tr><th></th><th>税 率 (1,000本当たり)</th><th>増 額</th></tr><tr><td>現行</td><td>5,262円</td><td></td></tr><tr><td>H30.10.1～</td><td>5,692円</td><td>+430円</td></tr><tr><td>R 2.10.1～</td><td>6,122円</td><td>+430円</td></tr><tr><td>R 3.10.1～</td><td>6,552円</td><td>+430円</td></tr></table> ② 平成27年度の税制改正により、平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の製造たばこに係る税率引上げを、令和元年10月1日実施に延期する。 ＜旧3級品の税率の推移＞ <table><tr><th></th><th>税 率 (1,000本当たり)</th><th>増 額</th></tr><tr><td>現行</td><td>4,000円</td><td></td></tr><tr><td>R元.10.1～</td><td>5,692円</td><td>+1,692円</td></tr></table>		税 率 (1,000本当たり)	増 額	現行	5,262円		H30.10.1～	5,692円	+430円	R 2.10.1～	6,122円	+430円	R 3.10.1～	6,552円	+430円		税 率 (1,000本当たり)	増 額	現行	4,000円		R元.10.1～	5,692円	+1,692円	平成30年10月1日以降の売渡し等分から (小売販売業者等の手持品課税を実施)	30
		税 率 (1,000本当たり)	増 額																									
現行	5,262円																											
H30.10.1～	5,692円	+430円																										
R 2.10.1～	6,122円	+430円																										
R 3.10.1～	6,552円	+430円																										
	税 率 (1,000本当たり)	増 額																										
現行	4,000円																											
R元.10.1～	5,692円	+1,692円																										
	加熱式たばこの課税方式の見直し	加熱式たばこは「パイプ式たばこ」に分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算し課税している。新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し、加熱式たばこの紙巻きたばこの換算方法を、「重量」と「小売価格」によって換算する方式とし、新課税方式による紙巻たばこへの換算割合を5年間、毎年1/5ずつ増やしていくこととする。	平成30年10月1日以降の売渡し等分から5年間かけて段階的に実施	30																								
その他	共同電子納税システム（共同収納）の導入	複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全ての地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入する。	令和元年10月1日から ※個人住民税（特別徴収）、法人市民税のみ	30																								

【平成 31 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年															
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	①令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合における、住宅ローン控除の適用期間 3 年延長する(現行 10 年間⇒13 年間)。 11 年目から 13 年目までの、各年において、所得税額で控除しきれない額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、控除限度額(以下参照)の範囲内で、以下のいずれか少ない額を減額する。 ・建物購入価格の 2/3% ・住宅ローン年末残高の 1% ②住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に、当該税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とし、平成 31 年度分以後の個人市民税から適用する。	令和 13 年度～15 年度分 ※令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 12 月 31 日に遅れた場合でも要件を満たせば特例措置の対象となった	31															
	非課税措置の対象の拡充	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が 135 万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする。	令和 3 年度分から	31															
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減	令和元年 10 月 1 日に消費税率が引上げられることに伴い、需要の平準化を図るため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した自家用乗用車(新車・中古車)について、環境性能割の税率を 1%軽減する。 自家用乗用車の税率 <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr></thead><tbody><tr><td>電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)</td><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)</td><td>1.0%</td><td></td></tr><tr><td>以外の車</td><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr></tbody></table> ※ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車に適用する排ガス要件： H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減 ・営業用乗用車の税率の臨時的軽減はないが、車種の区分は、自家用乗用車と同じ。 ・軽貨物車は変更しない。但し、H30 排ガス規制は導入。	区分	税率	臨時的軽減	電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税	ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)			ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)	1.0%		以外の車	2.0%	1.0%	令和 2 年度分から ※令和 2 年の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、令和 2 年 9 月 30 日→令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものに延長された	31
	区分	税率	臨時的軽減																
電気自動車 燃料電池車 天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成) プラグインハイブリット車 クリーンディーゼル車(H30 規制適合又は H21 規制適合)	非課税	非課税																	
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準+10%達成)																			
ガソリン車・ハイブリット車・LPG 車※ (2020 年度燃費基準達成)	1.0%																		
以外の車	2.0%	1.0%																	
種別割のグリーン化特例(軽課)の延長及び基準の見直し	①消費税率引上げに配慮し、現行のグリーン化特例を令和 3 年度(現行:令和元年度)まで 2 年間延長する。 ②グリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定し、令和 3 年度及び 4 年度に初回新規登録等を受けた自家用乗用車について適用する。 自家用乗用車の軽減率 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">初度検査年月</th></tr><tr><th>～R3.3</th><th>R3.4～R5.3</th></tr></thead><tbody><tr><td>電気自動車</td><td></td><td></td></tr><tr><td>天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)</td><td>75%軽減</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>2020 年度燃費基準+30%達成※</td><td>50%軽減</td><td rowspan="2">軽減なし</td></tr><tr><td>2020 年度燃費基準+10%達成※</td><td>25%軽減</td></tr></tbody></table> ※H30 規制から NOx50%低減又は H17 規制から NOx75%低減しているものに限る。	区分	初度検査年月		～R3.3	R3.4～R5.3	電気自動車			天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減	2020 年度燃費基準+30%達成※	50%軽減	軽減なし	2020 年度燃費基準+10%達成※	25%軽減	令和 2 年度分から	31
区分	初度検査年月																		
	～R3.3	R3.4～R5.3																	
電気自動車																			
天然ガス自動車(H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減達成)	75%軽減	75%軽減																	
2020 年度燃費基準+30%達成※	50%軽減	軽減なし																	
2020 年度燃費基準+10%達成※	25%軽減																		

【令和2年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																																																								
個人市民税	ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための以下の措置を講じる。 ① 個人住民税の人的非課税措置の見直し <table><tr><td>改正前</td><td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く</td></tr><tr><td>改正後</td><td>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする</td></tr></table> ② 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額 30 万円）を適用する。 現 行 〔表中の数字は個人住民税に係る所得控除の額（万円）〕 改 正 後 寡婦(寡夫)控除 <table><tr><td rowspan="5">本人が女性</td><td>配偶関係</td><td>死別</td><td>離別</td></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td></td><td></td></tr><tr><td>有</td><td>子 30 26</td><td>子 30 26</td></tr><tr><td>子以外 26 26</td><td>子以外 26 26</td></tr><tr><td>無</td><td>26 —</td><td>— —</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="5">本人が男性</td><td>配偶関係</td><td>死別</td><td>離別</td></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td></td><td></td></tr><tr><td>有</td><td>子 26 —</td><td>子 26 —</td></tr><tr><td>子以外 — —</td><td>子以外 — —</td></tr><tr><td>無</td><td>— —</td><td>— —</td></tr></table> ひとり親控除 <table><tr><td rowspan="5">本人が女性</td><td>配偶関係</td><td>死別</td><td>離別</td><td>未婚のひとり親</td></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td><td>～500</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>有</td><td>子 30 —</td><td>子 30 —</td><td>子 30</td></tr><tr><td>子以外 26 —</td><td>子以外 26 —</td><td>— —</td></tr><tr><td>無</td><td>26 —</td><td>— —</td><td>— —</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="5">本人が男性</td><td>配偶関係</td><td>死別</td><td>離別</td><td>未婚のひとり親</td></tr><tr><td>本人所得</td><td>～500 500～</td><td>～500 500～</td><td>～500</td></tr><tr><td>扶養親族</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>有</td><td>子 30 —</td><td>子 30 —</td><td>子 30</td></tr><tr><td>子以外 — —</td><td>子以外 — —</td><td>— —</td></tr><tr><td>無</td><td>— —</td><td>— —</td><td>— —</td></tr></table>	改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く	改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする	本人が女性	配偶関係	死別	離別	本人所得	～500 500～	～500 500～	扶養親族			有	子 30 26	子 30 26	子以外 26 26	子以外 26 26	無	26 —	— —	本人が男性	配偶関係	死別	離別	本人所得	～500 500～	～500 500～	扶養親族			有	子 26 —	子 26 —	子以外 — —	子以外 — —	無	— —	— —	本人が女性	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	～500 500～	～500 500～	～500	扶養親族				有	子 30 —	子 30 —	子 30	子以外 26 —	子以外 26 —	— —	無	26 —	— —	— —	本人が男性	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親	本人所得	～500 500～	～500 500～	～500	扶養親族				有	子 30 —	子 30 —	子 30	子以外 — —	子以外 — —	— —	無	— —	— —	— —	令和 3 年度分から	2
		改正前	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母） ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く																																																																																									
改正後	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く ※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする																																																																																											
本人が女性	配偶関係	死別	離別																																																																																									
	本人所得	～500 500～	～500 500～																																																																																									
	扶養親族																																																																																											
	有	子 30 26	子 30 26																																																																																									
	子以外 26 26	子以外 26 26																																																																																										
無	26 —	— —																																																																																										
本人が男性	配偶関係	死別	離別																																																																																									
	本人所得	～500 500～	～500 500～																																																																																									
	扶養親族																																																																																											
	有	子 26 —	子 26 —																																																																																									
	子以外 — —	子以外 — —																																																																																										
無	— —	— —																																																																																										
本人が女性	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																																																																																								
	本人所得	～500 500～	～500 500～	～500																																																																																								
	扶養親族																																																																																											
	有	子 30 —	子 30 —	子 30																																																																																								
	子以外 26 —	子以外 26 —	— —																																																																																									
無	26 —	— —	— —																																																																																									
本人が男性	配偶関係	死別	離別	未婚のひとり親																																																																																								
	本人所得	～500 500～	～500 500～	～500																																																																																								
	扶養親族																																																																																											
	有	子 30 —	子 30 —	子 30																																																																																								
	子以外 — —	子以外 — —	— —																																																																																									
無	— —	— —	— —																																																																																									
固定資産税	所有者不明の固定資産に係る規定の整備	① 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。 ※条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。 ② 使用者を所有者とみなす制度の拡大 調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。 ※令和3年度分以後の固定資産税について適用。	令和 2 年 6 月	2																																																																																								
	特例措置の割合の規定	対象資産 国から認定を受けた事業者が、認定事業（地上階数 10 以上又は延べ面積 50,000 ㎡以上の建築物を整備する事業に限る）により新たに取得した家屋及び償却資産のうち、以下のもの 都市再生特別措置法第 2 条第 2 項に規定する公共施設 公園、広場など、 都市利便施設 ア) 緑化施設 イ) 通路 改正内容 対象の家屋・償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準額に 5 分の 3 を参酌して、2 分の 1 以上 1 0 分の 7 以下の範囲内において市で定める割合を乗じる。	令和 2 年 6 月	2																																																																																								

税目	改正項目	主な改正の概要				適用期日等	改正年																														
国産資産税	特例割合の変更	対象資産 電気事業者所有の出力が 5,000kW 以上の水力発電設備 改正内容 特例割合を見直した上で適用期限を 2 年延長				令和 3 年度から	2																														
たばこ税	たばこの課税方式の見直し	軽量の葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 g 未満）税率の見直し。 <table><tr><th>葉巻たばこ 1本当たりの重量</th><th>現行</th><th colspan="2">改正予定</th></tr><tr><th></th><th></th><th>R2.10月～</th><th>R3.10月～</th></tr><tr><td>1 g 未満</td><td>重量比例課税 1 g をもって 紙巻たばこ1本に換算</td><td>本数課税 0.7 g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算</td><td>本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算</td></tr><tr><td>1 g 以上</td><td></td><td>重量比例課税 1 g をもって</td><td></td></tr></table>				葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定				R2.10月～	R3.10月～	1 g 未満	重量比例課税 1 g をもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7 g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算	1 g 以上		重量比例課税 1 g をもって		令和 2 年 10 月 1 日以降 の売渡し等分から 令和 3 年 10 月 1 日以降 の売渡し等分から	2														
葉巻たばこ 1本当たりの重量	現行	改正予定																																			
		R2.10月～	R3.10月～																																		
1 g 未満	重量比例課税 1 g をもって 紙巻たばこ1本に換算	本数課税 0.7 g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ0.7本に換算	本数課税 1g / 本未満の 葉巻たばこ1本を 紙巻たばこ1本に換算																																		
1 g 以上		重量比例課税 1 g をもって																																			
その他	延滞金等の割合の引下げ	徴収の猶予及び法人市民税における納期限の延長に係る延滞金の割合の引下げ。 <table><tr><th></th><th>内 容</th><th>現 行</th><th>令和2年 の割合</th><th>改正後</th><th>改正後 の割合</th></tr><tr><td>延滞金</td><td>法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの</td><td>特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)</td><td>年 8.9%</td><td>— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)</td><td>年 8.9%</td></tr><tr><td>1 月以内</td><td>早期納付を促す観点から低い利率</td><td>特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)</td><td>年 2.6%</td><td>— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)</td><td>年 2.6%</td></tr><tr><td>徴収の猶予等</td><td>事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減</td><td>特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td><td>年 1.6%</td><td>猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)</td><td>年 1.1%</td></tr><tr><td>納期限の延長</td><td>法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの</td><td>特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)</td><td>年 1.6%</td><td>平均貸付割合 + 0.5%</td><td>年 1.1%</td></tr></table>					内 容	現 行	令和2年 の割合	改正後	改正後 の割合	延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.9%	1 月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.6%	徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%	納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%	令和 3 年度から	2
	内 容	現 行	令和2年 の割合	改正後	改正後 の割合																																
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった場合に遅延利息として課せられるもの	特別基準割合 + 7.3% (平均貸付割合 + 1%)	年 8.9%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 8.9%																																
1 月以内	早期納付を促す観点から低い利率	特別基準割合 + 1% (平均貸付割合 + 1%)	年 2.6%	— (名称を「延滞金特例基準割合」に変更)	年 2.6%																																
徴収の猶予等	事業廃止等、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	猶予特別基準割合 (平均貸付割合 + 0.5%)	年 1.1%																																
納期限の延長	法人市民税において納期限の延長があった場合に課せられるもの	特別基準割合 (平均貸付割合 + 1%)	年 1.6%	平均貸付割合 + 0.5%	年 1.1%																																

【令和 3 年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	住宅借入金等特別税額控除制度の拡充	消費税率引き上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施している住宅ローン減税の控除期間の特例措置（10 年間→13 年間）について、要件を満たした令和 4 年末までの入居者に対して適用する。 ○要件 ① 一定の期日までに契約が行われていること ・注文住宅を新築・・・令和 3 年 9 月末 ・分譲住宅・既存住宅を取得、増改築・・・令和 3 年 1 1 月末 ② 面積要件 ・50 m ² 以上→40 m ² 以上（40～50 m ² は所得 1,000 万円以下） [参考 イメージ図] 	令和 15 年度～17 年度分 ・控除の適用年度を令和 17 年度まで延長 ・入居年を令和 4 年まで延長	3
	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の延長	特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上、その適用期限を 5 年延長する。	令和 5 年度～令和 9 年度 令和 4 年度までの適用期限を令和 9 年度まで延長	3

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																										
固定資産税	土地に係る固定資産税・都市計画税の税額据え置き措置	新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、次の措置を講ずる。 ① 宅地等（商業地等は負担水準が60％未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100％未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100％未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。 令和3年度に行われる評価替え （前年度と比べ）増税になる場合 令和3年度は令和2年度と同じ税額に据置き （前年度と比べ）減税になる場合 令和3年度はそのまま税額引き下げ	令和3年度	3																																										
軽自動車税	環境性能割の臨時的軽減の期間延長	消費税率引き上げに伴い実施している、軽自動車の環境性能割の税率の臨時的特例措置（令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した軽自動車の環境性能割の税率を1％軽減）について、区分の見直しを行った上で、適用期限を9か月間（令和3年12月31日まで）延長する。 【環境性能割の税率区分の見直し】 【旧行】（令和元、2年度） <table><tr><th colspan="2">軽自動車</th><th rowspan="2">税率</th></tr><tr><th>区分</th><th>軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車</td><td>2020年度基準+20%達成</td><td rowspan="3">2%</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>2020年度基準+10%達成</td></tr><tr><td>天然ガス自動車</td><td>2020年度基準達成</td></tr><tr><td>ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車</td><td>2020年度基準達成</td><td>1%</td></tr><tr><td>上記以外</td><td></td><td>2%</td></tr></table> 【改正案】（令和3、4年度） <table><tr><th colspan="2">軽自動車</th><th rowspan="2">税率</th></tr><tr><th>区分</th><th>軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車</td><td>2030年度基準85%達成</td><td rowspan="3">2%</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>2030年度基準75%達成</td></tr><tr><td>天然ガス自動車</td><td>2030年度基準60%達成</td></tr><tr><td>ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車</td><td>2030年度基準達成</td><td>1%</td></tr><tr><td>上記以外又は2020年度基準未満達成率</td><td></td><td>2%</td></tr></table> 【特例内容】 <table><tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr><tr><td>2%</td><td>1%</td></tr><tr><td>2%</td><td>1%</td></tr></table>	軽自動車		税率	区分	軽減率	電気自動車	2020年度基準+20%達成	2%	燃料電池自動車	2020年度基準+10%達成	天然ガス自動車	2020年度基準達成	ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車	2020年度基準達成	1%	上記以外		2%	軽自動車		税率	区分	軽減率	電気自動車	2030年度基準85%達成	2%	燃料電池自動車	2030年度基準75%達成	天然ガス自動車	2030年度基準60%達成	ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車	2030年度基準達成	1%	上記以外又は2020年度基準未満達成率		2%	税率	臨時的軽減	2%	1%	2%	1%	令和3年度 令和3年3月31日まで→令和3年12月31日まで（9か月延長）	3
軽自動車		税率																																												
区分	軽減率																																													
電気自動車	2020年度基準+20%達成	2%																																												
燃料電池自動車	2020年度基準+10%達成																																													
天然ガス自動車	2020年度基準達成																																													
ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車	2020年度基準達成	1%																																												
上記以外		2%																																												
軽自動車		税率																																												
区分	軽減率																																													
電気自動車	2030年度基準85%達成	2%																																												
燃料電池自動車	2030年度基準75%達成																																													
天然ガス自動車	2030年度基準60%達成																																													
ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車	2030年度基準達成	1%																																												
上記以外又は2020年度基準未満達成率		2%																																												
税率	臨時的軽減																																													
2%	1%																																													
2%	1%																																													
軽自動車税	種別割のグリーン化特例（軽課）の期間延長	種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、区分の見直しを行った上で、自家用乗用車以外の種別においても適用期限を2年延長する。 【種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し】 営業用乗用車（軽自動車） 【改正前】 取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ <table><tr><th>区分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車、天然ガス自動車</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>2020年度基準+30%達成</td><td>50%軽減</td></tr><tr><td>2020年度基準+10%達成</td><td>25%軽減</td></tr></table> 【改正後】 取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ <table><tr><th>区分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車、天然ガス自動車</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>2030年度基準90%達成</td><td>50%軽減</td></tr><tr><td>2030年度基準70%達成</td><td>25%軽減</td></tr></table> 軽貨物自動車（軽自動車） 【改正前】 取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ <table><tr><th>区分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車、天然ガス自動車</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>2015年度基準+35%達成</td><td>50%軽減</td></tr><tr><td>2015年度基準+15%達成</td><td>25%軽減</td></tr></table> 【改正後】 取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日 経課年度：取得の翌年度分のみ <table><tr><th>区分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車、天然ガス自動車</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	区分	種別割軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2020年度基準+30%達成	50%軽減	2020年度基準+10%達成	25%軽減	区分	種別割軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2030年度基準90%達成	50%軽減	2030年度基準70%達成	25%軽減	区分	種別割軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減	2015年度基準+35%達成	50%軽減	2015年度基準+15%達成	25%軽減	区分	種別割軽減率	電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減					令和3年度～令和4年度 自家用車以外の種別について令和4年度まで2年間延長（自家用車は平成31年度改正で既延長済）	3										
区分	種別割軽減率																																													
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																													
2020年度基準+30%達成	50%軽減																																													
2020年度基準+10%達成	25%軽減																																													
区分	種別割軽減率																																													
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																													
2030年度基準90%達成	50%軽減																																													
2030年度基準70%達成	25%軽減																																													
区分	種別割軽減率																																													
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																													
2015年度基準+35%達成	50%軽減																																													
2015年度基準+15%達成	25%軽減																																													
区分	種別割軽減率																																													
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減																																													

【令和4年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市 民 税	住宅借入金等特別税額控除の見直し	・住宅借入金等特別控除の適用期限を令和20年度分までに、居住年を（令和3年12月31日→7年12月31日）までに4年延長する。 ・住民税の控除限度額を（13万6,500円→9万7,500円）に引下げる。 ・住宅借入金等特別控除の控除率を（1.0%→0.7%）に引下げる。 ・住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を（現行3,000万円以下→2,000万円以下）に引下げる。 ・新築住宅等の控除期間を（10年→13年）とする。（ただし、省エネ基準を満たさない住宅への令和6・7年中の入居は控除期間10年） 【参考 イメージ図（新築住宅の場合）】	令和5年度から ・控除の適用期限を令和20年度まで延長 ・居住年を令和7年12月31日まで延長	4
固定 資 産 税	土地に係る固定資産税・都市計画税の激変緩和措置	・景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。	令和4年度	4

【令和5年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																		
個人市民税	森林環境税の課税開始に伴う改正	・令和6年度から、個人市県民税均等割（個人市民税3,000円、個人県民税1,000円）と併せて、国税の森林環境税1,000円を賦課徴収する。 ・なお、防災のための施策に要する財源を確保する目的で平成26年度から行われている、個人市県民税均等割引上げ（個人市民税500円、個人県民税500円）の臨時特例は令和5年度で終了する。	令和6年度から	5																																		
固定資産税	マンション長寿命化促進税制の創設	長寿命化に資する大規模修繕工事を行った分譲マンションに係る建物の固定資産税を1／6以上1／2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合に応じて減額（※3）する。 （※3）1戸あたりの面積が100㎡を超えるときは、100㎡相当分を上限として減額する 【対象の要件】 以下のア・イのいずれも満たし、かつウのいずれかの要件を満たす分譲マンションが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合、その建物に係る固定資産税を条例に定める割合で減額する。 ア 建築後、20年以上が経過している10戸以上のマンションであること。 イ 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること。 ウ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下のいずれかの場合 ・都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定基準に適合するように修繕積立金の額の引上げを行った場合 ・都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合	令和5年度	5																																		
軽自動車税	環境性能割の税率区分の見直し	・より環境性能の優れた自動車の普及を促進する観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長する。 ・ただし、ガソリン軽自動車については、営業用乗用車のうち2030年度基準70%達成の乗用車の適用期限は2年延長とする。 【軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽減）の延長】 〔現行〕 取得期間：令和3年4月1日～5年3月31日 軽減年度：取得の翌年度のみ <table><tr><th colspan="2">自家用乗用車</th></tr><tr><th>区 分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td></td></tr><tr><td>天然ガス自動車</td><td></td></tr></table> 〔改正案〕 取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日 軽減年度：取得の翌年度のみ 取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日 3年間延長 → <table><tr><th colspan="2">営業用乗用車</th></tr><tr><th>区 分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td></td></tr><tr><td>天然ガス自動車</td><td></td></tr><tr><td>2030年度基準90%達成</td><td>50%軽減</td></tr><tr><td>2030年度基準70%達成</td><td>25%軽減</td></tr></table> 取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日 3年間延長 → 取得期間：令和5年4月1日～7年3月31日 2年間延長 → <table><tr><th colspan="2">軽貨物自動車</th></tr><tr><th>区 分</th><th>種別割軽減率</th></tr><tr><td>電気自動車</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td></td></tr><tr><td>天然ガス自動車</td><td></td></tr></table> 取得期間：令和5年4月1日～8年3月31日 3年間延長 →	自家用乗用車		区 分	種別割軽減率	電気自動車	75%軽減	燃料電池自動車		天然ガス自動車		営業用乗用車		区 分	種別割軽減率	電気自動車	75%軽減	燃料電池自動車		天然ガス自動車		2030年度基準90%達成	50%軽減	2030年度基準70%達成	25%軽減	軽貨物自動車		区 分	種別割軽減率	電気自動車	75%軽減	燃料電池自動車		天然ガス自動車		令和5年度から	5
自家用乗用車																																						
区 分	種別割軽減率																																					
電気自動車	75%軽減																																					
燃料電池自動車																																						
天然ガス自動車																																						
営業用乗用車																																						
区 分	種別割軽減率																																					
電気自動車	75%軽減																																					
燃料電池自動車																																						
天然ガス自動車																																						
2030年度基準90%達成	50%軽減																																					
2030年度基準70%達成	25%軽減																																					
軽貨物自動車																																						
区 分	種別割軽減率																																					
電気自動車	75%軽減																																					
燃料電池自動車																																						
天然ガス自動車																																						

【令和6年度改正】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市民税	定額による特別税額控除の実施	・令和6年度の個人住民税所得割の額から、納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円を控除する。 ・同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)を有する納税者の令和7年度の個人住民税所得割の額から、1万円を控除する。 ○ 給与所得からの特別徴収(給与天引き)の場合 令和6年6月分の給与天引きを行わず、減税後の税額を1.1分割し、令和6年7月分～7年5月分まで給与天引きを行う。 ← 令和6年6月分は徴収せず、令和6年7月～令和7年5月の11か月間で徴収 → R6.6 R6.7 R6.8 R6.9 R6.10 R6.11 R6.12 R7.1 R7.2 R7.3 R7.4 R7.5 ○ 普通徴収(納付書や口座振替)の場合 第1期分(令和6年6月)から減税を行い、減税しきれない金額については第2期分(令和6年8月)以降順次減税する。 第1期分から減税 (減税しきれない場合は第2期分から順次減税) 第1期(R6.6) 第2期(R6.8) 第3期(R6.10) 第4期(R7.1) ○ 公的年金からの特別徴収(年金天引き)の場合 令和6年10月分の年金より天引きされる税額から減税する。減税しきれない金額については12月以降の年金の税額から順次減税する。 令和6年10月分から減税 (減税しきれない場合は12月分から順次減税) R6.4 R6.6 R6.8 R6.10 R6.12 R7.2	令和6～7年度	6
固定資産税	再生可能エネルギー発電設備に対する課税標準の特例の改正	・既に施行されている再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産課税標準の特例について、令和6年度から特定の太陽光発電設備を対象に加える等、法改正に合わせて対象を拡大する。 ・特定のバイオマス燃料発電設備については新たに特例対象とする。課税標準額に乗じる割合は、6/7とする。	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得された償却資産	6
	新築住宅に係る固定資産税の減額特例の延長及び申告の見直し	・一般住宅及び長期優良住宅について適用される固定資産税の減額特例について、令和8年3月31日まで延長する。 - また、従来各戸の区分所有者から徴していた申告書について、マンションの管理組合の管理者から一括して申告がなされ、内容が適正と認められるときはこれを不要とする。	令和6年度から	6
その他	職権減免の規定の整備	・市民税、固定資産税(都市計画税含む)、特別土地保有税、国民健康保険税について、申請書の提出無しに減免を適用できる宥恕規定を設ける。	令和6年度から	6

(付録第2) 個人市民税の所得控除等

区 分		年 度		26～28	
収入 額 よ り 控 除	給 与 所 得 控 除	収入金額が1,800,000円以下		収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)	
		1,800,000円超 3,600,000円以下		720,000円 + (収入金額－1,800,000円) × 30%	
		3,600,000円超 6,600,000円以下		1,260,000円 + (収入金額－3,600,000円) × 20%	
		6,600,000円超 10,000,000円以下		1,860,000円 + (収入金額－6,600,000円) × 10%	
		10,000,000円超 15,000,000円以下		2,200,000円 + (収入金額－10,000,000円) × 5%	
所 得 控 除	青色専従者給与	支払った金額			
	白色専従者給与	(1)500,000円(配偶者の場合は860,000円) (2)(事業所得＋不動産所得＋山林所得)÷(専従者＋1) (1)(2)いずれか少ない方の金額			
	公 的 年 金 等 控 除	受給者の 年 齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A) 控 除 額		
		330万円以下	120万円		
		330万円 ～ 410万円	(A) × 25% + 37.5万円		
410万円 ～ 770万円		(A) × 15% + 78.5万円			
雑 損	65歳以上の の 者	770万円超 (A) × 5% + 155.5万円			
	受給者の 年 齢	その年中の公的年金等の収入金額 (A) 控 除 額			
	130万円以下	70万円			
	130万円 ～ 410万円	(A) × 25% + 37.5万円			
	410万円 ～ 770万円	(A) × 15% + 78.5万円			
医 療 費	65歳未満 の 者	770万円超 (A) × 5% + 155.5万円			
	雑 損	(1)(その年の損失金額-補てん金額)-(総所得金額等×10%) (2)損失金額のうち災害関連支出の金額－50,000円 (1)(2)いずれか多い方の金額			
	社 会 保 険 料	(医療費の額－補てん金額)－(総所得金額等×5%、ただし10万円まで) 限度額 200万円			
	小規模企業共済等掛金	支払った金額			
	生 命 保 険 料	① 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算			
新 契 約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧 契 約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		新契約＋旧契約	
年間支払保険料		控 除 額	年間支払保険料	控 除 額	控 除 額
12,000円以下		支払い保険料等の全額	15,000円以下	支払い保険料等の全額	左の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算
12,001円～32,000円		支払い保険料等 × 1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 7,500円	
32,001円～56,000円		支払い保険料等 × 1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	支払い保険料等 × 1/2 + 17,500円	
56,001円以上		一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円	
控除上限額 28,000円		控除上限額 35,000円		控除上限額 28,000円	
② ①で算出した各控除額を合算 生命保険料控除額(最高7万円)=(一般生命保険料控除額)+(個人年金保険料控除額)+(介護医療保険料控除額)					
地 震 保 険 料		地震保険料の合計金額 (A)		長期損害保険料の合計金額 (B)	
	(A)×1/2(最高 25,000円) +		(B)の金額が5,000円以下の場合は 全額 (B)の金額が5,000円を超え15,000円以下の場合は(B)×1/2+2,500円 (B)の金額が15,000円を超える場合は 10,000円 (最高限度 25,000円)		
	障 害 者	260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円			
	扶 養	一般扶養 330,000円 (特定 450,000円) 老人扶養 380,000円 (同居 450,000円)			
	配 偶 者	一 般 330,000円 配偶者特別控除 老 人 380,000円 (3万円～33万円)			
老 ・ 寡 ・ 勤	寡婦一般 260,000円 (特別 300,000円) 寡夫・勤 260,000円				
	基 礎 330,000円				
	配 当 控 除		10,000,000円以下 1.6% (県民税 1.2%) 10,000,000円を超える部分は、0.8% (県民税 0.6%) 配当の種類、課税所得等の金額により、控除率の違うものや配当控除がないものがある		
障・寡・未の非課税限度額		所得額 1,250,000円			

29		年 度	
		区 分	
収入金額が1,800,000円以下	収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)	給 与 所 得 控 除	収 入 額
1,800,000円超 3,600,000円以下	720,000円 + (収入金額－ 1,800,000円) × 30%		
3,600,000円超 6,600,000円以下	1,260,000円 + (収入金額－ 3,600,000円) × 20%		
6,600,000円超 10,000,000円以下	1,860,000円 + (収入金額－ 6,600,000円) × 10%		
10,000,000円超 12,000,000円以下	2,200,000円 + (収入金額－10,000,000円) × 5%	公 的 年 金 等 控 除	よ り 控 除
12,000,000円超			
同 左			
同 左			
同 左		雑 損	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		医 療 費	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		社 会 保 険 料	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		小規模企業共済等掛金	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		生 命 保 険 料	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		地 震 保 険 料	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		障 害 者	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		扶 養	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		配 偶 者	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		老 ・ 寡 ・ 勤	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		基 礎	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		配 当 控 除	
同 左			
同 左			
同 左			
同 左		障・寡・未の非課税限度額	
同 左			
同 左			
同 左			

区 分 \ 年 度		3 0	
収 入 額 よ り 控 除	給 与 所 得 控 除	収入金額が1,800,000円以下 収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円) 1,800,000円超 3,600,000円以下 720,000円 + (収入金額 - 1,800,000円) × 30% 3,600,000円超 6,600,000円以下 1,260,000円 + (収入金額 - 3,600,000円) × 20% 6,600,000円超 10,000,000円以下 1,860,000円 + (収入金額 - 6,600,000円) × 10% 10,000,000円超	
	青 色 専 従 者 給 与	同 左	
	白 色 専 従 者 給 与	同 左	
	公 的 年 金 等 控 除	受給者の 年 齢 1 65歳以上 の 者	同 左
		受給者の 年 齢 11 65歳未満 の 者	同 左
所 得 控 除	雑 損	同 左	
	医 療 費	(1) (医療費の額－補てん金額)－(総所得金額等の合計 × 5%、ただし10万円まで) 限度額 200万円 (2) (特定一般用医薬品等の購入額－補てん金額)－12,000円 限度額 8万8千円 (1)(2)いずれか一方を控除	
	社 会 保 険 料	同 左	
	小規模企業共済等掛金	同 左	
	生 命 保 険 料	同 左	
	地 震 保 険 料	同 左	
	障 害 者	同 左	
	扶 養	同 左	
	配 偶 者	同 左	
	老 ・ 寡 ・ 勤	同 左	
	基 礎	同 左	
配 当 控 除		同 左	
障・寡・未の非課税限度額		同 左	

元・2				年 度 区 分	
収入金額が1,800,000円以下		収入金額 × 40% (最低控除額 650,000円)		給 与 所 得 控 除	収 入 額
1,800,000円超 3,600,000円以下		720,000円 + (収入金額 − 1,800,000円) × 30%			
3,600,000円超 6,600,000円以下		1,260,000円 + (収入金額 − 3,600,000円) × 20%			
6,600,000円超 10,000,000円以下		1,860,000円 + (収入金額 − 6,600,000円) × 10%			
10,000,000円超		2,200,000円			
同 左				青 色 専 従 者 給 与	よ り 控 除
同 左				白 色 専 従 者 給 与	
同 左				公 的 年 金 等 控 除	
同 左					
同 左				雑 損	所 得 控 除
同 左				医 療 費	
同 左				社 会 保 険 料	
同 左				小規模企業共済等掛金	
同 左				生 命 保 険 料	
同 左					
同 左					
同 左					
同 左				地 震 保 険 料	
同 左				障 害 者	
同 左				扶 養	
一 般 人	11万円～33万円	配偶者特別控除	※扶養者の合計所得が	配 偶 者	
老 人	13万円～38万円	(1万円～33万円)	1,000万円超の場合は適用不可		
同 左				老 ・ 寡 ・ 勤	
同 左				基 礎	
同 左				配 当 控 除	
同 左				障・寡・未の非課税限度額	

年 度		3～6																																							
区 分																																									
収入額より控除	給 与 所 得 控 除	収入金額が1,800,000円以下 収入金額 × 40%－ 100,000円（最低控除額 550,000円） 1,800,000円超 3,600,000円以下 620,000円 +（収入金額－ 1,800,000円）× 30% 3,600,000円超 6,600,000円以下 1,160,000円 +（収入金額－ 3,600,000円）× 20% 6,600,000円超 8,500,000円以下 1,760,000円 +（収入金額－ 6,600,000円）× 10% 8,500,000円超 1,950,000円																																							
	所得金額調整控除	1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：（給与等の収入金額（上限：1,000万円）－850万円）×10% 2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円）－10万円																																							
	青色専従者給与	同 左																																							
	白色専従者給与	同 左																																							
	公 的 年 金 等 控 除	<table><tr><td rowspan="6">65歳以上</td><td colspan="2">公的年金等の収入額の合計 (A)</td><td colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円超2,000万円以下</td><td>2,000万円超</td></tr><tr><td>～</td><td>3,300,000 円</td><td>110万円</td><td>100万円</td><td>90万円</td></tr><tr><td>3,300,000 円～</td><td>4,100,000 円</td><td>(A) × 25%+ 27.5万円</td><td>(A) × 25%+ 17.5万円</td><td>(A) × 25%+ 7.5万円</td></tr><tr><td>4,100,000 円～</td><td>7,700,000 円</td><td>(A) × 15%+ 68.5万円</td><td>(A) × 15%+ 58.5万円</td><td>(A) × 15%+ 48.5万円</td></tr><tr><td>7,700,000 円～</td><td>10,000,000 円</td><td>(A) × 5%+145.5万円</td><td>(A) × 5%+135.5万円</td><td>(A) × 5%+125.5万円</td></tr><tr><td>10,000,000 円～</td><td></td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr></table>				65歳以上	公的年金等の収入額の合計 (A)		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額					1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	～	3,300,000 円	110万円	100万円	90万円	3,300,000 円～	4,100,000 円	(A) × 25%+ 27.5万円	(A) × 25%+ 17.5万円	(A) × 25%+ 7.5万円	4,100,000 円～	7,700,000 円	(A) × 15%+ 68.5万円	(A) × 15%+ 58.5万円	(A) × 15%+ 48.5万円	7,700,000 円～	10,000,000 円	(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円	10,000,000 円～		195.5万円	185.5万円	175.5万円
		65歳以上	公的年金等の収入額の合計 (A)		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																				
			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																				
～	3,300,000 円		110万円	100万円	90万円																																				
3,300,000 円～	4,100,000 円		(A) × 25%+ 27.5万円	(A) × 25%+ 17.5万円	(A) × 25%+ 7.5万円																																				
4,100,000 円～	7,700,000 円		(A) × 15%+ 68.5万円	(A) × 15%+ 58.5万円	(A) × 15%+ 48.5万円																																				
7,700,000 円～	10,000,000 円		(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円																																				
10,000,000 円～		195.5万円	185.5万円	175.5万円																																					
<table><tr><td rowspan="6">65歳未満</td><td colspan="2">公的年金等の収入額の合計 (A)</td><td colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>1,000万円以下</td><td>1,000万円超2,000万円以下</td><td>2,000万円超</td></tr><tr><td>～</td><td>1,300,000 円</td><td>60万円</td><td>50万円</td><td>40万円</td></tr><tr><td>1,300,000 円～</td><td>4,100,000 円</td><td>(A) × 25%+ 27.5万円</td><td>(A) × 25%+ 17.5万円</td><td>(A) × 25%+ 7.5万円</td></tr><tr><td>4,100,000 円～</td><td>7,700,000 円</td><td>(A) × 15%+ 68.5万円</td><td>(A) × 15%+ 58.5万円</td><td>(A) × 15%+ 48.5万円</td></tr><tr><td>7,700,000 円～</td><td>10,000,000 円</td><td>(A) × 5%+145.5万円</td><td>(A) × 5%+135.5万円</td><td>(A) × 5%+125.5万円</td></tr><tr><td>10,000,000 円～</td><td></td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td></tr></table>				65歳未満	公的年金等の収入額の合計 (A)		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額					1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	～	1,300,000 円	60万円	50万円	40万円	1,300,000 円～	4,100,000 円	(A) × 25%+ 27.5万円	(A) × 25%+ 17.5万円	(A) × 25%+ 7.5万円	4,100,000 円～	7,700,000 円	(A) × 15%+ 68.5万円	(A) × 15%+ 58.5万円	(A) × 15%+ 48.5万円	7,700,000 円～	10,000,000 円	(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円	10,000,000 円～		195.5万円	185.5万円	175.5万円		
65歳未満	公的年金等の収入額の合計 (A)		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																						
			1,000万円以下		1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																			
	～	1,300,000 円	60万円		50万円	40万円																																			
	1,300,000 円～	4,100,000 円	(A) × 25%+ 27.5万円		(A) × 25%+ 17.5万円	(A) × 25%+ 7.5万円																																			
	4,100,000 円～	7,700,000 円	(A) × 15%+ 68.5万円		(A) × 15%+ 58.5万円	(A) × 15%+ 48.5万円																																			
	7,700,000 円～	10,000,000 円	(A) × 5%+145.5万円	(A) × 5%+135.5万円	(A) × 5%+125.5万円																																				
10,000,000 円～		195.5万円	185.5万円	175.5万円																																					

所得控除	雑 損	同 左			
医 療 費	同 左				
社 会 保 険 料	同 左				
小規模企業共済等掛金	同 左				
生 命 保 険 料	同 左				
地 震 保 険 料	同 左				
障 害 者	同 左				
扶 養	同 左				
配 偶 者	同 左				
寡 ・ ひ ・ 勤	寡婦・勤 260,000円 ひとり親 300,000円				
基 礎	合計所得金額 ～24,000,000 円 43 万円 24,000,001 円～24,500,000 円 29 万円 24,500,001 円～25,000,000 円 15 万円 25,000,001 円～ 0 円				
配 当 控 除		同 左			
障・寡・ひ・未の非課税限度額		所得額 1,350,000 円			

(付録第3) 令和6年度 住民税・所得税要覧

		令和6年度 住 民 税				令和5年分 所 得 税																																																																																																																					
均等割の非課税限度額		315,000円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+100,000円以下 ※ 扶養親族がある場合は+189,000円																																																																																																																									
所得割の非課税限度額		350,000円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+100,000円以下 ※ 扶養親族がある場合は+320,000円																																																																																																																									
障・寡・ひ・未の非課税限度額		1,350,000円 (給与収入額 2,043,999円)																																																																																																																									
収入額から控除	給与所得控除	<table><tr><th colspan="2">収入金額</th><th colspan="2">控 除 額</th></tr><tr><td colspan="2">1,800,000円以下</td><td colspan="2">収入金額×40%－100,000(最低控除額 550,000円)</td></tr><tr><td colspan="2">1,800,000円超 3,600,000円以下</td><td colspan="2">620,000円+(収入金額－1,800,000円)×30%</td></tr><tr><td colspan="2">3,600,000円超 6,600,000円以下</td><td colspan="2">1,160,000円+(収入金額－3,600,000円)×20%</td></tr><tr><td colspan="2">6,600,000円超 8,500,000円以下</td><td colspan="2">1,760,000円+(収入金額－6,600,000円)×10%</td></tr><tr><td colspan="2">8,500,000円超</td><td colspan="2">1,950,000円</td></tr></table>								収入金額		控 除 額		1,800,000円以下		収入金額×40%－100,000(最低控除額 550,000円)		1,800,000円超 3,600,000円以下		620,000円+(収入金額－1,800,000円)×30%		3,600,000円超 6,600,000円以下		1,160,000円+(収入金額－3,600,000円)×20%		6,600,000円超 8,500,000円以下		1,760,000円+(収入金額－6,600,000円)×10%		8,500,000円超		1,950,000円																																																																																											
	収入金額		控 除 額																																																																																																																								
	1,800,000円以下		収入金額×40%－100,000(最低控除額 550,000円)																																																																																																																								
	1,800,000円超 3,600,000円以下		620,000円+(収入金額－1,800,000円)×30%																																																																																																																								
	3,600,000円超 6,600,000円以下		1,160,000円+(収入金額－3,600,000円)×20%																																																																																																																								
6,600,000円超 8,500,000円以下		1,760,000円+(収入金額－6,600,000円)×10%																																																																																																																									
8,500,000円超		1,950,000円																																																																																																																									
	所得金額調整控除	1 介護・子育て世帯の場合 対象：給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 控除額：(給与等の収入金額(上限：1,000万円)－850万円)×10% 2 給与収入と公的年金等の双方がある場合 対象：給与収入と公的年金等の双方があり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合 控除額：給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)－10万円																																																																																																																									
	青色専従者給与 白色専従者給与	支払った金額 (1) 500,000円(配偶者の場合は860,000円) (2) (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者+1) (1)(2) いずれか少ない方の金額																																																																																																																									
	公的年金等控除	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">公的年金等の収入額の合計 (A)</th><th colspan="4">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th><th></th></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満</td><td>～ 1,300,000円</td><td>60万円</td><td>50万円</td><td>40万円</td><td></td></tr><tr><td>1,300,000円～ 4,100,000円</td><td>(A)×25%+ 27.5万円</td><td>(A)×25%+ 17.5万円</td><td>(A)×25%+ 7.5万円</td><td></td></tr><tr><td>4,100,000円～ 7,700,000円</td><td>(A)×15%+ 68.5万円</td><td>(A)×15%+ 58.5万円</td><td>(A)×15%+ 48.5万円</td><td></td></tr><tr><td>7,700,000円～ 10,000,000円</td><td>(A)× 5%+145.5万円</td><td>(A)× 5%+135.5万円</td><td>(A)× 5%+125.5万円</td><td></td></tr><tr><td>10,000,000円～</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上</td><td>～ 3,300,000円</td><td>110万円</td><td>100万円</td><td>90万円</td><td></td></tr><tr><td>3,300,000円～ 4,100,000円</td><td>(A)×25%+ 27.5万円</td><td>(A)×25%+ 17.5万円</td><td>(A)×25%+ 7.5万円</td><td></td></tr><tr><td>4,100,000円～ 7,700,000円</td><td>(A)×15%+ 68.5万円</td><td>(A)×15%+ 58.5万円</td><td>(A)×15%+ 48.5万円</td><td></td></tr><tr><td>7,700,000円～ 10,000,000円</td><td>(A)× 5%+145.5万円</td><td>(A)× 5%+135.5万円</td><td>(A)× 5%+125.5万円</td><td></td></tr><tr><td>10,000,000円～</td><td>195.5万円</td><td>185.5万円</td><td>175.5万円</td><td></td></tr></table>									公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超		65歳未満	～ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円		1,300,000円～ 4,100,000円	(A)×25%+ 27.5万円	(A)×25%+ 17.5万円	(A)×25%+ 7.5万円		4,100,000円～ 7,700,000円	(A)×15%+ 68.5万円	(A)×15%+ 58.5万円	(A)×15%+ 48.5万円		7,700,000円～ 10,000,000円	(A)× 5%+145.5万円	(A)× 5%+135.5万円	(A)× 5%+125.5万円		10,000,000円～	195.5万円	185.5万円	175.5万円		65歳以上	～ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円		3,300,000円～ 4,100,000円	(A)×25%+ 27.5万円	(A)×25%+ 17.5万円	(A)×25%+ 7.5万円		4,100,000円～ 7,700,000円	(A)×15%+ 68.5万円	(A)×15%+ 58.5万円	(A)×15%+ 48.5万円		7,700,000円～ 10,000,000円	(A)× 5%+145.5万円	(A)× 5%+135.5万円	(A)× 5%+125.5万円		10,000,000円～	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																					
	公的年金等の収入額の合計 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																																																																									
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																																																																																																							
65歳未満	～ 1,300,000円	60万円	50万円	40万円																																																																																																																							
	1,300,000円～ 4,100,000円	(A)×25%+ 27.5万円	(A)×25%+ 17.5万円	(A)×25%+ 7.5万円																																																																																																																							
	4,100,000円～ 7,700,000円	(A)×15%+ 68.5万円	(A)×15%+ 58.5万円	(A)×15%+ 48.5万円																																																																																																																							
	7,700,000円～ 10,000,000円	(A)× 5%+145.5万円	(A)× 5%+135.5万円	(A)× 5%+125.5万円																																																																																																																							
	10,000,000円～	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																																																																																							
65歳以上	～ 3,300,000円	110万円	100万円	90万円																																																																																																																							
	3,300,000円～ 4,100,000円	(A)×25%+ 27.5万円	(A)×25%+ 17.5万円	(A)×25%+ 7.5万円																																																																																																																							
	4,100,000円～ 7,700,000円	(A)×15%+ 68.5万円	(A)×15%+ 58.5万円	(A)×15%+ 48.5万円																																																																																																																							
	7,700,000円～ 10,000,000円	(A)× 5%+145.5万円	(A)× 5%+135.5万円	(A)× 5%+125.5万円																																																																																																																							
	10,000,000円～	195.5万円	185.5万円	175.5万円																																																																																																																							
所得控除	雑 損	(1) (その年の損失金額－補てん金額)－(総所得金額等の合計額×10%) (2) 損失金額のうち災害関連支出の金額－50,000円 (1)(2) いずれか多い方の金額																																																																																																																									
	医 療 費	(1) (医療費の額－補てん金額)－(「10万円」と「総所得金額等の合計額×5%」のいずれか少ない方の金額) (限度額 200万円) (2) (特定一般用医薬品等購入の額－補てん金額)－12,000円 (限度額 8万8千円) (1)(2) いずれか一方を控除																																																																																																																									
	社会保険料	支払った金額																																																																																																																									
	小規模企業共済等掛金	支払った金額																																																																																																																									
	生命保険料	① 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料のそれぞれの契約等の時期に応じて下記の表で計算 ※ 新契約：平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 <table><tr><th></th><th>年間支払保険料</th><th>控 除 額</th><th>控除上限額</th></tr><tr><td rowspan="4">新契約</td><td>12,000円以下</td><td>支払い保険料等の全額</td><td rowspan="4">28,000円</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払い保険料等×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払い保険料等×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>一律28,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">旧契約</td><td>15,000円以下</td><td>支払い保険料等の全額</td><td rowspan="4">35,000円</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払い保険料等×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払い保険料等×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>一律35,000円</td></tr><tr><td colspan="2">新契約+旧契約</td><td>上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算</td><td>28,000円</td></tr></table> ② ①で算出した各控除額を合算 (住民税：最高7万円) (所得税：最高12万円) 生命保険料控除額=(一般生命保険料控除額)+(個人年金保険料控除額)+(介護医療保険料控除額)									年間支払保険料	控 除 額	控除上限額	新契約	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円	12,001円～32,000円	支払い保険料等×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払い保険料等×1/4+14,000円	56,001円以上	一律28,000円	旧契約	15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円	15,001円～40,000円	支払い保険料等×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払い保険料等×1/4+17,500円	70,001円以上	一律35,000円	新契約+旧契約		上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	28,000円																																																																																						
	年間支払保険料	控 除 額	控除上限額																																																																																																																								
新契約	12,000円以下	支払い保険料等の全額	28,000円																																																																																																																								
	12,001円～32,000円	支払い保険料等×1/2+6,000円																																																																																																																									
	32,001円～56,000円	支払い保険料等×1/4+14,000円																																																																																																																									
	56,001円以上	一律28,000円																																																																																																																									
旧契約	15,000円以下	支払い保険料等の全額	35,000円																																																																																																																								
	15,001円～40,000円	支払い保険料等×1/2+7,500円																																																																																																																									
	40,001円～70,000円	支払い保険料等×1/4+17,500円																																																																																																																									
	70,001円以上	一律35,000円																																																																																																																									
新契約+旧契約		上の契約区分により算出した新契約、旧契約の控除額を合算	28,000円																																																																																																																								
地震保険料 (旧長期損害保険)	<table><tr><th></th><th>年間支払保険料</th><th>控 除 額</th><th>控除上限額</th></tr><tr><td>地震</td><td></td><td>支払い保険料等×1/2</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">旧長期</td><td>5,000円以下</td><td>支払い保険料等の全額</td><td rowspan="3">10,000円</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>支払い保険料等×1/2+2,500円</td></tr><tr><td>15,001円以上</td><td>一律10,000円</td></tr></table> (住民税：最高2.5万円) 地震保険料控除額=(地震保険料に係る控除額)+(旧長期損害保険料に係る控除額)					年間支払保険料	控 除 額	控除上限額	地震		支払い保険料等×1/2	25,000円	旧長期	5,000円以下	支払い保険料等の全額	10,000円	5,001円～15,000円	支払い保険料等×1/2+2,500円	15,001円以上	一律10,000円	<table><tr><th></th><th>年間支払保険料</th><th>控 除 額</th><th>控除上限額</th></tr><tr><td>地震</td><td></td><td>支払い保険料等の全額</td><td>50,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">旧長期</td><td>10,000円以下</td><td>支払い保険料等の全額</td><td rowspan="3">15,000円</td></tr><tr><td>10,001円～20,000円</td><td>支払い保険料等×1/2+5,000円</td></tr><tr><td>20,001円以上</td><td>一律15,000円</td></tr></table> (所得税：最高5万円)					年間支払保険料	控 除 額	控除上限額	地震		支払い保険料等の全額	50,000円	旧長期	10,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円	10,001円～20,000円	支払い保険料等×1/2+5,000円	20,001円以上	一律15,000円																																																																																			
		年間支払保険料	控 除 額	控除上限額																																																																																																																							
地震		支払い保険料等×1/2	25,000円																																																																																																																								
旧長期	5,000円以下	支払い保険料等の全額	10,000円																																																																																																																								
	5,001円～15,000円	支払い保険料等×1/2+2,500円																																																																																																																									
	15,001円以上	一律10,000円																																																																																																																									
	年間支払保険料	控 除 額	控除上限額																																																																																																																								
地震		支払い保険料等の全額	50,000円																																																																																																																								
旧長期	10,000円以下	支払い保険料等の全額	15,000円																																																																																																																								
	10,001円～20,000円	支払い保険料等×1/2+5,000円																																																																																																																									
	20,001円以上	一律15,000円																																																																																																																									
寄 附 金	(「特定寄附金の額の合計額」と「総所得金額等の40%相当額」のいずれか低い金額)－2,000円																																																																																																																										
障 害 者	障害者 同居特別障害者	260,000円(特別障害者 300,000円) 530,000円	障害者 同居特別障害者	270,000円(特別障害者 400,000円) 750,000円																																																																																																																							
扶 養	一般扶養 老人扶養	330,000円(特定 450,000円) 380,000円(同居 450,000円)	一般扶養 老人扶養	380,000円(特定 630,000円) 480,000円(同居 580,000円)																																																																																																																							
配 偶 者	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">配偶者の年間所得</th><th colspan="3">扶養者の年間合計所得</th><th rowspan="2">老人 一般</th></tr><tr><th>～9,000,000</th><th>9,000,001～9,500,000</th><th>9,500,001～10,000,000</th></tr><tr><td rowspan="2">配偶者 控除</td><td>～ 480,000円</td><td>38万 33万</td><td>26万 22万</td><td>13万 11万</td><td rowspan="13">老人 一般</td></tr><tr><td>480,001～1,000,000円</td><td>33万</td><td>22万</td><td>11万</td></tr><tr><td rowspan="11">配偶者 特別控除</td><td>1,000,001～1,050,000円</td><td>31万</td><td>21万</td><td></td></tr><tr><td>1,050,001～1,100,000円</td><td>26万</td><td>18万</td><td>9万</td></tr><tr><td>1,100,001～1,150,000円</td><td>21万</td><td>14万</td><td>7万</td></tr><tr><td>1,150,001～1,200,000円</td><td>16万</td><td>11万</td><td>6万</td></tr><tr><td>1,200,001～1,250,000円</td><td>11万</td><td>8万</td><td>4万</td></tr><tr><td>1,250,001～1,300,000円</td><td>6万</td><td>4万</td><td>2万</td></tr><tr><td>1,300,001～1,330,000円</td><td>3万</td><td>2万</td><td>1万</td></tr><tr><td>1,330,001～円</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">配偶者 控除</td><td>～ 480,000円</td><td>48万 38万</td><td>32万 26万</td><td>16万 13万</td><td rowspan="13">老人 一般</td></tr><tr><td>480,001～950,000円</td><td>38万</td><td>26万</td><td>13万</td></tr><tr><td rowspan="11">配偶者 特別控除</td><td>950,001～1,000,000円</td><td>36万</td><td>24万</td><td>12万</td></tr><tr><td>1,000,001～1,050,000円</td><td>31万</td><td>21万</td><td>11万</td></tr><tr><td>1,050,001～1,100,000円</td><td>26万</td><td>18万</td><td>9万</td></tr><tr><td>1,100,001～1,150,000円</td><td>21万</td><td>14万</td><td>7万</td></tr><tr><td>1,150,001～1,200,000円</td><td>16万</td><td>11万</td><td>6万</td></tr><tr><td>1,200,001～1,250,000円</td><td>11万</td><td>8万</td><td>4万</td></tr><tr><td>1,250,001～1,300,000円</td><td>6万</td><td>4万</td><td>2万</td></tr><tr><td>1,300,001～1,330,000円</td><td>3万</td><td>2万</td><td>1万</td></tr><tr><td>1,330,001～円</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得			老人 一般	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	配偶者 控除	～ 480,000円	38万 33万	26万 22万	13万 11万	老人 一般	480,001～1,000,000円	33万	22万	11万	配偶者 特別控除	1,000,001～1,050,000円	31万	21万		1,050,001～1,100,000円	26万	18万	9万	1,100,001～1,150,000円	21万	14万	7万	1,150,001～1,200,000円	16万	11万	6万	1,200,001～1,250,000円	11万	8万	4万	1,250,001～1,300,000円	6万	4万	2万	1,300,001～1,330,000円	3万	2万	1万	1,330,001～円	0	0	0													配偶者 控除	～ 480,000円	48万 38万	32万 26万	16万 13万	老人 一般	480,001～950,000円	38万	26万	13万	配偶者 特別控除	950,001～1,000,000円	36万	24万	12万	1,000,001～1,050,000円	31万	21万	11万	1,050,001～1,100,000円	26万	18万	9万	1,100,001～1,150,000円	21万	14万	7万	1,150,001～1,200,000円	16万	11万	6万	1,200,001～1,250,000円	11万	8万	4万	1,250,001～1,300,000円	6万	4万	2万	1,300,001～1,330,000円	3万	2万	1万	1,330,001～円	0	0	0								
	配偶者の年間所得	扶養者の年間合計所得					老人 一般																																																																																																																				
		～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000																																																																																																																							
配偶者 控除	～ 480,000円	38万 33万	26万 22万	13万 11万	老人 一般																																																																																																																						
	480,001～1,000,000円	33万	22万	11万																																																																																																																							
配偶者 特別控除	1,000,001～1,050,000円	31万	21万																																																																																																																								
	1,050,001～1,100,000円	26万	18万	9万																																																																																																																							
	1,100,001～1,150,000円	21万	14万	7万																																																																																																																							
	1,150,001～1,200,000円	16万	11万	6万																																																																																																																							
	1,200,001～1,250,000円	11万	8万	4万																																																																																																																							
	1,250,001～1,300,000円	6万	4万	2万																																																																																																																							
	1,300,001～1,330,000円	3万	2万	1万																																																																																																																							
	1,330,001～円	0	0	0																																																																																																																							
配偶者 控除	～ 480,000円	48万 38万	32万 26万	16万 13万	老人 一般																																																																																																																						
	480,001～950,000円	38万	26万	13万																																																																																																																							
配偶者 特別控除	950,001～1,000,000円	36万	24万	12万																																																																																																																							
	1,000,001～1,050,000円	31万	21万	11万																																																																																																																							
	1,050,001～1,100,000円	26万	18万	9万																																																																																																																							
	1,100,001～1,150,000円	21万	14万	7万																																																																																																																							
	1,150,001～1,200,000円	16万	11万	6万																																																																																																																							
	1,200,001～1,250,000円	11万	8万	4万																																																																																																																							
	1,250,001～1,300,000円	6万	4万	2万																																																																																																																							
	1,300,001～1,330,000円	3万	2万	1万																																																																																																																							
	1,330,001～円	0	0	0																																																																																																																							

				令和 6 年 度 住 民 税		令和 5 年 分 所 得 税	
控	寡 婦 ひと り 親 勤 労 学 生			寡婦	260,000 円	寡婦	270,000 円
	ひとり親			ひとり親	300,000 円	ひとり親	350,000 円
除	基 礎			勤労学生	260,000 円	勤労学生	270,000 円
				合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額
				～24,000,000円	43万円	～24,000,000円	48万円
				24,000,001円～24,500,000円	29万円	24,000,001円～24,500,000円	32万円
				24,500,001円～25,000,000円	15万円	24,500,001円～25,000,000円	16万円
			25,000,001円～	0円	25,000,001円～	0円	
税 率				一律 課税標準額 × 6%			
				(県 民 税 一律 課税標準額 × 4%)			
分	土地建物等の譲渡所得等	長期	一 般	3.0% (県 2.0%)		15%	
			優 良	(1) 2,000 万円以下 2.4% (県 1.6%)	(1) 2,000 万円以下 10%		
			居住用財産	(2) 2,000 万円超 課税標準額 × 3.0% (県 2.0%) + 480,000 円 (県 320,000 円)	(2) 2,000 万円超 課税標準額 × 15% - 1,000,000 円		
		短期	一 般 分	(1) 6,000 万円以下 2.4% (県 1.6%)	(1) 6,000 万円以下 10%		
			軽 減 分	(2) 6,000 万円超 課税標準額 × 3.0% (県 2.0%) +1,440,000 円 (県 960,000 円)	(2) 6,000 万円超 課税標準額 × 15% - 3,000,000 円		
			上場株式等	5.4% (県 3.6%)	30%		
	株式等の譲渡所得等	軽 減 分	3.0% (県 2.0%)	15%			
		上場株式等	3.0% (県 2.0%)	15%			
		その他の株式等	3.0% (県 2.0%)	15%			
		先物取引に係る雑所得等	3.0% (県 2.0%)	15%			
課	土地の譲渡等に係る事業所得等			(1) 7.2% (県 4.8%)	(1) 40%		
				(2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の 110%相当額	(2) 土地譲渡等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額の 110%相当額		
税	退職所得			(1)(2) いずれか多い方の金額	(1)(2) いずれか多い方の金額		
				① 退職所得控除を計算	① 退職所得控除を計算		
税 額 控 除	配 当 控 除			(1) 勤続年数が 20 年以内 40 万円 × 勤続年数 (最低 80 万円)	(1) 勤続年数が 20 年以内 40 万円 × 勤続年数 (最低 80 万円)		
	調 整 控 除			(2) " 20 年超 (勤続年数 - 20) × 70 万円 + 800 万円	(2) " 20 年超 (勤続年数 - 20) × 70 万円 + 800 万円		
	寄 附 金 控 除			② (収入金額 - 退職所得控除) × 1/2 × 所得割の税率	② (収入金額 - 退職所得控除) × 1/2 × 所得税の税率		
				1.6% (県 1.2%) ※ 10,000,000 円を超える部分は、0.8% (県 0.6%)	10% ※ 10,000,000 円を超える部分は、5%		
				合計所得金額が 2,500 万円を超える場合は適用外			
				合計課税所得金額 200 万円以下の場合			
				(1) 人的控除額の差額の合計			
				(2) 合計課税所得金額 (1)(2) いずれか小さい金額の 3%(県 2%)			
				合計課税所得金額 200 万円超の場合			
				(1) 人的控除額の差額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)			
				(2) 5 万円 (1)(2) いずれか大きい金額の 3%(県 2%)			
				(寄付金の支出額-2,000 円) × 6% (県 4%)			
				※寄付金の支出額は総所得金額等の 30%を上限			
				(1) 特例控除対象寄付金 (総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金) については、以下の特例控除額を加算			
				(特例控除対象寄付金の支出額-2,000 円)			
				× (90%-所得税適用税率×1.021) × 3/5 (県 2/5)			
				※特例控除額は所得割額 (調整控除後) の 20%を上限			
				(2) ワンストップ特例制度を利用した場合は、以下の申告特例控除額を加算			
				(1) の金額×申告特例控除割合			

特定扶養：H13.1.2 生～H17.1.1 生 老人扶養：S29.1.1 生以前

令和 6 年 度

市 税 概 要

令和 7 年 2 月 発行

発 行 福井市財政部税務事務所
福井市大手 3 丁目 1 0 - 1